昭26.11.22.

官報

主要目次

府　令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　三八九
省　令
○港湾法施行規則　三八九
告　示
○連合国財産の譲渡し、引渡し命令　三九一
○町村の廃置分合（千葉県）　三九一
○町村の境界変更（石川県）　三九一
○村を町とする処分（福井県）　三九一
○同右（山梨県）　三九一
○同右（愛知県）　三九二
○市町の廃置分合（兵庫県）　三九二
○村を町とする処分（熊本県）　三九二
○町村の廃置分合（鹿児島県）　三九二
○十六銀行第三回ハッピー定期預金の細目等　三九二
○輸出入統計品目表　三九二
○昭和二十三年農林省告示第二百五十四号廃止　三九四
○輸出品取締法第七條の五第一項により登録した被登録者の氏名または名称および第七條の二第一項による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地　四二四
○輸入に関する事項の公表（第四十五回）の一部改正　四二四
○浪速芦原郵便局等設置　四二四
○小名浜西町郵便局移転、改称　四二四
○保安林解除（鳥取県）　四二五
総理府公告
○公益事業委員会事務局東京支局公告（第四号）　四二七
○同広島支局公告（第四号）　四二七
法務府公告
○土地家屋調査士試験公告（合格者氏名）　四二七

府　令

◉法務府令第百六十三号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十二日

法務総裁　大橋　武夫

別表広島法務局の部呉支局の款同支局の項中「大屋村」を「天応町」に、釧路地方法務局の部北見支局の款同支局の項中「訓子府村」を「訓子府町」に、徳島地方法務局の部脇町支局の款同支局の項中「岩倉村」を「岩倉町」に、同支局の款辻出張所の項中「加茂村」を「加茂町」に、同地方法務局の部川島支局の款久勝出張所の項中「久勝村」を「久勝町」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

◉運輸省令第九十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定に基き、及び同法を実施するため、港湾法施行規則を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

運輸大臣　山崎　猛

港湾法施行規則

（港湾施設の認定申請）

第一條　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第二條第六項の認定を受けようとする港湾管理者は、左に掲げる事項を記載した港湾施設認定申請書正副二通を運輸大臣に提出するものとする。

一　当該港湾管理者の名称

二　予定港湾区域

三　予定港湾区域と港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）による港の区域、河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川の区域及び漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港の区域との関係

四　当該港湾が重要港湾であるか、地方港湾であるかの別

五　当該地方公共団体が港務局を設立するか、単独で港湾管理者となるか又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の地方公共団体を設立するかの別

六　法第四條第三項（法第三十三條第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により港湾区域を変更しようとする港湾管理者は、左に掲げる事項を記載した港湾区域変更認可申請書を運輸大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一　当該港湾管理者の名称

二　変更しようとする区域

三　変更しようとする区域と港域法による港の区域、河川法による河川の区域及び漁港法による漁港の区域との関係

四　変更を必要とする理由

四　認定を受けようとする施設が他の工作物と効用を兼ねるときはその概要

五　認定を必要とする理由

2　前項の申請書には、認定を受けようとする施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図を添附するものとする。但し、当該施設の種類により、その必要がないときは、その一部を省略することができる。

（港湾区域の認可申請）

第二條　法第四條第四項（法第三十三條第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により港湾区域の認可を受けようとする地方公共団体は、左に掲げる事項を記載した港湾区域認可申請書を運輸大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一　当該地方公共団体の名称

二　予定港湾区域

三　予定港湾区域と港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）による港の区域、河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川の区域及び漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港の区域との関係

四　当該港湾が重要港湾であるか、地方港湾であるかの別

五　当該地方公共団体が港務局を設立するか、単独で港湾管理者となるか又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の地方公共団体を設立するかの別

六　法第四條第三項（法第三十三條第二項の規定により準用する場合を含む。以下本條中同じ。）の規定による関係地方公共団体の意見及びこれとの協議のてん末

2　前項の申請書には、左に掲げる書類及び図面を添附するものとする。

一　申請地方公共団体が法第四條第一項に規定する関係地方公共団体であることを証する書類

二　予定港湾区域を示す図面

三　前項第三号の関係を示す図面

四　当該港湾の港湾管理者の設立（単独で港湾管理者となる場合を含む。）に関する当該関係地方公共団体の議会の議事及び議決を記録した書面

五　法第四條第三項の規定による公告の写

六　当該港湾の港湾管理者の組織を明らかにする書類

七　港務局、地方自治法第二百八十四條第一項の地方公共団体又は法第三十五條の規定による委員会を設置しようとするときは、それと当該地方公共団体との間における業務処理に関する基本事項を記載した書類

八　臨港地区の指定又は認可を受けようとするときは、当該予定地区を示す図面

（港湾区域の変更）

第三條　法第九條第二項（法第三十三條第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により港湾区域を変更しようとする港湾管理者は、左に掲げる事項を記載した港湾区域変更認可申請書を運輸大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一　当該港湾管理者の名称

二　変更しようとする区域

三　変更しようとする区域と港域法による港の区域、河川法による河川の区域及び漁港法による漁港の区域との関係

四　変更を必要とする理由

2　前項の申請書には、前項第二号及び第三号に掲げる事項を示す図面並びに当該区域の新旧の対照を示す図面を添附するものとする。

（臨港地区設定の認可申請）

第四條　法第三十八條第一項の規定により臨港地区を定めようとする港湾管理者は、その地区の範囲及び当該地区を臨港地区としようとする理由を記載した臨港地区設定認可申請書正副二通に当該地区の範囲を示す図面を添えて運輸大臣に提出するものとする。

2　港湾管理者は、法第三十九條第一項の規定により臨港地区において分区を指定したときは当該分区の概要を記載した書類を、法第四十條第一項の規定による條例を定めたときは当該條例の規定を記載した書類を運輸大臣に提出するものとする。

（内定通知）

第五條　国が、法第四十二條、法第四十三條又は法附則第五項の規定により港湾管理者のする港湾工事（以下「港湾事業」という。）についてその費用を負担し、又は補助するときは、運輸大臣は、あらかじめ当該港湾事業の概要及び国庫負担金又は補助金（以下「負担金」という。）の内定額を当該港湾管理者に通知するものとする。

（交付の申請等）

第六條　前條の規定による通知を受けた港湾管理者が、負担金の交付を受けようとするときは、別記第一号様式による負担金交付申請書を運輸大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

一　別記第二号様式による当該港湾事業の事業計画書

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　当該港湾管理者の歳入歳出予算書の写

三　別記第三号様式による財源調書

3　運輸大臣は、第一項の申請書及び前項の書類を審査し、当該事業計画が適正であつて負担金を交付すべきものと認めるときは、負担金を交付する。

4　港湾管理者が、第二項第一号の事業計画書の内容を変更し、又は当該港湾事業を廃止しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

（指示）

第七條　運輸大臣は、負担金を交付した港湾管理者に対し、当該負担金の使用について、当該港湾事業の適正なる実施を期するために必要な指示をすることができる。

（目的外使用の禁止）

第八條　港湾管理者は、交付された負担金を交付の目的以外の目的に使用してはならない。

（精算書の提出）

第九條　港湾管理者が、負担金の交付を受けた港湾事業を完了したときは、遅滞なく、当該港湾事業の精算書を運輸大臣に提出するものとする。

（負担金の返還）

第十條　港湾管理者が、負担金の交付を受けた港湾事業の事業計画を変更し、若しくは当該港湾事業を廃止したとき又は第七條の規定による指示に従わず、若しくは第八條の規定に違反したときは、運輸大臣は当該港湾管理者に対して負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により負担金の返還を命ぜられた港湾管理者は、当該負担金をすみやかに国に返還しなければならない。

（工程の報告）

第十一條　港湾管理者は、負担金の交付を受けた港湾事業について、毎四半期経過後すみやかに工程報告書を運輸大臣に提出するものとする。

（料率変更の請求）

第十二條　法第四十四條第二項の規定による請求をしようとする者は、左に掲げる事項を記載した料率変更請求書を運輸大臣に提出するものとする。

一　請求者の氏名又は名称及び住所

二　当該料率を定めた港湾管理者の名称

三　当該料率並びにそれについて不当又は違法と認める部分及びその理由

四　請求者が正当と認める料率

（報告）

第十三條　法第四十九條の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度終了後二箇月以内に作成し、その作成後一箇月以内に運輸大臣に提出するものとする。

2　前項の規定による報告のうち、収支報告は別記第四号様式によるものとする。

（入出港届の様式）

第十四條　法第十二條第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届は、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第一條に規定する様式によるものとする。但し、特別の事情があるときは、港湾管理者は運輸大臣の承認を受けてこれを変更することができる。

（港湾施設の譲渡等）

第十五條　法第四十六條第一項の規定による処分の認可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した港湾施設処分申請書正副二通を運輸大臣に提出するものとする。

一　申請者の名称

二　処分しようとする港湾施設の種類及び数量

三　前号の港湾施設の工事に要した費用に関する明細

四　処分の相手方の氏名又は名称及び住所

五　担保の供與にあつては当該担保の供與に係る債務の内容、貸付にあつては当該貸付の條件

2　第一條第二項本文の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「認定を受けようとする施設」とあるのは「当該港湾施設」と読み替えるものとする。

（土地又は工作物の譲渡）

第十六條　法第五十三條に規定する土地又は工作物を譲り受けようとする港湾管理者は、左に掲げる事項を記載した土地工作物譲渡申請書正副二通を運輸大臣に提出するものとする。

一　当該港湾管理者の名称

二　土地の譲受にあつてはその区域、面積及び価額、工作物の譲受にあつてはその種類、構造及び価額

三　当該港湾管理者が、当該土地又は工作物につき費用を負担した場合はその額に相当する価額

2　第一條第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において「認定を受けようとする施設」及び「当該施設」とあるのは「当該土地又は工作物」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第一号様式（負担金交付申請書）

番　号
年　月　日

港湾管理者名　印

運輸大臣あて

昭和　年度　港　事業国庫負担金交付申請について

標記について別添事業計画書に基き事業を実施するから、本年度において　円を交付されるよう港湾法施行規則第六條第一項の規定により申請致します。

第二号様式

（その一）

昭和　年度　港　事業計画書

1　事業計画の概要
(イ)　工事の概要
(ロ)　施行の方法
(ハ)　構造物の形式及び工法の選定理由
(ニ)　本年度工事しゅん功後の効果
2　事業計画の明細（その一及びその三による）
3　構造物安定計算に関する事項（別添のこと）
4　材料計算（イ）
5　出来高材（ロ）
6　工事の工程予定（ハ）
7　工事に関する図面（第一條第二項に規定する図面とし、別添のこと）

（その二）

港　事業計画総括表

費目	負担（補助）対象工事		摘要	負担（補助）対象外工事		摘要
	数量	金額		数量	金額	
事業費						
事務費						
工事費						
本工事						
防波堤						
埋立						

（その三）

港　事業計画内訳表（負担（補助）対象工事）

費目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務費					
事務費					
工事費					
本工事					
防波堤					
東					
西					
南					
北					
しゅんせつ					
一					
二					
三					
四					
五					
附帯工事費					
航路					
泊地					
船だまり					
埋立					
護岸					
一					
二					
三					
四					
五					
用地費					
補償費					
一					
二					
三					
四					
五					
船舶運航費					
一					
二					
三					
四					
五					
船舶修繕費					
一					
二					
三					
四					
五					
船舶建造費					
一					
二					
三					
四					
五					
埋立					
護岸					

第三号様式

昭和　年度　港　事業財源調書

標記について、財源の内訳は左記の通りです。

記

国庫負担金　金　円
起債　金　円
一般税収入　金　円
ーーーーーー
合計　金　円

第四号様式

収支報告

収入			支出		
費目	金額		費目	金額	
港湾施設使用料			荷役機械費		
荷さばき施設使用料			保管費		
倉庫使用料			上屋費		
野積場使用料			荷さばき施設費		
船舶給水料			船舶給水費		
船舶給電料			船舶給電費		
船舶給油料			船舶給油費		
船舶修理場使用料			船舶修理場費		
船舶繋船料			船舶繋船費		
船舶入渠料			船舶入渠費		
木材使用料			木材費		
鉄道使用料			鉄道費		
土砂使用料			土砂費		
電力使用料			電力費		
用地使用料			用地費		
占用料			占用料		
雑収入			雑支出		
水上警察費負担金			水上警察費負担金		
港湾施設維持補修費					
人件費					
物件費					
保険料					
公課雑費					
借入金償還金					
利子					
雑損					
予備費					
次年度繰越金					
合計（当期損益）			合計（当期損益）		

告示

◉総理府告示第三百六十八号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、閉鎖機関神奈川県繊維製品株式会社、株式会社大和銀行横浜支店、閉鎖機関住宅営団及び電気通信大臣に対しそれぞれその所有又は占有する左に掲げる財産を昭和二十六年十一月三十日に、バーナード・グーゲンハイム（アメリカ合衆国コネチカット州・グリニッチ・エデウッドドライブ）に譲渡し又は引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

一　閉鎖機関神奈川県繊維製品株式会社（東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地）の所有するもので、株式会社大和銀行横浜支店（横浜市中区山下町二百五十二番地の一）の占有する財産

種類	数量	所在地
土地（宅地）	三百九坪八合七勺	横浜市中区山下町二百五十二番地の一
閉鎖機関住宅営団（東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地）の所有する財産		
種類	数量	所在地
(イ)土地（宅地）	二筆千六百六十八坪二合一勺	名古屋市東区主税町三丁目四番地及び十一番地
(ロ)建物（家屋番号）（第三番）	五棟総坪三百四十一坪八合	同所四番地
(ハ)建物（家屋番号）（第二十二番）	十二棟総坪八百三十六坪八合	同所十一番地
三　閉鎖機関住宅営団の所有するもので、電気通信省東海電気通信資材部が占有する財産		
種類	数量	所在地
土地（宅地）	三百九坪八合七勺	名古屋市東区主税町三丁目十一番地
(イ)建物（家屋番号）（第二十一番附属）	四棟総坪六百五十六坪五合	名古屋市東区主税町三丁目四番地及び十一番地

◉総理府告示第三百六十九号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、千葉県東葛飾郡流山町、八木村及び新川村を廃し、その区域をもつて江戸川町を置く旨、千葉県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、千葉県山武郡大網町、山辺村及び瑞穂村を廃し、その区域をもつて大網町を置く旨、千葉県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十一号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、千葉県香取郡多古町及び東條村を廃し、その区域をもつて多古町を置く旨、千葉県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十二号

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年八月二十五日から、石川県石川郡旭村字相木の区域を同郡松任町に編入する旨、石川県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十三号

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十一月一日から、福井県大野郡下庄村を下庄町とする旨、福井県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十四号

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十一月一日から、山梨県南巨摩郡増穂村を増穂町とする旨、山梨県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十月一日から、愛知県知多郡鬼崎村を鬼崎町とする旨、愛知県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十六号

市町の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十月一日から、兵庫県加古郡別府町を廃し、その区域を加古川市に編入する旨、兵庫県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十七号

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十月一日から、熊本県菊北郡湯浦村を湯浦町とする旨、熊本県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三百七十八号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十月一日から、鹿児島県揖宿郡頴娃町のうち、大字仙田及び十町を分け、その区域をもつて開聞村を置く旨、鹿児島県知事から届出があつた。

昭和二十六年十一月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉大蔵省告示第千七百四十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、十六銀行第三回ハッピー定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　十六銀行第三回ハッピー定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月二十六日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、おめでとう賞は、一等のうちから定め、お年玉賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金 当せんの数
おめでとう賞	三〇〇、〇〇〇円 一本
一等	三〇、〇〇〇 四
二等	一〇、〇〇〇 五
三等	三、〇〇〇 二〇
四等	一〇〇 五、〇〇〇
五等	六〇 五〇、〇〇〇
六等	四〇 二〇、〇〇〇
七等	二〇 四四四、四七〇
お年玉賞	一、〇〇〇 五〇
計	五〇〇、〇五〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十三日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回黒潮定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　三重県第三回黒潮定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口五百円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月二十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金 当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一〇、〇〇〇 一
二等	二、〇〇〇 二
三等	一〇〇 五〇〇
四等	五〇 二〇〇
五等	四〇 一〇〇
六等	二〇 五〇
計	一九、四〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大分信用金庫第一回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大分信用金庫第一回割増金附定期預金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月二十四日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円 二本
一等	一〇、〇〇〇 二
二等	五、〇〇〇 三
三等	五〇〇 二六〇
四等	一〇〇 九、六八三
五等	四〇 一、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十三日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、山口信用金庫第五回割増金附豊栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　山口信用金庫第五回割増金附豊栄定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月二十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円 二本
二等	一、〇〇〇 四
三等	五〇〇 一二
四等	一〇〇 八〇
五等	五〇 二、〇〇〇
六等	二〇 一七、九〇二
計	二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、唐津信用金庫第一回割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　唐津信用金庫第一回割増金附平和定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特等	二〇、〇〇〇円 一本
一等	五、〇〇〇 二
二等	一〇〇 五〇
三等	一〇〇 一〇
四等	三〇〇 二〇
五等	二〇、三〇 一〇、〇〇〇
計	九、六八七

五　抽せん期日　昭和二十七年一月五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、富良野信用組合割増金附平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　富良野信用組合割増金附平和定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 二
二等	一〇〇 六
三等	三〇 九〇
四等	二〇 二、九〇一
計	三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月二十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月二十八日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　給付金額　一口三万六千円

㈢　掛金の金額及び回数　三千円　十二回

㈣　抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特等	二〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 二
二等	五〇〇 一〇
三等	一〇〇 五〇
四等	五〇 一〇〇
五等	三〇 三五〇
計	一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、富良野信用組合割増金附平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　富良野信用組合割増金附平和定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 二
二等	一〇〇 六
三等	三〇 九〇
四等	二〇 二、九〇一
計	三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月二十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月二十八日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百四十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　給付金額　一口三万六千円

㈢　掛金の金額及び回数　三千円　十二回

㈣　抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特賞	二〇、〇〇〇円 一本
一等	五、〇〇〇 二
二等	一、〇〇〇 一〇
三等	五〇〇 一五〇
四等	五〇 三五〇
計	一、〇〇〇

五　抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年六月八日

第二回抽せん　昭和二十七年十二月七日

当せん決定後五日を経過した日

六　割増金の支拂開始期日　第一回抽せん　昭和二十七年六月八日

第二回抽せん　昭和二十七年十二月七日

当せん決定後五日を経過した日

◉大蔵省告示第千七百四十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、苫小牧信用金庫第一回割増金附定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　苫小牧信用金庫第一回割増金附定期積金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　給付金額　一口六千円

㈢　掛金の金額及び回数　五百円　十二回

㈣　抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 二
二等	一〇〇 三
三等	五〇 一〇
四等	一〇 一〇〇
五等	五〇〇 三〇
計	一、〇〇〇

五　抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年一月二十日

第二回抽せん　昭和二十七年六月二十日

当せん決定後五日を経過した日

六　割増金の支拂開始期日　第一回抽せん　昭和二十七年一月二十八日

第二回抽せん　昭和二十七年六月二十六日

◉大蔵省告示第千七百五十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三重県第二回黒潮定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　三重県第二回黒潮定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口五百円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月二十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金 当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一〇、〇〇〇 一
二等	二、〇〇〇 二
三等	一〇〇 五〇
四等	五〇 一〇〇
五等	三〇 五三〇
六等	一〇 一九、四〇〇
計	二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百五十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　給付金額　一口三万六千円

㈢　掛金の金額及び回数　三千円　十二回

㈣　抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特賞	二〇、〇〇〇円 一本
一等	五、〇〇〇 二
二等	一、〇〇〇 一〇
三等	五〇〇 一五〇
四等	五〇 三五〇
計	一、〇〇〇

五　抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年六月八日

第二回抽せん　昭和二十七年十二月七日

当せん決定後五日を経過した日

六　割増金の支拂開始期日　第一回抽せん　昭和二十七年六月八日

第二回抽せん　昭和二十七年十二月七日

当せん決定後五日を経過した日

◉大蔵省告示第千七百五十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回木更津信用金庫割増金附たのしみ定期積金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　給付金額　一口三万六千円

㈢　掛金の金額及び回数　三千円　十二回

㈣　抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特賞	二〇、〇〇〇円 一本
一等	五、〇〇〇 二
二等	一、〇〇〇 一〇
三等	五〇〇 一五〇
四等	五〇 三五〇
計	一、〇〇〇

五　抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年六月八日

第二回抽せん　昭和二十七年十二月七日

当せん決定後五日を経過した日

六　割増金の支拂開始期日　第一回抽せん　昭和二十七年六月八日

第二回抽せん　昭和二十七年十二月七日

当せん決定後五日を経過した日

◉大蔵省告示第千七百五十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大分信用金庫第二回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大分信用金庫第二回割増金附定期預金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月二十四日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円 二本
一等	一〇、〇〇〇 二
二等	五、〇〇〇 三
三等	五〇〇 二六〇
四等	一〇〇 九、六八三
五等	四〇 一、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十三日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千七百五十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、山口信用金庫第五回割増金附豊栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　山口信用金庫第五回割増金附豊栄定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十六日から同二十七年一月二十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金 当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円 二本
二等	一、〇〇〇 四
三等	五〇〇 一二
四等	一〇〇 八〇
五等	五〇 二、〇〇〇
六等	二〇 一七、九〇二
計	二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

昭26.11.22. 第7463号

◉大蔵省告示第千七百四十九号

関税法（昭和二十二年法律第六十一号）第百二条ノ二の規定に基き、輸出入統計品目に関する告示を次の通り定め、昭和二十六年四月一日の輸出入品から適用する。

輸出入統計品目に関する告示（昭和二十五年六月大蔵省告示第百五十八号）は、廃止する。

昭和二十六年十一月二十二日

大蔵大臣　池田　勇人

輸出入統計品目表

目次

類番号	品名	
0	食糧	5
00	生活力を有する動物（主として食用のもの）	51
01	鳥獣肉類及びその調製品	52
02	酪農製品、鳥卵及びはちみつ	53
03	魚介類及びその調製品	54
04	穀類及びその調製品	55
05	果実及び野菜類	56
06	砂糖及びその調製品	59
07	コーヒー、茶、ココア、香辛料及びこれらの製品	6
08	飼料（穀粉してない穀類を除く。）	61
09	その他の食糧調製品	62
1	飲料及びたばこ	63
11	飲料	64
12	たばこ及びその製品	65
2	食用に適しない原材料（燃料を除く。）	66
21	原皮類及び毛皮（仕上してないもの）	67
22	採油用の種、ナット及び核	68
23	生ゴム（合成ゴム及び再生ゴムを含む。）	69
24	木材及びコルク	7
25	パルプ及びくず紙	71
26	繊維物繊維（糸又は織物に加工したものを除く。）及びくず繊維	72
27	肥料（精製してないもの）及び鉱物（粗のもの）（石炭、石油及び貴石を除く。）	73
28	金属鉱及び金属くず	
29	動物性及び植物性原材料（別に掲げるものを除く。）	
3	鉱物性燃料、潤滑油及び関連品	
31	鉱物性燃料、潤滑油及び関連品	
4	動物性及び植物性の油脂（精油を除く。）及びろう	
41	動物性及び植物性の油脂（精油を除く。）及びろう並びにこれらの縁済体	
5	薬品類	
51	化学元素及び化合物	
52	鉱物性タール並びに石炭、石油及び天然ガスから作った粗製薬品	
53	染料、皮なめし剤及び着色材料	
54	医薬品	
55	精油及び香料並びに化粧品、つや出剤及び洗浄剤	
56	化学肥料	
59	爆発薬並びにその他の化学材料及び化学製品	
6	原料別製品	
61	繊維、糸製品（別に掲げるものを除く。）及び仕上げした毛皮類	
62	ゴム製品（別に掲げるものを除く。）	
63	木製品及びコルク製品（家具を除く。）	
64	紙、板紙及びこれらの製品	
65	繊物用糸、繊物類及びこれらの製品並びに関連品	
66	非金属鉱物製品（別に掲げるものを除く。）	
67	鉄、白金及び宝石類	
68	卑金属	
69	金属製品	
7	機械類及び運輸用機器	
71	機械類（電気機器を除く。）	
72	電気機械類	
73	運輸用機器	
8	雑製品	
81	組立家屋、衛生用具、水道用具、暖房用装置及び照明用具並びにこれらの附属品	
82	家具及び備付品	
83	旅行用具、手さげかばん及びこれらに類するもの	
84	衣類	
85	はき物類	
86	医療用機器、理科学用機器、測量機器及び時計類	
89	雑製品	
9	特殊取扱品（別に掲げるものを除く。）	
91	小包郵便物	
92	生活力を有する動物（食用のものを除く。）	
93	穢もどり品及び特殊取扱品	

第0類　食糧

番号	品名	單位
第00部	生活力を有する動物（主として食用のもの）	
001	生活力を有する動物（主として食用のもの）	頭
001-01	牛及び水牛	〃
001-02	めん羊	〃
001-03	豚	〃
001-0300	家きん類	羽
001-04	家きん類	〃
001-0400	家きん類	羽
001-09	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-0900	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-01	牛及び水牛	頭
001-0100	牛及び水牛	〃
001-02	めん羊	〃
001-0200	めん羊	〃
001-03	豚	〃
001-0300	豚	〃
001-04	家きん類	羽
001-0400	家きん類	羽
001-09	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-0900	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-01	牛及び水牛	頭
001-0100	牛及び水牛	〃
001-02	めん羊	〃
001-0200	めん羊	〃
001-03	豚	〃
001-0300	豚	〃
001-04	家きん類	羽
001-0400	家きん類	羽
001-09	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-0900	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-01	牛及び水牛	頭
001-0100	牛及び水牛	〃
001-02	めん羊	〃
001-0200	めん羊	〃
001-03	豚	〃
001-0300	豚	〃
001-04	家きん類	羽
001-0400	家きん類	羽
001-09	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-0900	生活力を有する動物（主として食用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
001-01	牛及び水牛	頭
001-0100	牛及び水牛	〃
第01部	鳥獣肉類及びその調製品	
011	鳥獣肉類（生鮮又は冷凍のもの）	
011-01	牛肉及び水牛肉	〃
011-0100	牛肉及び水牛肉	〃
011-02	羊肉	〃
011-0200	羊肉	〃
011-03	豚肉	〃
011-0300	豚肉	〃
011-04	家きん肉	〃
011-0400	家きん肉	〃
011-09	生鮮肉又は冷凍肉（食用に適するもの）及び第011-01から011-04までに掲げるものを除く。）	〃
011-0900	生鮮肉又は冷凍肉（食用に適するもの）及び第011-01から011-04までに掲げるものを除く。）	〃
012	鳥獣肉類（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）（012-02に掲げるものを除く。）	〃
012-01	ベーコン、ハム及び塩蔵のベーコン、ハム及び塩蔵の豚肉	〃
012-0100	ベーコン、ハム及び塩蔵の豚肉	〃
012-02	牛肉及び鶏肉（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）	〃
012-0200	牛肉及び鶏肉（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）	〃
012-03	鳥獣肉類（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）（012-01及び012-02に掲げるものを除く。）	〃
012-0310	羊肉（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）	〃
012-0320	家きん肉（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）	〃
012-0330	鯨肉（乾燥、塩製したもの）	〃
012-0390	鳥獣肉類（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
013	鳥獣肉類（かん詰のもの）及び鳥獣肉類の調製品（かん詰又はかん詰以外のもの）	
013-01	ソーセージ（気密容器入でないもの）	〃
013-0100	ソーセージ（気密容器入でないもの）	〃
013-02	鳥獣肉類及び鳥獣肉類の調製品（気密容器入のもの）	
013-0210	牛肉及び鶏肉（気密容器入のもの）	〃
013-0220	豚肉、ハム及びベーコン（気密容器入のもの）	〃
013-0230	羊肉（気密容器入のもの）	〃
013-0240	家きん肉（気密容器入のもの）	〃
013-0200	鳥獣肉類及び鳥獣肉類の調製品（気密容器入のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
013-09	肉エキス及び鳥獣肉類調製品（天然のソーセージケーシングを含み、別に掲げるものを除く。）	〃
013-0910	肉エキス	〃
013-0990	鳥獣肉類調製品（別に掲げるものを除く。）	〃
第02部	酪農製品、鳥卵及びはちみつ	
021	ミルク及びクリーム（新鮮なもの）	
021-01	ミルク及びクリーム（新鮮なもの）（バターミルク、サワミルク、サワクリーム及び乳漿を含む。）	
021-0100	ミルク及びクリーム（新鮮なもの）	
022	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥したもの）	
022-01	ミルク及びクリーム、脱脂乳及びバターミルク（濃縮又は乾燥したもので乳漿を含むもの）（濃縮又は半固形状のもの）	
022-0110	加糖練乳	
022-0120	濃縮乳及び無糖練乳	
022-0190	ミルク及びクリーム（濃縮したもの）（別に掲げるものを除く。）	

022-02	ミルク及びクリーム、脱脂乳及びバターミルク（乾燥又は粉状にしたもの）	〃
022-0210	ドライミルク	〃
022-0200	ミルク及びクリーム（乾燥したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
023	バター	〃
023-01	バター（新鮮なもの）（加塩のもの又は無塩のもの）（より醗したものを含む。）	〃
023-0100	バター	〃
024	チーズ	〃
024-01	チーズ	〃
024-0100	チーズ	〃
025	鳥卵	〃
025-01	から付の鳥卵	〃
025-0110	から付の鳥卵（新鮮なもの）	〃
025-0190	から付の鳥卵（別に掲げるものを除く。）	〃
025-02	から付かない鳥卵（液状のもの、並びに冷凍及び乾燥したもの。）	〃
025-0210	鳥卵液	〃
025-0220	全卵粉（フレーク状のものを含む。）	〃
025-0230	卵黄粉	〃
025-0240	卵白粉（フレーク状のものを含む。）	〃
025-0290	鳥卵（別に掲げるものを除く。）	〃
026	天然はちみつ	〃
026-01	天然はちみつ	〃
026-0100	天然はちみつ	〃
029	その他の酪農製品	
029-09	酪農製品（アイスクリームミックス及びアイスクリームパウダー、モルデッドミルク及び調合物、混合物並びに調味した製品（別に掲げるものを除く。）	
029-0910	アイスクリームミックス	〃
029-0920	育児乳及び栄養乳	〃
029-0990	ミルク及びクリーム（バター、脱脂乳及びバターミルク、脱脂乳及びバターミルクパウダー、ケーゼイン、ラクトアルブミン、乳糖、乳漿、乳清、ホエー、ホエーパウダー、ホエーケーゼイン、ホエーアルブミン、ホエーグロブリン、ホエーペプトン、ホエーエキス、ホエーソルト、ホエーシロップ、ホエーパウダーシロップ、ホエーケーゼインシロップ、ホエーアルブミンシロップ、ホエーグロブリンシロップ、ホエーペプトンシロップ、ホエーエキスシロップ、ホエーソルトシロップ、ホエーパウダーケーゼインシロップ、ホエーパウダーアルブミンシロップ、ホエーパウダーグロブリンシロップ、ホエーパウダーペプトンシロップ、ホエーパウダーエキスシロップ、ホエーパウダーソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミンシロップ、ホエーケーゼイングロブリンシロップ、ホエーケーゼインペプトンシロップ、ホエーケーゼインエキスシロップ、ホエーケーゼインソルトシロップ、ホエーアルブミングロブリンシロップ、ホエーアルブミンペプトンシロップ、ホエーアルブミンエキスシロップ、ホエーアルブミンソルトシロップ、ホエーグロブリンペプトンシロップ、ホエーグロブリンエキスシロップ、ホエーグロブリンソルトシロップ、ホエーペプトンエキスシロップ、ホエーペプトンソルトシロップ、ホエーエキスソルトシロップ、ホエーパウダーケーゼインアルブミンシロップ、ホエーパウダーケーゼイングロブリンシロップ、ホエーパウダーケーゼインペプトンシロップ、ホエーパウダーケーゼインエキスシロップ、ホエーパウダーケーゼインソルトシロップ、ホエーパウダーアルブミングロブリンシロップ、ホエーパウダーアルブミンペプトンシロップ、ホエーパウダーアルブミンエキスシロップ、ホエーパウダーアルブミンソルトシロップ、ホエーパウダーグロブリンペプトンシロップ、ホエーパウダーグロブリンエキスシロップ、ホエーパウダーグロブリンソルトシロップ、ホエーパウダーペプトンエキスシロップ、ホエーパウダーペプトンソルトシロップ、ホエーパウダーエキスソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンシロップ、ホエーケーゼインアルブミンペプトンシロップ、ホエーケーゼインアルブミンエキスシロップ、ホエーケーゼインアルブミンソルトシロップ、ホエーケーゼイングロブリンペプトンシロップ、ホエーケーゼイングロブリンエキスシロップ、ホエーケーゼイングロブリンソルトシロップ、ホエーケーゼインペプトンエキスシロップ、ホエーケーゼインペプトンソルトシロップ、ホエーケーゼインエキスソルトシロップ、ホエーアルブミングロブリンペプトンシロップ、ホエーアルブミングロブリンエキスシロップ、ホエーアルブミングロブリンソルトシロップ、ホエーアルブミンペプトンエキスシロップ、ホエーアルブミンペプトンソルトシロップ、ホエーアルブミンエキスソルトシロップ、ホエーグロブリンペプトンエキスシロップ、ホエーグロブリンペプトンソルトシロップ、ホエーグロブリンエキスソルトシロップ、ホエーペプトンエキスソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンペプトンシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンエキスシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミンペプトンエキスシロップ、ホエーケーゼインアルブミンペプトンソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミンエキスソルトシロップ、ホエーケーゼイングロブリンペプトンエキスシロップ、ホエーケーゼイングロブリンペプトンソルトシロップ、ホエーケーゼイングロブリンエキスソルトシロップ、ホエーケーゼインペプトンエキスソルトシロップ、ホエーアルブミングロブリンペプトンエキスシロップ、ホエーアルブミングロブリンペプトンソルトシロップ、ホエーアルブミングロブリンエキスソルトシロップ、ホエーアルブミンペプトンエキスソルトシロップ、ホエーグロブリンペプトンエキスソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンペプトンエキスシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンペプトンソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンエキスソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミンペプトンエキスソルトシロップ、ホエーケーゼイングロブリンペプトンエキスソルトシロップ、ホエーアルブミングロブリンペプトンエキスソルトシロップ、ホエーケーゼインアルブミングロブリンペプトンエキスソルトシロップ）	〃
031	穀類及びその製品並びに甲殻類、軟体動物類及び水棲無脊椎動物類の調製品（別に掲げるものを除く。）	〃
031-01	穀粉（小麦粉を除く。）	〃
031-0110	米粉	〃
031-0120	小麦粉	〃
031-0130	ライ麦粉	〃
031-0140	大麦粉	〃
031-0150	そば粉	〃
031-0160	いも粉	〃
031-0190	穀粉（別に掲げるものを除く。）	〃
031-02	穀粒（精白、半つき、ひき割り、ひき砕き、ふすま、胚芽、胚芽精米、胚芽押麦、胚芽ひき割り、胚芽ひき砕き、胚芽ふすま、ふすまを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-0210	米（精白、半つき、ひき割り、ひき砕き、ふすま、胚芽、胚芽精米、胚芽押麦、胚芽ひき割り、胚芽ひき砕き、胚芽ふすまを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-0220	小麦（精白、ひき割り、ひき砕き、ふすま、胚芽、胚芽ひき割り、胚芽ひき砕き、胚芽ふすまを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-0230	ライ麦（精白、ひき割り、ひき砕き、ふすま、胚芽、胚芽ひき割り、胚芽ひき砕き、胚芽ふすまを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-0240	大麦（精白、ひき割り、ひき砕き、ふすま、胚芽、胚芽ひき割り、胚芽ひき砕き、胚芽ふすまを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-0250	そば（精白、ひき割り、ひき砕き、ふすま、胚芽、胚芽ひき割り、胚芽ひき砕き、胚芽ふすまを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-0260	いわし（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）	〃
031-0270	いりこ（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）	〃
031-0290	魚（乾燥、塩蔵又はくん製したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-03	甲殻類及び軟体動物類（生鮮又は冷凍のもの）	
031-0311	帆立貝（生鮮又は冷凍のもの）	〃
031-0312	貝柱（乾燥又は塩蔵したもの）	〃
031-0321	あわび（生鮮又は冷凍のもの）	〃
031-0322	あわび（乾燥又は塩蔵したもの）	〃
031-0331	かき（生鮮又は冷凍のもの）	〃
031-0332	かき（乾燥又は塩蔵したもの）	〃
031-0341	えび（生鮮又は冷凍のもの）	〃
031-0342	えび（乾燥又は塩蔵したもの）	〃
031-0351	いか（生鮮又は冷凍のもの）	〃
031-0352	いか（乾燥又は塩蔵したもの）	〃
031-0361	たこ及びふじこ（生鮮又は冷凍のもの）	〃
031-0362	たこ及びふじこ（乾燥又は塩蔵したもの）	〃
031-0371	食用かえる（生鮮又は冷凍のもの）	〃
031-0389	甲殻類及び軟体動物類（生鮮又は冷凍のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
031-0391	甲殻類及び軟体動物類（乾燥又は塩蔵したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
032	魚介類（かん詰、びん詰、つぼ詰のもの）並びに調製した魚及びその製品並びに甲殻類及び軟体動物類（気密容器入のもの）	
032-01	魚介類（かん詰、びん詰、つぼ詰のもの）並びに調製した魚及びその製品並びに甲殻類及び軟体動物類（気密容器入のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
032-0110	さけ及びます（気密容器入のもの）	〃
032-0120	まぐろ（気密容器入のもの）	〃
032-0130	さば（気密容器入のもの）	〃
032-0141	いわしの油漬（気密容器入のもの）	〃
032-0149	いわし（気密容器入のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
032-0150	かに（気密容器入のもの）	〃
032-0160	あわび（気密容器入のもの）	〃
032-0170	さざえ（気密容器入のもの）	〃
032-0199	魚及びその製品並びに甲殻類及び軟体動物類（気密容器入のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
032-02	魚の製品（きゃど及びその代用品を含む。）及び魚の調製品（別に掲げるものを除く。）並びに甲殻類及び軟体動物類の調製品又は貯蔵品（気密容器入でないもの）	
032-0210	かつお節その他これに類する魚節	〃
032-0221	さけの卵及びますの卵	〃
032-0222	たらの卵	〃
032-0223	にしんの卵	〃
032-0229	魚卵（別に掲げるものを除く。）	〃
032-0230	ふかのひれ	〃
032-0240	魚の肝臓	〃
032-0299	魚の製品及び魚の調製品並びに甲殻類及び軟体動物類の調製品又は貯蔵品（気密容器入りでないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
第04部	穀類及びその調製品	
041	小麦（丸のもの）	
041-01	小麦（丸のもので、メスリンを含む。）	
041-0100	小麦及びスペルト（丸のもの）	
042	米	
042-01	もみ	
042-0100	もみ、（殻こくしたもの）（精米及び砕米を含む。）	
042-02	米（殻こくしたもの）（精米及び砕米を含む。）	
042-0210	玄米	
042-0220	精米	
042-0230	砕米	
042-0290	米（別に掲げるものを除く。）	
043	大麦（丸のもの）	
043-01	大麦（丸のもの）	
043-0110	皮麦	
043-0120	裸麦	
043-0130	精麦	
044	とうもろこし（丸のもの）	
044-01	とうもろこし（丸のもの）	
044-0100	とうもろこし（丸のもの）	
045	穀類（丸のもの）（小麦、大麦及びとうもろこしを除く。）	
045-01	ライ麦（丸のもの）	
045-0100	ライ麦（丸のもの）	
045-02	オート（丸のもの）	
045-0200	オート（丸のもの）	
045-09	穀類（丸のもの）（別に掲げるものを除く。）	
045-0911	玄あわ	
045-0912	精あわ	
045-0913	玄きび	
045-0914	精きび	
045-0921	玄ひえ	
045-0922	精ひえ	
045-0931	玄こうりゃん	
045-0932	精こうりゃん	
045-094C	マイロその他のもろこし類	
045-095C	そば（丸のもの）	
045-0999	穀類（丸のもの）（別に掲げるものを除く。）	
046	小麦粉	
046-01	小麦粉（スペルト及びメスリンを含む。）	
046-0100	小麦粉（スペルト及びメスリンを含む。）	
047	穀粉（小麦粉を除く。）	
047-01	ライ麦粉	
047-0100	ライ麦粉	
047-02	とうもろこし粉	
047-0200	とうもろこし粉	
047-09	穀粉（別に掲げるものを除く。）	
047-0910	米粉	
047-0920	そば粉	

047-0930	オート粉	〃	051-0120
047-0990	穀粉（別に掲げるものを除く。）	〃	051-0130
048	穀物の調製品	〃	051-02
048-01	朝食用の調製品（グロート、セモリナ及びセリアル）（片状又はペール状のもの若しくは簡単な調製をしたものを除く。）	〃	051-0200
048-0100	朝食用の調製品（グロート、セモリナ及びセリアル）（片状又はペール状のもの若しくは簡単な調製をしたものを除く。）	〃	051-08
048-02	麦芽 （注）麦芽エキス及び麦芽粉は、048-09 に含まれる。	〃	051-0300
048-0200	麦芽	〃	051-04
048-03	マカロニ、パーミセリー及びその他各種のめん類	〃	051-0400
048-0310	マカロニー	〃	051-05
048-0320	パーミセリー	〃	051-0500
048-0330	ヌードル（うどん及びそうめんを含む。）	〃	051-06
048-0340	そば	〃	051-0610
048-0390	めん類（別に掲げるものを除く。）	〃	051-0620
048-04	ベーカリー製品（パン、ビスケット、ケーキ類）	〃	051-0630
048-0410	ビスケット（砂糖を加えないもの）	〃	051-0640
048-0420	栗子	〃	051-0690
048-0490	ベーカリー製品（別に掲げるものを除く。）	〃	051-07
048-09	食用の穀物調製品（別に掲げるものを除く。）	〃	051-0710
048-0900	食用の穀物調製品（別に掲げるものを除く。）	〃	051-0720
049	第05部　果実及び野菜類	〃	051-0730
051	果実及びナット（生鮮のもの）（採油用ナットを除く。）	〃	051-0740
051-01	オレンジ、タンジェリン及びマンダリンオレンジ	〃	051-0750
051-0110	温州みかん（生鮮のもの）	〃	051-0760
051-0120	マンダリン	〃	051-0790
051-0130	かんきつ類（オレンジ、タンジェリン及びマンダリンを除く。）	〃	052
051-0200	かんきつ類（別に掲げるものを除く。）パナナ及びプランテイン（生鮮のもの）	〃	052-01
051-08	パナナ及びプランテイン（生鮮のもの）	〃	052-0110
051-0300	パナナ及びプランテイン	〃	052-0120
051-04	りんご	〃	052-0130
051-0400	りんご	〃	052-0140
051-05	ぶどう	〃	052-0190
051-0500	ぶどう	〃	053
051-06	鮮果（別に掲げるものを除く。）（パイナップル、いちじく及びオリーブ等）	〃	053-01
051-0610	メロン	〃	053-0110
051-0620	パイナップル	〃	053-0115
051-0630	なし	〃	053-0119
051-0640	すいか	〃	053-0199
051-0690	鮮果（別に掲げるものを除く。）	〃	053-02
051-07	食用ナット（生のココやしの実を含み、主として探油用に使用するナットを除く。）	〃	053-0200
051-0710	甘柿	〃	053-0210
051-0720	はすの実	〃	053-0220
051-0730	ココやしの実（生鮮のもの）	〃	053-0230
051-0740	くるみ	〃	053-0240
051-0750	すいかの種及びかぼちやの種	〃	053-03
051-0760	食用ナット（別に掲げるものを除く。）	〃	053-0310
051-0790	乾果	〃	053-0320
052	乾果（人工脱水したものを除く。）	〃	053-0330
052-01	干がき	〃	053-0390
052-0110	干ぶどう	〃	053-04
052-0120	干りゆうがん	〃	053-0410
052-0130	干なつめ	〃	053-0420
052-0140	干なつめ	〃	053-0430
052-0190	乾果（別に掲げるものを除く。）	〃	053-0440
053	果実（そのまま貯蔵したもの又は切つて貯蔵を加えたもの、砂糖を加えたもの又は加熱容器入のもので否とを問わない。）	〃	054
053-01	かんきつ類（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの）	〃	054-01
053-0111	かんきつ類（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの）	〃	054-02
053-0112	桃（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの）	〃	054-0210
053-0113	なし（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの）	〃	054-0220
053-0114	核桃（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの）	〃	054-0230
053-0115	パイナップル（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの）	〃	054-0240
053-0119	果実（かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	054-0250
053-0199	貯蔵果実（別に掲げるものを除く。）	〃	054-0290
053-02	果実の皮及び植物の砂糖づけしたもの又は砂糖づけしたもので否とを問わない。	〃	054-08
053-0200	果実の皮及び植物の砂糖づけしたもの又は砂糖を加えたもの又は砂糖づけしたもので否とを問わない。	〃	054-0410
053-03	ジャム、マーマレード、果肉及びフルーツペースト	〃	054-0420
053-0310	ジャム、マーマレード及び果肉及びフルーツペースト（製菓用のものを除く。）	〃	054-0430
053-0320	果実の皮及び植物の砂糖づけしたもの又は砂糖づけしたもので否とを問わない。）のゼリー	〃	054-0440
053-0330	マーマレード及びフルーツペースト（製菓用のものを除く。）	〃	054-0490
053-0390	果実（乾燥したもの、肉及びフルーツペースト（製菓用のものを除く。）	〃	054-09
053-04	果汁（醗酵してないもので、気密容器入でないもの）（シロップ及び天然のフルーツジュースを含む。）	〃	054-0911
053-0410	果汁（醗酵してないもので、気密容器入でないもの）（しよ糖の重量が全重量の10分の1を超えないもの）	〃	054-0912
053-0420	果汁（醗酵してないもので、しよ糖の重量が全重量の100分の10をこえないもの）	〃	054-0913
053-0430	フルーツシロップ	〃	054-0914
053-0440	フルーツフレーバー（天然の果実の香味を有するもの）（人工脱水したものを除く。）	〃	054-0915
054	野菜及び果実類（生鮮のもの）及び乾燥したもの（別に掲げるものを除く。）	〃	054-0916
054-01	馬鈴しよ（甘しよを除く。）	〃	054-0919
054-02	甘しよ（生鮮のもの）、豆類（乾燥したもの）、たんどう及びその他の豆類（乾燥したものを含む。）	〃	054-0921
054-0210	小豆	〃	054-0922
054-0220	そら豆	〃	054-0923
054-0230	緑豆	〃	054-0924
054-0240	えんどう	〃	054-0925
054-0250	いんげん豆	〃	054-0929
054-0290	豆類（乾燥したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	054-0931
054-08	粗製植物産品（主として食用材料として使用するもの）（マニオカ、葛粉、でん粉及び甘藷粉を含む。）	〃	054-0932
054-0410	マニオカ（ユッカ根）	〃	054-0933
054-0420	こんにやく芋	〃	054-0934
054-0430	粗製植物産品（別に掲げるものを除く。）	〃	054-0938
054-0440	野菜類（主として食用のものを除く。甘藷を含む。）	〃	055
054-0490	粗製植物産品（別に掲げるものを除く。）	〃	055-01
054-09	野菜類（別に掲げるものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	055-0100
054-0911	甘藷（生鮮のもの）	〃	055-02
054-0912	さといも（生鮮のもの）	〃	055-0210
054-0913	大根（生鮮のもの）	〃	055-0220
054-0914	たまねぎ（生鮮のもの）、ねぎ（生鮮のもの）及びにら（生鮮のもの）を除く。	〃	055-0230
054-0915	しようが（生鮮のもの）	〃	055-0240
054-0916	とうがらし（生鮮のもの）	〃	055-0250
054-0919	野菜（生鮮のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	055-0260
054-0921	甘藷（乾燥したもの）	〃	055-0270
054-0922	大根（乾燥したもの）	〃	055-0290
054-0923	金針菜（乾燥したもの）	〃	
054-0924	たけのこ（乾燥したもの）	〃	
054-0925	しいたけ（乾燥したもの）	〃	
054-0929	野菜（乾燥したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
054-0931	干長切こんぶ	〃	
054-0932	干刻こんぶ	〃	
054-0933	その他の干こんぶ	〃	
054-0934	干のり	〃	
054-0938	食用海藻（別に掲げるものを除く。）	〃	
055	野菜類（貯蔵又は調製したもの）	〃	
055-01	野菜（脱水したもの）	〃	
055-0100	野菜（脱水したもの）	〃	
055-02	野菜（貯蔵又は調製したもので、気密容器入のもの）（脱水したもの及び醗酵したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
055-0210	番えんどう（気密容器入のもの）	〃	
055-0220	トマト（気密容器入のもの）	〃	
055-0230	アスパラガス（気密容器入のもの）	〃	
055-0240	たけのこ（気密容器入のもの）	〃	
055-0250	きのこ（気密容器入のもの）	〃	
055-0260	野菜のつけ物（気密容器入のもの）	〃	
055-0270	野菜スープ及び野菜ジュース（気密容器入のもの）	〃	
055-0290	野菜（貯蔵又は調製したもので、気密容器入のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	

055-03	野菜（貯蔵又は調製したもので、気密容器入で否）（冷凍、脱水又は塩づけのものを除く。）	〃	061-0120
055-0310	たくわんづけ	〃	061-0190
055-0320	干のり（小売用容器入のもの）	〃	061-02
055-0390	野菜（貯蔵又は調製したもので気密容器入でないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	061-0210
055-04	果実及びナット（生鮮のもの）、果実及び野菜（粉状及び片状のもの）（食用に調製されたサゴ、タピオカその他のでん粉類を含む。）	〃	061-0220
（注）	食用以外のでん粉類は599-08に分類される。		
055-0411	小麦でん粉	〃	061-0290
055-0412	コーンスターチ	〃	061-03
055-0413	馬鈴しよでん粉	〃	061-0310
055-0414	サゴでん粉	〃	061-0390
055-0415	タピオカでん粉及びマニオカでん粉	〃	061-04
055-0419	でん粉（別に掲げるものを除く。）	〃	061-0410
055-0421	馬鈴しよ粉	〃	061-0420
055-0422	甘藷粉	〃	061-0430
055-0423	こんにやく粉（片状のものを含む。）	〃	061-0490
055-0424	大豆粉（片状のものを含む。）	〃	061-09
055-0425	野菜及び果実（粉状及び片状のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	061-0910
055-0499	第06部　砂糖及びその調製品	〃	061-0920
061	砂糖（でん糖及びしよ糖（精製してないもの））	〃	061-0931
061-01	でん糖及びしよ糖（精製してないもの）（しよ糖の重量が全重量の86をこえないもの）	〃	061-0932
061-0110	でん糖及びしよ糖（精製してないもの）（しよ糖の重量が全重量の86をこえないもの）	〃	061-0940
061-0190	砂糖及び糖水（別に掲げるものを除く。）	〃	061-0990
061-02	砂糖の調製品	〃	062
061-0210	砂糖菓子その他の砂糖調製品（チョコレート菓子を除く。）	〃	062-01
061-0220	氷砂糖	〃	062-0110
061-0290	角砂糖	〃	062-0120
061-03	砂糖菓子及び砂糖の調製品（別に掲げるものを除く。）	〃	062-0190
061-0310	麦性麦芽糖	〃	071
061-0390	糖みつ（食用に適しないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	071-01
061-04	糖水及び糖みつ（食用に適するもの）	〃	071-02
061-0410	糖水	〃	071-03
061-0420	糖みつ（食用に適するもので全重量の100分の60をこえないもの）	〃	071-0310
061-0430	糖みつ（食用に適するもので全重量の100分の60をこえたもの）	〃	071-0320
061-0490	糖みつ（食用に適しない全重量の100分の60をこえたもの）	〃	072
061-09	その他の砂糖及び糖水（乳糖、楓糖、麦芽糖及びぶどう糖、かえで糖及びかえで糖シロップ、人造蜂蜜及び果糖、人造蜂蜜及びみつ）	〃	072-01
061-0910	乳糖	〃	072-0100
061-0920	麦芽糖	〃	072-02
061-0931	ぶどう糖（精製したもの）	〃	072-0200
061-0932	ぶどう糖（精製してないもの）	〃	072-03
061-0940	あめ	〃	072-0310
061-0990	カラメル	〃	072-0320
062	砂糖菓子及び砂糖の調製品（チョコレート及びその調製品（チョコレート粉、ココア粉、ココアペースト及びココアバター及びココアバターを含む。）を除く。）	〃	072-0330
062-01	チョコレート菓子	〃	073
062-0110	チョコレート	〃	073-01
062-0120	チョコレート調製品（別に掲げるものを除く。）	〃	
062-0190	ウーロン茶	〃	
071	茶	〃	
071-01	緑茶	〃	
071-02	紅茶	〃	
071-03	包種茶	〃	
071-0310	烏龍茶	〃	
071-0320	茶（別に掲げるものを除く。）	〃	
072	ココア	〃	
072-01	ココア豆	〃	
072-0100	ココア豆	〃	
072-02	ココア粉	〃	
072-0200	ココア粉	〃	
072-03	ココアバター及びココアペースト	〃	
072-0310	ココアバター	〃	
072-0320	ココアペースト	〃	
073	チョコレート及びその調製品	〃	
073-01	チョコレート及びその調製品（チョコレート粉、ココア粉、ココアバター及びココアペーストを含み、チョコレート菓子を除く。）	〃	

061-0999	砂糖及び糖水（別に掲げるものを除く。）	〃	073-0110
062	砂糖菓子及び砂糖の調製品（チョコレート菓子を除く。）	〃	073-0120
062-01	チョコレート菓子	〃	073-0190
071	茶	〃	074
071-01	緑茶	〃	074-01
071-02	紅茶	〃	074-0110
071-03	ウーロン茶	〃	074-0120
071-0310	包種茶	〃	074-0130
071-0320	烏龍茶	〃	074-0140
072	ココア	〃	074-0150
072-01	ココア豆	〃	074-0190
072-0100	ココア豆	〃	074-02
072-02	ココア粉	〃	074-0200
072-0200	ココア粉	〃	075
072-03	ココアバター及びココアペースト	〃	075-01
072-0310	ココアバター	〃	075-0110
072-0320	ココアペースト	〃	075-0120
072-0330	ココアペースト及びその調製品	〃	075-0190
073	チョコレート及びその調製品	〃	075-02
073-01	チョコレート及びその調製品（チョコレート粉、ココア粉、ココアバター及びココアペーストを除く。）	〃	

073-0110	チョコレート	〃	081
073-0120	チョコレート菓子	〃	081-01
073-0190	チョコレート調製品（別に掲げるものを除く。）	〃	081-0100
074	茶及びマーテ	〃	
074-01	茶	〃	081-02
074-0110	緑茶	〃	
074-0120	紅茶	〃	
074-0130	ウーロン茶	〃	
074-0140	包種茶	〃	081-0210
074-0150	烏龍茶	〃	081-0220
074-0190	茶（別に掲げるものを除く。）	〃	081-0230
074-02	マーテ	〃	081-0290
074-0200	マーテ	〃	
075	香辛料	〃	081-03
075-01	胡椒及びピメント（砕いたもの及びその他の調製したもの又は調製したもの）	〃	081-0310
075-0110	ピメント	〃	081-0320
075-0120	胡椒（種）	〃	081-0330
075-0190	胡椒（その他）	〃	081-0340
075-02	香辛料（胡椒及びピメントを除く。）（砕いたもの及びその他の調製したもの又は調製したもの）	〃	081-0350
075-0211	生姜（乾燥したもの）	〃	081-0390
075-0212	生姜（粉状のもの）	〃	
075-0213	とうがらし（粉状のもの）	〃	081-04
075-0214	とうがらし（その他）	〃	
075-0215	花椒及び山椒	〃	081-0410
075-0221	肉荳蔻	〃	
075-0222	丁香	〃	081-0420
075-0223	肉荳蔻	〃	081-09
075-0224	茴香子（粉状のもの）	〃	
075-0225	茴香子（でい状のもの）	〃	
075-0227	カレー（粉状のもの）	〃	081-0910
075-0229	カレー（でい状のもの）	〃	081-0990
075-0299	香辛料（別に掲げるものを除く。）（調味料（製粉して第08部　調味料を除く。）	〃	

081	飼料（製粉してない穀類を除く。）	〃	091
081-01	乾草及びまぐさ（生のもの及び乾燥したものを含む。）	〃	091-01
081-0100	乾草及びまぐさ（生のもの及び乾燥したもの）（いなごまめを含む。）	〃	
081-02	藁、ぬか、くず穀物並びにその他穀物調製品及び穀物製品の副産物	〃	
081-0210	藁	〃	
081-0220	米ぬか	〃	
081-0230	こうりやんぬか	〃	
081-0290	くず穀物並びにその他の穀物調製品及び穀物製品の副産物	〃	
081-03	油かす及びその他の植物性搾油残渣	〃	
081-0310	大豆油かす	〃	
081-0320	精実油かす	〃	
081-0330	菜種油かす	〃	
081-0340	やし油かす	〃	
081-0350	茶の実油かす	〃	
081-0390	油かす及び植物性搾油残渣（別に掲げるものを除く。）	〃	
081-04	魚粉（と穀場の廃物を含む。）及び魚粉	〃	
081-0410	魚粉（と穀場の廃物を含む。）	〃	
081-0420	魚粉	〃	
081-09	飼料（別に掲げるものを除く。）	〃	
081-0910	配合飼料	〃	
081-0990	飼料（別に掲げるものを除く。） 第09部　その他の食糧調製品	〃	
091	人造バター及びショートニング	〃	
091-01	人造バター（動物性のもの又は植物性のもの又はこれらの混合したもの）	〃	

091-0100	人造バター（動物性のもの又はこれらの混合したもの）	111-0130	アルコールを含まない飲料のもと
091-02	植物性のもの又はこれらに類する食用脂	111-0140	氷
	ショートニング、ラード、ラード代用品及びこれらに類する食用脂	111-0190	アルコールを含まない飲料及び水（別に掲げるもの）
091-0210	ショートニング	112	アルコールを含む飲料
091-0220	ラード	112-01	ぶどう酒（ぶどう液を含む。）
091-0290	ラード代用品その他これに類する食用脂	112-0110	シャンペン及びスパークリングワイン
099	食糧の調製品（別に掲げるものを除く。）	112-0120	甘味ぶどう酒
099-0911	ピーナットバター	112-0190	ぶどう酒（ぶどう液を含む。）（別に掲げるものを除く。）
099-0919	落花生製品（別に掲げるものを除く。）	112-02	りんご酒及び醱酵させたなしじゅう（別に掲げるものを除く。）
099-0920	食酢	112-021C	りんご酒
099-0930	みそ	112-0290	醱酵させたなしじゅう（別に掲げるものを除く。）
099-0941	醤油（たる詰のもの）	112-03	ビール（ホップ、スタウト、ポーターを含む。）その他の醱酵させた麦芽飲料
099-0942	醤油（びん詰のもの）	112-0310	ビール（ホップ、スタウト、ポーターを含む。）
099-0943	固形醤油	112-032C	清酒（合成清酒を含む。）
099-0949	醤油（別に掲げるものを除く。）	112-0330	醱酵させた麦じゅうもの（別に掲げるものを除く。）
099-0951	トマトケチャップ	112-04	蒸りゅう酒
099-0952	トマトソース	112-041C	ウイスキー
099-0959	ソース類（別に掲げるものを除く。）	112-0420	コニャック及びブランデー
099-0960	味の素（グルタミン酸ソーダを主成分とするもの）	112-0430	蒸りゅう類
099-0970	レーション（携帯口糧）	112-044C	呼び名
099-0999	食糧の調製品（別に掲げるものを除く。）	112-0450	リキュール
		112-0490	蒸りゅう酒（別に掲げるものを除く。）
		121	第12部 たばこ及びその製品

第1類 飲料及びたばこ

番号	品名	単位
111	第11部 飲料 アルコールを含まない飲料及び水	
111-01	アルコールを含まない飲料及び野菜じゅうを除く。）	
111-0110	清涼飲料及び鉱水	
111-0120	飲料水	

121-01	たばこ（製造してないもの）（くず及びたばこの葉柄を含む。）	211-0200	子牛皮（仕上してないもの）
121-0110	葉たばこ	211-03	あん羊皮（仕上してないもの）（アストラカン皮、キャラカル皮、ペルシャ小羊皮及びベルシャテール羊皮を除く。）
121-0190	たばこ（製造してないものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	211-0300	やぎ皮（仕上してないもの）
122	製造たばこ	211-04	やぎ皮（仕上してないもの）
122-01	葉巻たばこ及びシェルート	211-0400	羊皮（仕上してないもの）（別に掲げるものを除く。）
122-0100	葉巻たばこ及びシェルート	211-05	くず革及び古革
122-02	紙巻たばこ	211-0500	くず革及び古革
122-0200	紙巻たばこ	211-09	原皮類（仕上してないもの）（別に掲げるものを除く。）
122-03	製造たばこ（喫煙たばこ、噛たばこ及び嗅たばこ等）	211-0910	わに皮（仕上してないもの）
122-031C	刻たばこ	211-0920	とかげ皮（仕上してないもの）
122-032C	噛たばこ	211-091C	原皮類（仕上してないもの）（別に掲げるものを除く。）
122-0330	製造たばこ（別に掲げるものを除く。）	212	毛皮（仕上してないもの）
		212-01	毛皮（アストラカン皮、キャラカル皮、ペルシャ小羊皮及びベルシャあん羊皮及びブローテール羊皮を含み、仕上してないものに限る。）
		212-0111	あん羊の毛皮及びやぎの毛皮（仕上してないもの）
		212-0112	犬の毛皮及び猫の毛皮（仕上してないもの）
		212-0113	うさぎの毛皮（仕上してないもの）
		212-0114	ミンクの毛皮及びいたちの毛皮（仕上してないもの）
		212-0115	りすの毛皮（仕上してないもの）
		212-0116	てんの毛皮（仕上してないもの）
		212-0117	赤ぎつねの毛皮（仕上してないもの）
		212-0115	銀ぎつねの毛皮（仕上してないもの）
		212-0119	ヌートリアの毛皮（仕上してないもの）
		212-0121	あなぐまの毛皮（仕上してないもの）
		212-0199	毛皮（仕上してないものを除く。）（別に掲げるものを除く。）
		第22部 採油用の種、ナット及び核	
		221	採油用の種、ナット及び核
		221-01	生落花生（から付のもの又はから付のものを基準として報告すること。）
		221-0110	生落花生（から付のもの）
		221-0120	生落花生（からの付かないもの）
		221-02	コプラ
		221-0200	コプラ
		221-03	油やしの核
		221-0300	油やしの核
		221-04	大豆
		221-0400	大豆
		221-05	あまの種
		221-0500	あまの種
		221-06	綿の実
		221-0600	綿の実
		221-07	ひまの種
		221-0700	ひまの種
		221-09	採油用の種、ナット及び核（別に掲げるものを除く。）
		221-0910	ココやしの実
		221-0920	ごまの種
		221-0930	えごまの種
		221-0940	紅花の種
		221-0950	からし菜の種
		221-0960	麻の実
		221-0970	桐の実
		221-0980	カポックの種
		221-0990	採油用の種、ナット及び核（別に掲げるものを除く。）

第2類 食用に適しない原材料（燃料を除く。）

番号	品名	単位
（この類に掲げる原材料には、通常の貿易取引に際し原材料として取り扱われるが加工されたものを含む。）		
第21部 原皮及び毛皮（仕上してないもの）		
211	原皮類（仕上してないもの）（毛皮類を除く。）	
211-01	牛皮（水牛皮を含む。）馬皮（仕上してないもの）牛皮（仕上してないもの）水牛皮（仕上してないもの）	
211-0110	馬皮（仕上してないもの）（別に掲げるものを除く。）	
211-02	羊皮（仕上してないもの）（別に掲げるものを除く。）	
211-0210	羊皮（仕上してないもの）	
211-0220	羊毛及びその他の獣毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）	
211-0230	羊毛及びその他の獣毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）（別に掲げるものを除く。）	
211-03	やぎ皮及びこれに類するもの（仕上してないもの）	
211-0310	やぎ皮（仕上してないもの）	
211-0320	やぎ毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）	
211-0330	やぎ毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）（別に掲げるものを除く。）	
211-04	豚毛及びいのしし毛	
211-0410	豚毛及びいのしし毛	
211-05	馬毛及びその他の粗毛	
211-0510	馬毛及びその他の粗毛	
211-0590	馬毛及びその他の粗毛（別に掲げるものを除く。）	
211-06	ウールショディー	
211-0610	ウールショディー	
211-07	羊毛又は獣毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）（別に掲げるものを除く。）	
211-0710	羊毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）	
211-0720	羊毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）（別に掲げるものを除く。）	
211-08	ウールノイル	
211-0810	ウールノイル	
211-0890	ウールノイル（別に掲げるものを除く。）	
211-09	獣毛（粗剛毛及び馬毛を除く。）	
211-0910	獣毛（粗剛毛及び馬毛を除く。）（別に掲げるものを除く。）	
212	第22部 毛皮及び毛皮製品（仕上してないもの）	
212-01	毛皮（仕上してないもの）（アストラカン皮、キャラカル皮、ペルシャ小羊皮及びベルシャあん羊皮及びブローテール羊皮を含み、仕上してないものに限る。）	
212-0111	あん羊の毛皮及びやぎの毛皮（仕上してないもの）	
212-0112	犬の毛皮及び猫の毛皮（仕上してないもの）	
212-0113	うさぎの毛皮（仕上してないもの）	
212-0114	ミンクの毛皮及びいたちの毛皮（仕上してないもの）	
212-0115	りすの毛皮（仕上してないもの）	
212-0116	てんの毛皮（仕上してないもの）	
212-0117	赤ぎつねの毛皮（仕上してないもの）	
212-0115	銀ぎつねの毛皮（仕上してないもの）	

231	第23部 生ゴム（合成ゴムを含む。）及び再生ゴム	242-0290	製材用丸太及びベニヤ原木（針葉樹）（別に掲げるものを除く。）
231-01	天然ゴム類	242-03	製材用丸太（針葉樹以外のもの）
231-0110	生ゴム	242-0310	丸太（ラワン類及びアピトン類）
231-0120	ラテックス	242-0320	丸太（つげ、かりん、たがやさん、紅木、したたん及びしまこくたん）
231-0130	ガタペーチャ	242-0330	丸太（どろのき類）
231-0190	天然ゴム類（別に掲げるものを除く。）	242-0340	丸太（くるみ）
231-02	合成ゴム及びゴム代用品（ファクチス等）	242-0350	丸太（桐）
231-0210	合成ゴム	242-0360	丸太（リグナムバイタ）
231-0220	ゴム代用品（ファクチス等）	242-0370	丸太（チーク）
231-03	再成ゴム	242-0380	丸太（マホガニー）
231-0300	再生ゴム	242-0390	製材用丸太及びベニヤ原木（針葉樹以外のもの）（別に掲げるものを除く。）
231-04	くず ゴム（ゴム引繊物のくず ゴムを含む。）	242-04	坑木
231-0400	くず ゴム（ゴム引繊物のくず ゴムを含む。）（別に掲げるものを除く。）	242-0400	坑木
第24部 木材及びコルク		242-09	支柱くい類及びその他の丸太（坑木を除く。）
241	薪材及び木炭	242-0910	電柱
241-01	薪材（おがくずを含む。）	242-0990	支柱くい類及びその他の丸太（別に掲げるものを除く。）
241-0100	薪材（おがくずを含む。）	243	製材
241-02	木炭	243-01	鉄道用まくらぎ（ひいたものの又はひかないもの）
241-0200	木炭	243-0100	鉄道用まくら木（ひいたものの又はひかないもの。）
242	丸太材	243-02	製材（ひいたもの又は仕上げたもの）（針葉樹）
242-01	パルプ用材	243-0211	製材（紅松）
242-0100	パルプ用材	243-0212	製材（オレゴンパイン）
242-02	製材用丸太及びベニヤ原木用丸太（針葉樹）	243-0216	松の製材（別に掲げるものを除く。）
242-0211	丸太（紅松）	243-0220	製材（もみ属及びとうひ属）
242-0212	丸太（オレゴンパイン）	243-0280	製材（落葉松類）
242-0219	松の丸太（別に掲げるものを除く。）	244	木材パルプ及びくず紙
242-0220	丸太（もみ属及びとうひ属）	244-01	パルプ及びくず紙
242-0230	丸太（落葉松類）	244-0111	くず紙及び古紙
242-0240	丸太（こうようざん）	244-0119	くず紙及び古紙
242-0250	丸太（杉）	244-0120	機械パルプ
242-0280	丸太（ドグラスファー及びベニヤロック）	244-02	機械パルプ（砕木パルプ）

243-0240	製材（こうようざん）	251-03	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ）
243-0250	製材（杉）	251-0310	製紙用亜硫酸パルプ
243-0260	製材（ドグラスファー及びベニヤロック）	251-0320	人造繊維用亜硫酸パルプ
243-0299	製材（別に掲げたものの又は仕上したもの）（針葉樹）（別に掲げるものを除く。）	251-04	化学木材パルプ（亜硫酸パルプを除く。）
243-03	製材（つげ、かりん、たがやさん、紅木、したたん及びしまこくたん）	251-0410	製紙用クラフトパルプ
243-0310	製材（こうようざん）	251-0420	人造繊維用クラフトパルプ
243-0320	製材（チーク）	251-0490	化学木材パルプ（別に掲げるものを除く。）
243-0330	製材（ラワン類及びアピトン類）	251-05	化学パルプ（わら、繊維又はぼろを原料としたもの）
243-0350	製材（どろのき類）	251-0510	コットンリンターパルプ
243-0360	製材（くるみ）	251-0590	化学パルプ（わら、繊維又はぼろを原料としたもの）（別に掲げるものを除く。）
243-0370	製材（桐）	第26部 繊物繊維（糸又は織物に加工したものを除く。）及びくず繊維	
243-0380	製材（ラワン類及びアピトン類、ならへ、かば及びぶな）	261	繭
243-0390	製材（別に掲げたものの又は仕上したもの）（針葉樹以外のもの）（別に掲げるものを除く。）	261-01	繭
244	木材パルプ及びくず紙	261-0110	家蚕くず繭
244-01	パルプ用材	261-0120	野蚕くず繭
244-011C	パルプ（加工してないもの）	261-02	繭から製造できない繭及び繭から製造できない繭、フリッソン、絹糸くず及びシルクノイル
244-0119	パルプ（別に掲げるものを除く。）	261-0210	家蚕くず繭
244-0120	くず紙	261-0220	野蚕くず繭
第25部 パルプ及びくず紙		261-0280	真綿及びベニー
251	パルプ及びくず紙	261-0290	繭からことのできない繭糸、フリッソン、絹糸及びシルクノイル（別に掲げるものを除く。）
251-01	くず紙及び古紙	261-03	生糸（よりをかけないものであつて、かせのもの）
251-0100	くず紙及び古紙	261-0310	野蚕糸
251-02	機械パルプ	261-0320	生糸（よりをかけたものの）
251-0200	機械パルプ（砕木パルプ）	261-0330	機械製の生糸（21中）
		261-0340	機械製の生糸（その他）
		261-0350	機械製の生糸（別に掲げるものを除く。）
		261-0390	生糸（別に掲げるものを除く。）

262	羊毛及びその他の獣毛	263	綿
262-01	原羊毛（脂つきのもの又は再洗したもの）	263-01	綿花（コットンリンターを除く。）
262-0100	原羊毛（脂つきのもの又は再洗したもの）	263-0110	実綿
262-02	洗上羊毛（漂白又は染色の有無を問わない。）		
262-0200	洗上羊毛（漂白又は染色の有無を問わない。）		
262-03	獣毛（粗剛毛及び馬毛を含み、羊毛を除く。）		
262-031C	アンゴラうさぎの毛		
262-0320	カシミヤやぎの毛		
262-0330	らくだの毛		
262-0340	アルパカの毛		
262-0390	獣毛（紡績用に適するものを除く。）		
262-04	獣毛（紡績用に適しないもの）（梱包ぬき、うさぎ等）		
262-0400	獣羊毛（紡績用に適しないもの）		
262-05	馬毛及びその他の粗毛		
262-0500	馬毛及びその他の粗毛		
262-06	ウールショディー		
262-0600	ウールショディー		
262-07	羊毛又は獣毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）		
262-0710	羊毛（カード又はコームしたもの及びトップを含む。）		
262-0790	獣毛（カード又はコームしたものでトップを含む。）		
262-08	くず羊毛及びその他の獣毛くず		
262-0810	ウールノイル		
262-0890	くず羊毛及びその他の獣毛くず（別に掲げるものを除く。）		

263-0120	繰綿	〃	
263-02	ニットンソンター	〃	
263-0200	ニットンソンター	〃	
263-03	綿麻くず及びくず糸（加工してないもの）	〃	
263-0300	綿麻くず及びくず糸（加工してないもの）	〃	
263-04	綿（カード又はコームしたもの）	〃	
263-0400	綿（カード又はコームしたもの）	〃	
264	苧麻	〃	
264-01	苧麻（苧麻くずを含む。）	〃	
264-0110	苧麻繊維	〃	
264-0120	苧麻くず	〃	
265	植物繊維（綿及び苧麻を除く。）	〃	
265-01	亜麻及び亜麻くず	〃	
265-0110	亜麻繊維	〃	
265-0120	亜麻くず	〃	
265-02	大麻及び大麻くず	〃	
265-0210	大麻繊維	〃	
265-0220	大麻くず	〃	
265-03	ラミー及びラミーくず	〃	
265-0310	ラミー（苧麻）繊維	〃	
265-0320	ラミー（苧麻）くず	〃	
265-04	サイザル麻及びその他のアゲーブ属の繊維	〃	
265-0400	サイザル麻及びその他のアゲーブ属の繊維	〃	
265-05	マニラ繊維	〃	
265-0500	マニラ繊維（アバカ繊維）	〃	
265-09	繊物用植物繊維（別に掲げるものくず繊維を除く。）及びその	〃	
265-0911	カポック繊維	〃	
265-0912	やし繊維	〃	
265-0999	繊物用植物繊維（別に掲げるものを除く。）	〃	
265-0999	繊物用植物繊維（別に掲げるものを除く。）	〃	
266	人造繊維（紡績用に適する長さのもの）及びくずのもの	〃	
266-01	人造繊維（紡績用に適する長さのもの）及びくずのもの	〃	
266-0111	ステープルファイバー（ビスコース製のもの）	〃	
266-0112	ステープルファイバー（酢酸繊維製のもの）	〃	
266-0113	ステープルファイバー（ナイロン製、ビニロン製及びこれらに類するもの）	〃	
266-0119	人造繊維（紡績用に適する長さのもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
266-0120	人造繊維くず	〃	
267	繊物類のくず（ぼろを含む。）	〃	
267-01	繊物類のくず（ぼろを含む。）	〃	
267-0110	鎖、ひも、なわ及び網（古ぼろ及びくずのもの）	〃	
267-0121	綿のぼろ	〃	
267-0122	毛のぼろ及び毛入のぼろ	〃	
267-0123	絹のぼろ	〃	
267-0124	麻類のぼろ	〃	
267-0129	ぼろ（別に掲げるものを除く。）	〃	
267-0199	繊物類のくず（別に掲げるものを除く。）	〃	
	第27部　肥料（精製してないもの及び鉱物（粗製及び岩石を除く。）		
271	肥料（精製してないもの）（有炭、石油及び	〃	
271-01	動物性又は植物性の天然肥料（化学処理をしてないもの）	〃	
271-0110	骨粉	〃	
271-0190	動物性又は植物性の天然肥料（化学処理をしてないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
271-02	天然硝酸ソーダ	〃	
271-0200	天然硝酸ソーダ（粉いたもの又は砕かないもの）	〃	
271-03	天然硫酸塩（粉いたもの又は砕かないもの）	〃	
271-0310	天然硫酸塩（粉いたもの又は砕かないもの）	〃	
271-0390	天然硫酸塩（粉いたもの又は砕かないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
271-04	硫酸カリ塩類（粗製のもの）	〃	
271-0410	硫酸カリ塩類（粗製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
271-0420	塩化カリ（粗製のもの）	〃	
271-0430	カイナイトその他のこれらに類するカリ塩類（別に掲げるものを除く。）	〃	
271-0490	粗製カリ塩類（別に掲げるものを除く。）	〃	
272	鉱物（粗のもの）（石炭、石油、原鉱及び貴石を除く。）	〃	
272-01	天然アスファルト	〃	
272-0110	ギルソナイト	〃	
272-0190	天然アスファルト（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-02	砂	〃	
272-0210	硅砂	〃	
272-0290	砂（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-03	砂れき及び粹石	〃	
272-0300	砂れき及び粹石	〃	
272-04	粘土	〃	
272-0410	酸性白土	〃	
272-0420	漸土質岩	〃	
272-0430	カオリン	〃	
272-0490	粘土（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-05	塩（小売用容器入のものを含む。）	〃	
272-0510	塩（粗製のもの）	〃	
272-0520	塩（精製したもの）	〃	
272-06	硫黄	〃	
272-0600	硫黄	〃	
272-07	天然研ま材料（工業用ダイヤモンドを含む。）	〃	
272-0710	フリント	〃	
272-0720	軽石	〃	
272-0730	雌黄土	〃	
272-0740	ボルトランド、セメント及び工業用のダイヤモンド	〃	
272-0750	金剛砂、コランダムサンその他これらに類する天然研ま材料（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-0790	天然研ま材料（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-08	建築用石材及び記念碑用石材（加工してないもの）	〃	
272-0810	大理石（加工してないもの）	〃	
272-0820	スレート（加工してないもの）	〃	
272-0890	建築用石材及び記念碑用石材（加工してないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-11	工業用石材（ディメンジョン石材、石灰石）	〃	
272-1110	石版石（加工してないもの）	〃	
272-1190	工業用石材（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-12	石綿（粗製のもの、洗つたもの又は粹いたもの）	〃	
272-1200	石綿（粗製のもの、洗つたもの又は粹いたもの）（塊、粉又は繊維状のもの）	〃	
272-13	雲母（切つてないもの、洗つたもの又は劈開で板の塊、薄片及び〆雲母（粹いたもの又は粹いてないもの）	〃	
272-1310	雲母（塊状のもの）	〃	
272-1320	雲母（板状のもの）	〃	
272-1330	〆雲母（粹いたもの又は粹かないもの）	〃	
272-1390	雲母（切つてないもの又は劈開で板の塊、薄片及び〆雲母（粹いたもの又は粹いてないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-14	長石、ほたる石及び氷晶石	〃	
272-1410	長石	〃	
272-1420	ほたる石	〃	
272-1430	氷晶石	〃	
272-15	マグネサイト	〃	
272-1510	マグネサイト（マグネシヤクリンカーを除く。）	〃	
272-1520	マグネシヤクリンカー	〃	
272-16	黒鉛	〃	
272-1610	黒鉛（非結晶状のもの）	〃	
272-1620	黒鉛（結晶状のもの）	〃	
272-19	非金属鉱物（粗のものを除く。）	〃	
272-1910	タルク及びソープストーン	〃	
272-1921	石膏（焼いたもの）	〃	
272-1929	石膏（別に掲げるものを除く。）	〃	
272-1930	硼砂鉱	〃	
272-1940	ドロマイト	〃	
272-1950	重晶石	〃	
272-1960	硫化鉄鉱（焼いてないもの）	〃	
272-1999	非金属鉱物（粗のものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	
	第28部　金属鉱及び金属		
281	鉄鉱	〃	
281-01	鉄鉱（選鉱したものを含む。）（硫化鉄鉱の焼いてないものを除く。）	〃	
281-0100	鉄鉱（選鉱したものを含む。）（硫化鉄鉱の焼いてないものを除く。）	〃	
282	鉄鋼	〃	
282-01	鉄鋼くず	〃	
282-0110	鉄鋼くず（特殊鋼を除く。）（よう屑用のみに適するもの）	〃	
282-0120	特殊鋼くず	〃	
282-0190	鉄鋼くず（別に掲げるものを除く。）	〃	
283	非鉄金属鉱（選鉱したものを含む。） （注）この項のものについては、含有されている各金属の重量及び価格を併記すること。	〃	
283-01	銅鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0110	銅鉱（選鉱したものを含むマットを除く。）	〃	
283-0120	銅マット	〃	
283-02	ニッケル鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0210	ニッケル鉱（選鉱したものを含み、マットを除く。）	〃	

283-0220	ニッケルマット	〃	
283-03	アルミニウム鉱（ボーキサイト等）（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0310	ボーキサイト（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0390	アルミニウム鉱（選鉱したものを含み、別に掲げるものを除く。）	〃	
283-04	鉛鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0400	鉛鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-05	亜鉛鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0510	亜鉛鉱（選鉱したものを含み、鉱さいを除く。）	〃	
283-0520	亜鉛の鉱さい	〃	
283-06	錫鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0600	錫鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-07	マンガン鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0700	マンガン鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-08	クロム鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-0800	クロム鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-11	タングステン鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-1100	タングステン鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-19	単金属鉱（選鉱したものを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃	
283-1910	アンチモニー鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-1920	モリブデン鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-1930	コバルト鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-1940	ウナジウム鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-1950	チタン鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
283-1990	単金属鉱（選鉱したものを含み、別に掲げるものを除く。）	〃	
284	非鉄金属のくず	〃	
284-01	非鉄金属のくず	〃	
284-0111	銅くず（よう解用のみに適するもの）	〃	
284-0119	銅くず（別に掲げるものを除く。）	〃	
284-0121	ニッケルくず	〃	
284-0122	アルミニウムくず	〃	
284-0123	鉛くず	〃	
284-0124	亜鉛くず	〃	
284-0125	錫くず	〃	
284-0129	非鉄金属のくず（別に掲げるものを除く。）（缶、くずもゆうくず及び青銅くず	〃	
284-0131	真ちゆうくず及び青銅くず	〃	
284-0132	ニッケル合金のくず	〃	
284-0133	アルミニウム合金のくず	〃	
284-0134	バビットメタルのくず	〃	
284-0135	マグネシウム合金のくず	〃	
284-0139	非鉄金属合金のくず（別に掲げるものを除く。）	〃	
285	鉱滓及び白金鉱 （注）この項のものについては、含有されている各金属の重量及び価格を併記すること。	〃	
285-01	鉱滓（選鉱したものを含む。）	〃	
285-0100	鉱滓（選鉱したものを含む。）	〃	
285-02	白金鉱及び白金属の鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
285-0200	白金鉱及び白金属の鉱（選鉱したものを含む。）	〃	
	第29部　動物性及び植物性原材料（別に掲げるものを除く。）		
291	動物性原材料（食用に適しないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
291-01	獣骨、角、ひづめ、その他これらに類する産品	〃	
291-0111	グールボン	〃	
291-0112	オセイン	〃	
291-0119	獣骨（別に掲げるものを除く。）	〃	
291-0121	象げ	〃	
291-0122	きば	〃	
291-0123	獣角（鼈甲を除く。）	〃	
291-0124	ひづめ	〃	
291-0125	貝がら	〃	
291-0126	べっ甲	〃	
291-0127	さんご	〃	
291-0128	鼈甲	〃	
291-0199	ひづめ及びこれに類する産品（別に掲げるものを除く。）	〃	
291-09	動物性材料（別に掲げるものを除く。）（獣毛、羽毛及び羽毛、毛、海綿、食用以外の魚肝等）	〃	
291-0911	獣毛及びブラッシ用でないもの）	〃	
291-0912	豚毛	〃	
291-0913	人髪	〃	
291-0914	羽毛	〃	
291-0921	装飾用羽毛	〃	
291-0925	羽毛（別に掲げるものを除く。）	〃	
291-0931	海綿	〃	
291-0932	麝香	〃	
291-0933	牛黄	〃	
291-0934	ハイドフレッシングス	〃	
291-0935	ハイドカッチング	〃	
291-0936	ピッカーくず	〃	
291-0937	獣筋	〃	
291-0939	ラケット用ガット（動物性のもの）	〃	
291-0999	天然テグス 動物性材料（別に掲げるものを除く。）	〃	
292	植物性原材料（食用に適しないもの）（別に掲げるものを除く。） 花用植物又は繁殖用及び花なめし用の植物の部分（粉いたもの又は粹かないもの）	〃	
292-06	採取用の種（別に掲げるものを除く。） 花用植物又は繁殖用及び花なめし用の植物の部分（粉いたもの又は粹かないもの） 蚕種（蚕卵紙を含む。）	〃	
292-0530	野菜の種及び花の種	〃	
292-0590	採取用の種（別に掲げるものを除く。） 花用植物又は繁殖用及び花なめし用の植物の部分（粉いたもの又は粹かないもの） 蚕種並びに桑木、桑条及びその他の植物	〃	
292-0414	サフラン	〃	
292-0415	杏仁（あんにん）及び苦扁桃仁（くへんとうにん）	〃	
292-0417	ホミカ	〃	
292-0418	大風子（だいふうし）	〃	
292-0419	甘草	〃	
292-0421	紅参	〃	
292-0422	白参	〃	
292-0429	人参（別に掲げるものを除く。）	〃	
292-0431	黄連	〃	
292-0432	大黄	〃	
292-0433	センガ根及び薬志（せんがこんおよびやくし）	〃	
292-0434	白朮（びゃくじゅつ）、川芎（せんきゅう）	〃	
292-0436	当帰	〃	
292-0437	麻黄	〃	
292-0438	バチュリー葉	〃	
292-0439	キナ皮	〃	
292-0441	沈香（じんこう）、伽羅（きゃら）	〃	
292-0442	安息香（あんそくこう）、阿魏（あぎ）、蘆薈（ろかい）及び	〃	
292-0444	吐根	〃	
292-0445	麦角	〃	
292-0446	海人草	〃	
292-0499	植物、種子、花及び植物の部分（主として薬材又は香料用のものであつて別に掲げるものを除く。）	〃	
	第30部　染料、なめし用及び塗料		
292-05	染色用の種	〃	
292-0510	染料の種	〃	
292-0521	ベッチの種	〃	
292-0529	緑肥の種及び牧草の種（別に掲げるものを除く。）	〃	
292-0111	髪黄	〃	
292-0112	紅花	〃	
292-0113	ログウード	〃	
292-0119	染色用植物性原材料（別に掲げるものを除く。）	〃	
292-0121	五倍子及び没食子	〃	
292-0122	ミロバラン子	〃	
292-0123	マングローブ樹皮	〃	
292-0124	ワットル樹皮	〃	
292-0125	ケブラチョ樹皮	〃	
292-0129	皮なめし用植物性原材料（別に掲げるものを除く。） 天然樹脂類（バルサムを含む。）	〃	
292-02	アラビヤゴム	〃	
292-0211	ターペンチンゴム	〃	
292-0212	ダマルゴム	〃	
292-0213	コパルゴム	〃	
292-0214	トラガカントゴム	〃	
292-0215	没脂	〃	
292-0216	スティックラック	〃	
292-0217	セラック	〃	
292-0218	サンダラック	〃	
292-0219	バルサム	〃	
292-0221	天然樹脂類（別に掲げるものを除く。）	〃	
292-0299	プレイチングパケット用植物性材料、（バケット版物用等）（竹を含む。）	〃	
292-03	竹材	〃	
292-0310	籐	〃	
292-0320	麦わら、わらしの実、バナマストロー、蓑、蓑その他これに類するもの（別に掲げるものを除く。）	〃	
292-0390	植物、種子、花及び植物の部分（主として薬材又は香料用のものであつて別に掲げるものを除く。）	〃	
292-04	デリス根	〃	
292-0411	ホップ	〃	
292-0412	除虫菊	〃	
292-0413		〃	

292-0611	ゆり根	千個	311-0121	れき青炭（コークス製造用のもの）
292-0612	チューリップ根	〃	311-0129	れき青炭（別に掲げるものを除く。）
292-0619	球根類（別に掲げるものを除く。）	キログラム	311-0130	亜れき青炭、褐炭及び亜炭
292-0699	花用植物及び観葉植物の地下茎並びに球根、さし木、さし枝及び苗木を有する樹木並びにその他の植物（別に掲げるものを除く。）	〃	311-02	石炭コークス
292-07	切花及び切葉	〃	311-0200	石炭コークス
292-070C	切花及び切葉	〃	311-03	れん炭（石炭製、亜炭製、コークス製及びでい炭製のもの）
292-09	植物種子、植物じゅう及び植物性材料（染色用エキス及び別にタンニンエキス及びタンニンを有するものを除く。）	〃	311-0300	れん炭（石炭製、亜炭製、コークス製及びでい炭製のもの）
292-0911	生漆	〃	312	原油及び粗製油
292-0919	植物種子、植物じゅう及び植物性材料（別に掲げるもの）	〃	312-01	原油及び精製用粗油（天然揮発油を含む。）
292-0920	ドームナット、アイボリーナット、その他これらに類するボタン製造用ナット類	〃	312-0110	原油及び精製用粗油（揮発油15度において比重0.860をこえないもの）
292-0930	植物繊維（食用に適しないもの）	〃	312-0120	原油及び精製用粗油（揮発油15度において比重0.860をこえ0.904をこえないもの）
292-0940	へちま	〃	312-0130	原油及び精製用粗油（揮発油15度において比重0.904をこえないもの）
292-0950	つう草心	〃	312-0140	原油及び精製用粗油（揮発油15度において比重0.934をこえたもの）
292-0960	しゅろ竹	〃	312-0150	天然揮発油
292-0970	地薇用歯類	〃	313	石油製品
292-0980	イースト（生活力を有するもの）	キログラム	313-01	揮発油（揮発油その他これに類する用途の炭化水素油（ガソリンブレンディングエイジェントを含む。）
292-0999	植物性材料（別に掲げるものを除く。）	〃	313-0110	自動車用揮発油以外の揮発油（揮発15度において比重0.8017をこえないもの）
311-0110	無煙炭	キログラム	313-0120	航空機用揮発油（揮発15度において比重0.8017をこえないもの）
			313-0130	ガソリンブレンディングエイジェント
			313-019C	揮発油（別に掲げるものを除く。）

第3類　鉱物性燃料、潤滑油及び関連品

番号	品名	単位
311	鉱物性燃料、潤滑油及び関連品	
311-01	石炭、コークス及びれん炭（無煙炭、れき青炭、褐炭、亜炭）	
311-0110	無煙炭	キログラム
311-0121	れき青炭（コークス製造用のもの）	〃
311-0129	れき青炭（別に掲げるものを除く。）	〃
311-0130	亜れき青炭、褐炭及び亜炭	〃
311-02	石炭コークス	〃
311-0200	石炭コークス	〃
311-03	れん炭（石炭製、亜炭製、コークス製及びでい炭製のもの）	〃
311-0300	れん炭（石炭製、亜炭製、コークス製及びでい炭製のもの）	〃
312	原油及び粗油	
312-01	原油及び精製用粗油（天然揮発油を含む。）	
312-0110	原油及び精製用粗油（揮発15度において比重0.860をこえないもの）	キロリットル
312-0120	原油及び精製用粗油（揮発15度において比重0.860をこえ0.904をこえないもの）	〃
312-0130	原油及び精製用粗油（揮発15度において比重0.904をこえ0.934をこえないもの）	〃
312-0140	原油及び精製用粗油（揮発15度において比重0.934をこえたもの）	〃
312-0150	天然揮発油	〃
313	石油製品	
313-01	揮発油（揮発油その他これに類する用途の炭化水素油（ガソリンブレンディングエイジェントを含む。）	
313-0110	自動車用揮発油以外の揮発油（揮発15度において比重0.8017をこえないもの）	〃
313-0120	航空機用揮発油（揮発15度において比重0.8017をこえないもの）	〃
313-0130	ガソリンブレンディングエイジェント	〃
313-019C	揮発油（別に掲げるものを除く。）	〃
313-02	燈油（揮発15度においてい比重0.8498をこえないもの）	〃
313-0210	燈油（揮発15度においてい比重0.8498をこえないもの）	〃
313-0220	燈油（揮発15度においてい比重0.8498をこえないもの）	〃
313-03	軽油その他の燃料油	
313-0310	軽油（揮発15度においてい比重0.8498をこえないもの）	〃
313-0320	軽油（揮発15度においてい比重0.8498をこえないもの）	〃
313-0330	その他の燃料油（揮発15度において比重0.904をこえないもの）	〃
313-0340	その他の燃料油（揮発15度において比重0.904をこえ0.934をこえないもの）	〃
313-0350	その他の燃料油（揮発15度において比重0.934をこえたもの）	〃
313-0380	燃料油（別に掲げるものを除く。）	〃
313-04	潤滑油及びグリースの調製用原料（動物性又は植物性のものを混合したものを含む。）	
313-05	ミネラルゼリー及びミネラルワックス（ペトロラタムを含む。）	〃
313-0510	パセリン（ペトロラタムを含む。）	〃
313-0520	パラフィン（粗製のもの）	〃
313-0530	パラフィン（精製したもの）	〃
313-0540	セレシンワックス	〃
313-0590	ミネラルゼリー及びミネラルワックスを除く。（別に掲げるものを除く。）	〃
313-09	ピッチ、レジン、石油アスファルト、石油コークスその他の石油副産物及びオイルシェール、退合アスファルトと退合したものを含む。）（化学繊及び油に掲げるものを除く。）	
313-0911	コールタールピッチ	〃
313-0919	ピッチ及びアスファルトを除く。（別に掲げるものを除く。）	〃
313-0920	半成石油コークス	〃
313-0930	石油コークス	〃
313-0940	廃油（鉱物性のもの）	〃
313-0999	石油副産物及びオイルシェール（化学繊及び別に掲げるものを除く。）	〃
314	天然ガス及び製造ガス	
314-01	天然ガス	
314-0100	天然ガス	立カメートル
314-02	製造ガス	
314-0200	製造ガス	〃
315	電力	
315-01	電力	キロワットアワー
315-0100	電力	〃
411-0119	肝油（粗製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
411-0121	たら肝油（精製したもの）	〃
411-0129	肝油（精製したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
411-0130	いわし油	〃
411-0140	にしん油	〃
411-0150	鯨油	〃
411-0160	廃油（魚油又は海獣油のもの）	〃
411-0199	魚油及び海獣油（別に掲げるものを除く。）	〃
411-02	動物性油脂及びグリース	
	（注）人造バター、ラード、ラード代用品、ショートニング その他これらに類する食用脂は091（091-01及び091-02）に分類される。	
411-0210	牛脂	〃
411-0220	羊脂	〃
411-0230	動物性魚油（海獣油の廃油を除く。）	〃
411-0290	動物性油脂（別に掲げるものを除く。）	〃
412	植物性油	
412-01	あまに油	〃
412-0100	あまに油	〃
412-02	大豆油	〃
412-0200	大豆油	〃
412-03	綿実油	〃
412-0300	綿実油	〃
412-04	落花生油	〃
412-0400	落花生油	〃
412-05	オリーブ油	〃
412-0500	オリーブ油	〃
412-06	パーム油	〃
412-0600	パーム油	〃
412-07	やし油	〃
412-0700	やし油	〃
412-08	パーム核油	〃
412-0800	パーム核油	〃
412-11	ひまし油	〃

412-1100	ひまし油	〃	413-0830	硫酸化油
412-12	桐油	〃	413-0890	鹸性油、脂肪酸及び油脂を処理して作つた固形油（別に掲げるものを除く。）
412-1200	桐油	〃	413-04	動物性及び植物性の蝋
412-19	植物性油（亜、ナット及び核からとつたものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	413-0410	みつ蝋
412-1911	ホイチシカ油	〃	413-0420	カルナウバワックス
412-1912	桐実油	〃	413-0490	動物性及び植物性の蝋（別に掲げるものを除く。）
412-1913	えごま油	〃		
412-1914	つばき油（茶油を含む。）	〃		
412-1915	菜種油及びからし菜油	〃		
412-1916	とうもろこし油	〃		
412-1917	大風子油	〃		
412-1918	カポック油	〃		
412-1919	ごま油	〃		
412-1921	ぬか油	〃		
412-1922	木蠟及び漆蠟	〃		
412-1928	綿油（植物性のもの）	〃		
412-1999	植物性油（亜、ナット及び核からとつたものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃		
413	加工油脂並びに動物性及び植物性の蝋			
	（注）人造バター、ラード、ラード代用品、ショートニングその他これらに類する食用脂は091（091-01及び091-02）に分類される。			
413-01	酸化油、ブロウン油又は硫化油			
413-0110	ボイル油	〃		
413-0120	酸化油及びブロウン油	〃		
413-02	硬化油			
413-0210	硬化大豆油	〃		
413-0220	硬化魚油	〃		
413-0230	硬化鯨油	〃		
413-0240	硬化やし油	〃		
413-0290	硬化油（別に掲げるものを除く。）	〃		
413-03	酸性油、脂肪酸及び油脂を処理して作つた固形油			
413-0310	オレイン酸	〃		
413-0320	ステアリン酸	〃		

第5類　薬品類

番号	品名	単位
511	第51部　化学元素及び化合物	
511-01	無機酸及びその無水物（硝酸、硫酸、塩酸等）	
511-0110	硝酸	キログラム
511-0120	硫酸	〃
511-0130	塩酸	〃
511-0140	硼酸	〃
511-0150	ブロム水素酸	〃
511-0190	無機酸及びその無水物（別に掲げるものを除く。）	〃
511-02	硫酸銅	〃
511-0200	硫酸銅	〃
511-03	苛性ソーダ（水酸化ソーダ）	
511-0310	苛性ソーダ（粗製のもの）	〃
511-0320	苛性ソーダ（精製したもの）	〃
511-04	炭酸ソーダ（ソーダ灰）	
511-0400	炭酸ソーダ（ソーダ灰）	〃
511-09	無機化合物及び化学元素（別に掲げるものを除く。）	
511-0911	塩素	〃
511-0912	臭素	〃
511-0913	氷素	〃
511-0914	アンモニア	〃
511-0915	炭酸ガス	〃
511-0919	無機性ガス（別に掲げるものを除く。）	〃
511-0921	ヨード	〃
511-0922	赤燐	〃
511-0923	黄燐	〃
511-0924	硫化燐	〃
511-0931	苛性カリ（粗製のもの）	〃
511-0932	苛性カリ（精製したもの）	〃
511-0933	過酸化ソーダ	〃
511-0934	硫化ソーダ	〃
511-0935	青化ソーダ	〃
511-0936	セスキ炭酸ソーダ	〃
511-0937	重炭酸ソーダ	〃
511-0938	硝酸ソーダ（精製したもの）	〃
511-0939	芒硝（硝酸ソーダ）（粗製のもの）	〃
511-0941	芒硝（硝酸ソーダ）（精製したもの）	〃
511-0942	チオ硫酸ソーダ	〃
511-0943	塩素酸ソーダ	〃
511-0944	重クロム酸ソーダ	〃
511-0945	硼砂（精製したもの）	〃
511-0946	硅酸ソーダ	〃
511-0947	フェロ青化ソーダ	〃
511-0948	ハイドロサルファイトその他これに類する還元剤	〃
511-0949	ヨードソーダ	〃
511-0951	過マンガン酸カリ	〃
511-0952	塩化カリ（精製したもの）	〃
511-0953	硫酸カリ（精製したもの）	〃
511-0954	硝酸カリ	〃
511-0955	塩素酸カリ	〃
511-0956	重クロム酸カリ	〃
511-0957	青化カリ	〃
511-0958	黄血塩	〃
511-0959	ソーダ及びカリ化合物（別に掲げるものを除く。）	〃
511-0961	アンモニア水	〃
511-0962	ブロム塩類	〃
511-0963	塩化カルシウム	〃
511-0964	さらし粉	〃
511-0965	にがり	〃
511-0966	炭酸マグネシア	〃
511-0967	硫酸マグネシア及び塩化マグネシア	〃
511-0968	触媒（白金、アナジウム、鉄又はこれらの化合物を含むもの）	〃
511-0969	無機触媒（別に掲げるものを除く。）	〃
511-0971	二酸化マンガン	〃
511-0972	硫酸ニッケル及び硫酸ニッケルアンモン	〃
511-0973	硫酸アルミニウム	〃
511-0974	塩化亜鉛	〃
511-0975	塩化バリウム	〃
511-0976	硫酸アンモン、硝酸アンモン及び塩化アンモン（精製したもの）	〃
511-0977	過酸化水素	〃
511-0978	カーバイト	〃
511-0979	希有元素の塩類（トリウム、グラム、セリウム、ランタン、ジジウム等の塩類）	キログラム
511-0981	カリ明礬	〃
511-0982	明礬（別に掲げるものを除く。）	〃
511-0983	青化石灰	〃
511-0989	無機化合物及び化学元素（別に掲げるものを除く。）	〃
512	有機薬品	
512-01	脂肪属有機酸及びその無水物（醋酸、酒石酸、くえん酸等）	
512-0110	蟻酸	〃
512-0120	醋酸	〃
512-0130	乳酸	〃
512-0140	蓚酸	〃
512-0150	酒石酸及びくえん酸	〃
512-0190	脂肪属有機酸及びその無水物（別に掲げるものを除く。）	〃
512-02	エチルアルコール	〃
512-0200	エチルアルコール	〃
512-03	グリセリン	キログラム
512-0300	グリセリン	〃
512-04	アルコール類（別に掲げるものを除く。）	〃
512-0410	メチルアルコール（メタノール）	〃
512-0420	変性アルコール	〃
512-0430	プロピルアルコール	〃
512-0440	ブチルアルコール（ブタノール）	〃
512-05	テレピン油	〃
512-0500	テレピン油	〃
512-09	有機化合物（別に掲げるものを除く。）	
512-0911	アニリン	〃
512-0912	サリチル酸	〃
512-0913	ゴム加硫促進剤及びゴム老化防止剤	〃
512-0919	コールタール系誘導体（別に掲げるものを除く。）	〃
512-0921	生酒石	〃
512-0922	樟脳	〃
512-0923	龍脳	〃
512-0924	薄荷脳	〃
512-0925	アセトン	〃
512-0926	エーテル	〃
512-0927	ホルマリン	〃
512-0928	クロロホルム	〃
512-0929	醋酸繊維素	〃
512-0931	醋酸石灰及びくえん酸石灰	〃
512-0999	有機化合物（別に掲げるものを除く。）	〃
521	鉱物性タール並びに石炭、石油及び天然ガスから作つた粗製薬品	
521-01	コールタール	
521-0110	鉱物性タール（別に掲げるものを除く。）	〃
521-0190	鉱物性タール（別に掲げるものを除く。）	〃
521-02	タール油並びに石炭、石油及び天然ガスから作つた粗製薬品	〃

5521-0210	ベンゼン(ベンゾール)	〃	〃	〃
5521-0220	トルエン(トルオール)	〃	〃	〃
5521-0230	クレゾール	〃	〃	〃
5521-0240	ピリジン	〃	〃	〃
5521-0250	石炭酸(フェノール)	〃	〃	〃
5521-0260	ナフタリン	〃	〃	〃
5521-0280	タール油並びに石炭ガスから作つた粗製薬品(別に掲げるものを除く。)	〃	〃	〃
551	第53部　染料、皮なめし剤及び着色材料			
551-01	コールタール染料			
	コールタール染料及び天然藍			
551-0110	塩基性染料	〃	〃	〃
551-0120	直接染料	〃	〃	〃
551-0130	酸性染料	〃	〃	〃
551-0140	媒染染料及び酸性媒染染料	〃	〃	〃
551-0150	硫化染料及び硫化建染染料	〃	〃	〃
551-0161	天然藍	〃	〃	〃
551-0162	人造藍	〃	〃	〃
551-0169	建染染料（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
551-0170	油脂染料及びアルコール溶解性染料	〃	〃	〃
551-0180	レーキ顔料	〃	〃	〃
551-0190	コールタール染料（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
552	染色用及び皮なめし用エキス並びに合成のなめし用剤			
552-01	染色用エキス（植物性又は動物性のもの）			
(注)	凡ゆる動物性又は植物性の染料を含み、藍を除く。			
552-0110	ワグウードエキス（ヘマチン）	〃	〃	〃
552-0190	染色用エキス（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
552-02	皮なめし用エキス（合成のなめし用材料を除く。）	〃	〃	〃
552-0210	マングローブエキス（カマングローブエキス）	〃	〃	〃
532-0220	ミロバランエキス	〃	〃	〃
532-0230	ガンビヤエキス	〃	〃	〃
532-0240	ケブラチョーエキス	〃	〃	〃
532-0250	ワットルエキス	〃	〃	〃
532-0260	チェストナットエキス	〃	〃	〃
532-0290	皮なめし用エキス（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
532-08	合成の皮なめし用材料	〃	〃	〃
532-0800	顔料及びこれらの関連品	〃	〃	〃
533	着色材料（ダステンペーパーを含み、ユールタールの染のものを除く。）	〃	〃	〃
533-01	酸化コバルト（黒鉛を含む。）	〃	〃	〃
533-0111	金粉、銀粉、金液、銀液及び白金液	グラム	キログラム	
533-0112	着銅粉、アルミニウム粉その他これらに類するキログラム金属粉	〃	〃	〃
533-0113	紺青	〃	〃	〃
533-0114	群青	〃	〃	〃
533-0115	天然黄	〃	〃	〃
533-0116	鉛丹	〃	〃	〃
533-0117	一酸化鉛（リサージ）及び鉛白	〃	〃	〃
533-0118	亜鉛華及び酸化亜鉛	〃	〃	〃
533-0119	硫酸バリウム	〃	〃	〃
533-0121	リトポン	〃	〃	〃
533-0122	酸化チタン	〃	〃	〃
533-0128	白亜（炭酸石灰を含む。）	〃	〃	〃
533-0124	白亜（焼成した石灰石を含む。）	〃	〃	〃
533-0125	朱及び辰砂	〃	〃	〃
533-0126	鶏冠石及び石黄	〃	〃	〃
533-0127	べんがら及び黄土	〃	〃	〃
533-0128	雌黄及びきりん血	〃	〃	〃
533-0131	カーボンブラック	〃	〃	〃
533-0199	クロムイエロー	〃	〃	〃
	着色材料（ユールタールの染のものを除く。）	〃	〃	〃
533-02	印刷用インク	〃	〃	〃
533-0210	黒色印刷用インク（液状又はでい状のもの）（一個の重量が容器ともに10キログラムをこえるものを除く。）	〃	〃	〃
533-0220	アルカリブルートーナ	〃	〃	〃
533-0290	印刷用インク（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
533-03	調製したペイント、エナメル、ラッカー、ワニス、絵具及び乾燥剤（ペイントドライヤー）並びに洗でん料			
533-0311	エナメルペイント	〃	〃	〃
533-0312	船底塗料	〃	〃	〃
533-0319	調製ペイント（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
533-0321	繊維素塗料	〃	〃	〃
533-0322	合成樹脂塗料	〃	〃	〃
533-0323	絶縁塗料	〃	〃	〃
533-0329	ラッカー（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
533-0330	ワニス	〃	〃	〃
533-0340	水彩絵具及び油絵具	〃	〃	〃
533-0350	洗でん料（ペテ類）	〃	〃	〃
533-0360	バーニッセンス	〃	〃	〃
533-0370	水性ペイント	〃	〃	〃
533-0380	ビグメントレジネートペース及びそのソルベント	〃	〃	〃
533-0399	塗料類（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
541	第54部　医薬品			
541-01	医薬品			
541-0100	ビタミン及びその調整品	〃	〃	〃
541-02	ビタミン及びその調整品類する物質	〃	〃	〃
541-0210	細菌製剤、血清及びワクチン	〃	〃	〃
541-0290	細菌製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
541-03	ペニシリン、ストレプトマイシン、クロロジンその他の抗菌性物質	〃	〃	〃
541-0310	ペニシリン	〃	〃	〃
541-032C	ストレプトマイシン	〃	〃	〃
541-0330	オーレオマイシン	〃	〃	〃
541-0380	抗菌性物質（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
541-04	阿片アルカロイド、コカイン、カフエイン、カニーネその他のアルカロイド塩類及びこれらの誘導体	〃	〃	〃
541-0410	塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、塩酸シンコニン及び硫酸シンコニネ	キログラム	キログラム	
541-0420	塩酸モルヒネ、硫酸モルヒネ、燐酸コデイン、エクゴニン、コカイン及び硫酸コカイン	〃	〃	〃
541-0430	エフェドリン塩	〃	〃	〃
541-0490	アルカロイドの塩類及びこれらの誘導体（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
541-09	医薬品（別に掲げるものを除く。）	百万円	百万円	百万円
541-0911	仁丹	キログラム	〃	〃
541-0924	スルファミン類	キログラム	〃	〃
541-0925	サントニン	グラム	〃	〃
541-0926	ヘキシルレゾルシン	キログラム	〃	〃
541-0927	ペプシン	グラム	〃	〃
541-0928	甘草エキス	キログラム	〃	〃
541-0929	チンキ類	リットル	〃	〃
541-0931	はんそうこう類	キログラム	〃	〃
541-0932	カプセル及びオブラート	〃	〃	〃
541-0933	ガーゼ、ほう帯、脱脂綿その他のこれらに類する外科用材料及び繃帯材料	〃	〃	〃
541-0999	医薬品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃	〃
551	第55部　精油及び香料並びに化粧品、つや出し及び洗浄剤			
551-01	植物性精油			
551-0111	パイン油	〃	〃	〃
551-0112	牛しよう油	〃	〃	〃
551-0113	しよう脳油	〃	〃	〃
551-0114	薄荷油	〃	〃	〃
551-0115	シトロネラ油	〃	〃	〃
551-0116	レモングラス油	〃	〃	〃
551-0117	ササフラス油	〃	〃	〃
551-0118	ユーカリ油	〃	〃	〃
551-0119	カッシヤ油	〃	〃	〃
551-0121	フェンネル油	〃	〃	〃
552-0122	ラベンダー油	〃	〃	〃
551-0123	バルサム油	〃	〃	〃
551-0124	丁子油	〃	〃	〃
551-0125	スターアニス油	〃	〃	〃
551-0126	レモン油	〃	〃	〃
551-0127	ローズ油	〃	〃	〃
551-0128	ベルガモット油	〃	〃	〃
551-5129	ゲラニウム油	〃	〃	〃
551-0131	白檀油	〃	〃	〃
551-0199	植物性精油（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
551-02	合成香味料及び合成濃厚香料並びにインフラーレジングリース及びアルコールと精油とを混合したもの	〃	〃	〃
551-0210	香水	〃	〃	〃
551-0220	リオトロピンその他これらに類するもの	〃	〃	〃

551-0230	フルーツエッセンス、リキュールエッセンスその他これらに類する合成香味料及び合成濃厚香料並びにインフラーレジングリース及びアルコールと精油とを混合したもの（別に掲げるものを除く。）	キログラム	キログラム	
552	香水、化粧品、石けん、香水、ふき瀬その他の化粧品、（石けんを除く。）	〃	〃	〃
552-01	香水	〃	〃	〃
552-0110	ポマード及び香油	〃	〃	〃
552-0120	練みがき類	〃	〃	〃
552-0130	クリーム類	〃	〃	〃
552-0140	おしろい類	〃	〃	〃
552-0150	マニキュア用製品	〃	〃	〃
552-0160	ひげそり用製品	〃	〃	〃
552-0170	化粧品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
552-019C	石けん及び洗浄剤	〃	〃	〃
552-02	洗浄剤	〃	〃	〃
552-0210	化粧石けん	〃	〃	〃
552-0220	洗たく石けん	〃	〃	〃
552-0280	結織用石けん	〃	〃	〃
552-0240	薬用石けん	〃	〃	〃
552-0250	石けん（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
552-0260	ワックス、みがき料、ペースト、粉末その他これらに類する調製品（革、木、金属、ガラス又は宝石の他の材料のつや出用及び保存用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
552-03	みがき料、ペースト、粉末その他これらに類する調製品（革、木、金属、ガラス又は宝石の他の材料のつや出用及び保存用のもの）	〃	〃	〃
552-0310	靴墨類	〃	〃	〃
552-0320	メタルポリシュ	〃	〃	〃
552-0890	ワックス、みがき料、ペースト、粉末その他これらに類する調製品（革、木、金属、ガラス又は宝石の他の材料のつや出用及び保存用のもの）（別に掲げるものを除く。）	キログラム	キログラム	
561	第56部　化学肥料			
561-01	窒素肥料（天然のもの及び別に掲げるものを除く。）	キログラム	キログラム	
561-0110	硝酸アンモン（粗製のもの）	〃	〃	〃
561-0120	塩化アンモン（粗製のもの）	〃	〃	〃
561-0130	硫酸アンモン（粗製のもの）	〃	〃	〃
561-0140	石灰窒素	〃	〃	〃
561-0190	窒素肥料（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
561-02	燐酸肥料（過燐酸塩及びトーマス燐肥を含み、天然のものを除く。）	〃	〃	〃
561-0210	過燐酸石灰	〃	〃	〃
561-0280	燐酸肥料（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
561-03	カリ肥料（粗製カリ塩を除く。）	〃	〃	〃
561-0300	カリ肥料（粗製カリ塩類）	〃	〃	〃
561-09	肥料（配合肥料を含み、別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
561-0910	配合肥料	〃	〃	〃
561-0920	化成肥料	〃	〃	〃
561-0990	肥料（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
599	第59部　爆発薬並びに化学工業材料及び化学製品			
591	爆発薬			
591-01	発射薬、発破薬、調製爆発薬及び特殊用薬			
591-0110	火薬	〃	〃	〃
591-0120	ダイナマイト	〃	〃	〃
591-0130	特殊用爆薬	〃	〃	〃
591-0190	調製爆発薬（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
591-02	導火線及び雷管	〃	〃	〃
591-0210	導火線	〃	〃	〃
591-0220	雷管	〃	〃	〃
591-03	花火	〃	〃	〃
591-0300	花火	〃	〃	〃
599	その他の化学材料及び学製品			
599-01	合成プラスチック材料（塊状、粉末のものを除く。）及びその他原料用のもの	〃	〃	〃
599-0110	合成プラスチック材料（塩化ビニール系のもの及び繊維素のもの）	〃	〃	〃
599-0120	セルロイド	〃	〃	〃
599-0130	ラクトロイド	〃	〃	〃
599-0140	ベークライト	〃	〃	〃
599-0150	セロファンシート	〃	〃	〃
599-0190	合成プラスチック材料（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
599-02	殺虫剤、殺菌剤、消毒剤、滑沢剤（にん光及び牛のドレシングその他これらに類する調製品を含む。）	〃	〃	〃
599-0200	硫酸銅	〃	〃	〃
599-022C	硫酸ニコチン	〃	〃	〃
599-0236	D.D.T.及びその溶液	〃	〃	〃
599-024C	殺菌紙	〃	〃	〃
599-0250	殺虫線香	〃	〃	〃
599-026C	蠅取紙	〃	〃	〃
599-0290	殺虫剤、殺菌剤、消毒剤（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
599-03	粉類、でん粉類、でん粉質及びグルテン及びグルテン粉	〃	〃	〃
599-0310	封蠟	〃	〃	〃
599-0320	ベーキングパウダー	〃	〃	〃
599-0330	活性炭	〃	〃	〃
599-0940	骨灰	〃	〃	〃
599-0950	寒天	〃	〃	〃
599-0960	ユーンスチブーリカー	〃	〃	〃
599-0970	試験紙	〃	〃	〃
599-0980	浮遊選鉱剤	〃	〃	〃
599-099C	化学材料及び化学製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
611	第6類　原料別製品			
611-01	革類			
611-0110	靴底用革	キログラム	キログラム	
611-0120	ローラーレザー	〃	〃	〃
611-0131	牛革（水牛革を含む。）及び馬革（ニヤメル革に類する鞣装を施したもの）	〃	〃	〃
611-0132	牛革（水牛革を含む。）及び馬革（染めたもの又はさび色したもの）	〃	〃	〃
611-0133	牛革（水牛革を含む。）及び馬革（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
611-0134	めん羊革、やぎ革（にナメル鞣する鞣装を施したもの）	〃	〃	〃
611-0135	めん羊革及びやぎ革（染めたもの又は着色したもの）	〃	〃	〃
611-0136	めん羊革及びやぎ革（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
611-0140	かもしか革（模造かもしか革を含む。）	〃	〃	〃
611-0150	豚革	〃	〃	〃
611-0160	わに革	〃	〃	〃
611-0170	とかげ革	〃	〃	〃
611-0180	きめ革	〃	〃	〃
611-0190	革類（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
611-02	再製革及び人造革（革又は革繊維から出来ているもの）	〃	〃	〃
611-0200	再製革及び人造革（革又は革繊維から出来ているもの）	〃	〃	〃
612	革製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
612-01	機械用ベルト地（革製の機械用革製品及びその他の機械用革製品）	〃	〃	〃
612-0110	機械用ベルト及びベルト地（革製のもの）	〃	〃	〃
612-012C	機械用ホース、バキング及びヒッカー（革製のもの）	〃	〃	〃
612-0190	機械用革製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃	〃
612-02	鞍及びその他の馬具類	〃	〃	〃
612-0200	鞍及びその他の馬具類	〃	〃	〃

（注）食用に調製された澱粉類は055-04を参照されたい。

612-03	甲革、駄革及びその他の革製品（別に掲げるものを除く。）	千キログラム	621-0110	ゴムベルト及びゴム液（シート、ソーリングを含む。）
612-0310	くつひも（革製のもの）	キログラム	621-0120	ゴムの塊
612-0350	甲革、駄革及びその他の革製品の分品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	621-0130	ゴムの棒及び板
			621-0140	ゴム糸
			621-0150	ゴム管
612-09	革製品（別に掲げるものを除く。）	〃	621-0160	デンタルラバー
612-0910	帽子用裏革	枚	621-0190	ゴム材料（加工したものを除く。）（別に掲げるもの）
612-0990	革製品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	629	ゴム製品（別に掲げるものを除く。）
613	毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-01	ゴムタイヤ及びゴムチューブ（車両用及び航空機用のもの）
613-01	毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）（表掛品となつていないもの）	〃	629-0111	自動車用空気タイヤ
613-0111	あん羊の毛皮及び山羊の毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0112	自転車用空気タイヤ
613-0112	犬の毛皮及び猫の毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0119	空気タイヤ（別に掲げるものを除く。）
613-0113	兎の毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0121	自動車用インナーチューブ
613-0114	ミンクの毛皮及びいたちの毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0122	自転車用インナーチューブ
613-0115	りすの毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0129	インナーチューブ（別に掲げるものを除く。）
613-0116	てんの毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0130	ゴムタイヤ（別に掲げるものを除く。）
613-0117	赤狐の毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-02	衛生用、医療用及び外科用のゴム製品（ゴム管を除く。）
613-0118	銀狐の毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0210	氷枕、氷のう及び乳首
613-0119	ヌートリアの毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-0290	衛生用、医療用及び外科用のゴム製品（別に掲げるものを除く。）
613-0121	あざらしの毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）	〃	629-09	敷布及び寝具のゴム製品（別に掲げるものを除く。）
613-0199	毛皮（仕上げしたもの及び染めたもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	629-0910	ゴムのひも、帯、輪類
621	第62部 ゴム製品（別に掲げるものを除く。）	〃	629-0920	機械用ベルト及びベルト地（ゴム製のもの）	〃
621-01	ゴム材料（加工したものを除く。）及び管	〃	629-0930	ゴムのマット及びマット	〃
			629-0940	ゴム手袋	対

631-0690	人造又は再製木材（薄板、薄板状、ブロック状、すべて削り木又は加工したその他の木材（別に掲げるものを除く。）	〃	632-0810	挾板（はぎ又はほぞ溝のあるもの）	〃
632	木製品（別に掲げるものを除く。）	〃	632-0830	木製建具（別に掲げるものを除く。）	〃
632-01	箱類、クレート及びその部分品	〃	632-09	木製品（別に掲げるものを除く。）	〃
632-0110	包装用木箱及びクレート	〃	632-0910	経木真田	〃
632-0121	包装用木箱仕組板及びそれらの部分品（金具、さんそをのぞく。）（ベニヤ板のベニヤ合板製のものを含む。）	〃	632-0990	木製品（別に掲げるものを除く。）	〃
632-0129	包装木箱用仕組板及びそれらの部分品（金具、さんそをのぞく。）（ベニヤ板製のものを含む。）に限るものとし、別に掲げるものを除く。）	〃	633	ゴム製品	〃
			633-01	ゴム製品（別に掲げるものを除く。）	〃
632-0130	包装木箱用仕組板及びそれらの部分品（金具、さんそを除く。）（別に掲げるものを含む。）	〃	633-09	天然及び凝集ゴム製品（別に掲げるものを除く。）	〃
632-0199	木製箱類及びクレートの部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	633-0910	ゴム板	〃
632-02	おけ類及びこれらの部分品	〃	633-0920	ゴムの栓及び輪	〃
632-0210	包装用たる、おけ類	〃	633-0990	天然及び凝集ゴム製品（別に掲げるものを除く。）	〃
632-0220	包装用たる、おけ類の仕組板（たがその他の附属品をそえたものを含む。）	〃	641	紙、板紙及びこれらの製品	
632-0290	包装用たる、おけ類及びこれらの部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	641-01	紙及び板紙	
632-03	木製建具（戸、窓枠その他の建具用の製品及び建具用の部分品（附属品を含む。））	〃	641-0100	新聞用紙	〃
			641-02	新聞用紙（巻取のもの）	〃
			641-0210	印刷用紙及び筆記用紙（巻取又は平版のもの）（新聞用紙を除く。）	〃
			641-0220	アートペーパー	〃
			641-0230	すき色印刷用紙	〃
			641-0240	トレーシングペーパー	〃
			641-0250	模造紙	〃
			641-0260	筆記用紙	〃
			641-0271	図画用紙	〃
			641-0279	模造仙花紙（巻取のもの）	〃
			641-0291	印刷用紙（巻取のもの）	〃
			641-0299	印刷用紙（別に掲げるものを除く。）	〃
			641-03	包装用紙	〃
			641-0310	クラフトペーパー	〃
			641-0390	包装用紙（別に掲げるものを除く。）	〃

（注） 組立家屋及びパネル（材料の区別を問わない。）は811（811—01）に、また木製家具は821（821—01）に分類される。

また木製家具は821（821—01）に分類される。

641-04	板紙（カードボード）（ボンボールを含み、用板紙を除く。）	〃	641-19	紙及び板紙（別に掲げるものを除く。）	〃
641-0400	板紙（カードボード）	〃	641-1911	半紙及びみの紙	〃
641-05	紙製及びパルプ製の建築用板紙（塗染してないもの）	〃	641-1912	鳥の子紙	〃
641-0500	紙製及びパルプ製の建築用板紙（塗染してないもの）	〃	641-1913	トイレットペーパー（ちり紙を含む。）	〃
641-06	紙及び板紙（タールアスファルトで加工したもの）（黒舗で増強スレートを含む。）	〃	641-1919	和紙（とさでんじょうし）を含み、別に掲げるものを除く。）	〃
641-0600	紙及び板紙（タール又はアスファルトで加工したもの）	〃	641-1920	チッシュペーパー（タイプライター用のものを含む。）	〃
641-07	紙及び板紙（塗染、塗染又はパルプ（タール又はアスファルトで加工したもの）を除く。）	〃	641-1930	クレープペーパー	〃
641-0710	防水紙	〃	641-1940	巻紙	〃
641-0720	硫酸紙その他の模造半透紙	〃	641-1950	書紙	〃
641-0730	パラフィンペーパー	〃	641-1999	紙及び板紙（別に掲げるものを除く。）	〃
641-0740	油紙	〃	642	パルプ、紙及び板紙の製品	
641-0750	錫箔紙	〃	642-01	紙袋、板紙箱及び紙製又は板紙製のその他の容器	
641-0760	バルカナイズドファイバー板	〃	642-0110	紙袋	〃
641-0770	カーボンペーパー	〃	642-0190	紙製及び板紙製の容器（別に掲げるものを除く。）	〃
641-0780	ステンシルペーパー	〃	642-02	封筒及び郵便書簡	〃
641-0790	紙及び板紙（塗染、塗染又はパルカナイズしたものの等）（別に掲げるものを除く。）	〃	642-0210	封筒	〃
641-08	壁紙類	〃	642-0220	便せんその他の書状用紙（箱入等のもの）	〃
641-0800	壁紙類	〃	642-03	雑記帳、帳簿、アルバム及びその他の筆記用紙の製品	〃
641-11	シガレットペーパー	〃	642-0310	書式類及び白紙帳類	〃
641-1100	シガレットペーパー	〃	642-0320	アルバム及び切はり帳	〃
641-12	吸取紙及びろ紙	〃	642-0330	白紙カード	〃
641-1210	吸取紙	〃	642-0390	筆記用紙の製品（別に掲げるものを除く。）	〃
641-1220	ろ紙	〃	642-09	パルプ、紙及び板紙のその他の製品（別に掲げるものを除く。）	〃
			642-0910	紙テープ	〃
			642-0920	紙ひも類	〃

642-0930	紙ナプキン及び紙タオル	〃	651-0313	綿糸（生のもの）（40番手をこえないもの）	〃
642-0940	パルカナイズドファイバー製品（別に掲げるものを除く。）	〃	651-0314	綿糸（生のもの）（60番手をこえないもの）	〃
642-0950	紙はさみ、電線綴り類	〃	651-0315	綿糸（生のもの）（80番手をこえるもの）	〃
642-0990	パルプ、紙及び板紙の製品（別に掲げるものを除く。）	〃	651-0320	綿糸（変燃のもの）	〃
651	紡織用糸		651-0330	綿スフ混紡糸（生のもの）	〃
651-01	生糸（撚つたもの）及びその他の絹糸及びフレットを含む。）	〃	651-0340	綿スフ混紡糸（変燃のもの）	〃
651-0110	紡績絹糸	〃	651-0350	綿糸（生のもの）（綿糸を除く。）	〃
651-0120	絹糸（他の繊維を交えたもの）	〃	651-0360	綿スフ混紡糸（生のもの）（綿糸を除く。）	〃
651-0130	絹糸（変歪のもの）	〃	651-0390	綿糸（生のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
651-0140	絹糸（野蚕のもの）	〃	651-04	綿糸（漂白したもの又はマーセライズしたもの）	〃
651-0150	絹糸（他の繊維を交えたもの）	〃	651-0411	綿糸（マーセライズしたもの）（20番手をこえないもの）	〃
651-0160	生糸（撚つたもの）	〃	651-0412	綿糸（マーセライズしたもの）（20番手をこえないもの）	〃
651-0190	絹糸（撚糸を含み、別に掲げるものを除く。）	〃	651-0413	綿糸（マーセライズしたもの）（40番手をこえないもの）	〃
651-02	毛糸		651-0414	綿糸（マーセライズしたもの）（60番手をこえないもの）	〃
651-0210	毛糸（紡毛糸）	〃	651-0415	綿糸（マーセライズしたもの）（80番手をこえるもの）	〃
651-0220	毛糸（梳毛糸）及びより合せたもの）	〃	651-0421	綿糸（漂白したもの）（20番手をこえないもの）	〃
651-0230	毛糸（紡毛糸と紡毛糸とを交えたもの）	〃	651-0422	綿糸（漂白したもの）（20番手をこえないもの）	〃
651-0240	毛糸（変燃のもの）	〃	651-0423	綿糸（漂白したもの）（40番手をこえないもの）	〃
651-0250	毛糸（梳毛糸）（他の繊維を交えたもの）	〃	651-0424	綿糸（漂白したもの）（60番手をこえないもの）	〃
651-0260	毛糸（紡毛糸）（他の繊維を交えたもの）	〃	651-0425	綿糸（漂白したもの）（80番手をこえるもの）	〃
651-0270	毛糸（他の繊維を交えたもの）（変燃のもの）	〃	651-0430	綿糸（変燃のもの）（漂白したもの又はマーセライズしたもの）	〃
651-0290	毛糸（別に掲げるものを除く。）	〃	651-0440	綿スフ混紡糸（漂白又はマーセライズしたもの）	〃
651-03	絹糸（生のもの）（マーセライズしたものを除く。）	〃	651-0450	綿スフ混紡糸（変燃のもの）（漂白したもの又はマーセライズしたもの）	〃
651-0311	絹糸（生のもの）（20番手をこえないもの）	〃	651-0460	綿糸（漂白したもの、染めたもの又はマーセライズしたもの）	〃
651-0312	絹糸（生のもの）（20番手をこえないもの）	〃	651-0470	綿スフ混紡糸（漂白したもの、染めたもの又はマーセライズしたもの）	〃
			651-0490	綿糸（漂白したもの、染めたもの又はマーセライズしたもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
			651-05	麻糸、大麻及びラミーの糸	
			651-0510	亜麻糸、大麻及びラミーの繊糸	〃
			651-0520	亜麻、大麻及びラミーの糸	〃
			651-06	人造繊維及びガラス繊維の糸	
			651-0611	人絹糸（ビスコース糸及びベンベルグ糸）及び醋酸人絹糸	〃
			651-0612	醋酸人絹糸	〃
			651-0613	スフ糸（ビスコース糸）	〃
			651-0614	スフ糸（醋酸糸）	〃
			651-0619	人造繊維糸（別に掲げるものを除く。）	〃
			651-0620	人造繊維糸	
			651-0630	ガラス繊維糸	〃
			651-07	繊物用金属入り糸	〃
			651-0700	繊物用糸（紙製糸を含み、別に掲げるものを除く。）	〃
			651-09	繊物用糸（紙製糸を含み、別に掲げるものを除く。）	〃

昭26.11.22. 第7463号

651-0910	紙製糸	〃
651-0990	織物用糸（別に掲げるものを除く。）	〃
652	綿織物（標準もの）（小幅もの及び特殊織物を除く。）	
652-01	綿織物（生のもの）	
652-0111	金巾（キャンブリックを含む。）（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	平方メートル及びキログラム
652-0112	粗布及び細布（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0113	ポプリン（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0114	細綾（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0115	太綾（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0116	ボイル（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0117	帆布（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0119	綿織物（生のもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
652-0120	綿スフ混紡織物（平織のもの）（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0130	綿スフ混紡織物（綾織及びしゅす織のもの）（生のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-02	綿織物（生のものを除く。漂白、染色、マーセライズ、捺染等をしてあるもの）	
652-0211	金巾（キャンブリックを含む。）（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0212	粗布及び細布（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0213	ポプリン（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0214	細綾（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0215	太綾（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0216	ボイル（漂白したもの）織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0217	帆布（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0218	マル（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0219	綿織物（漂白したもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
652-0221	金巾（キャンブリックを含む。）（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0222	粗布及び細布（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0223	ポプリン（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0224	細綾（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0225	太綾（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0226	ボイル（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0227	帆布（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0229	綿織物（染めたもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
652-0231	金巾（キャンブリックを含む。）（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0232	粗布及び細布（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0233	ポプリン（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0234	細綾（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0235	太綾（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0236	ボイル（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0237	帆布（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0239	綿織物（捺染したもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
652-0241	ギンガム（生のものを除く。）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0242	縞三綾（生のものを除く。）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0243	小倉（生のものを除く。）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0249	綿織物（糸染のもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
652-0250	スフを交えた綿織物（平織のもの）（漂白したもの又はマーセライズしたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0260	スフを交えた綿織物（平織のもの）（染色、捺染等をしたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0270	スフを交えた綿織物（綾織のもの及びしゅす織のもの）（漂白したもの又はマーセライズしたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0280	スフを交えた綿織物（綾織のもの及びしゅす織のもの）（染色、捺染等をしたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
652-0299	綿織物（織幅50センチメートルをこえるもの）（生のもの及び別に掲げるものを除く。）	〃
653	織物（標準もの）（綿織物、小幅もの及び特殊織物を除く。）	
653-01	絹織物	
653-0111	絹織物（羽二重）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0112	絹織物（しゅす）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0113	絹織物（ポンヂー）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0114	絹織物（富士絹）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0115	絹織物（ジョーゼット）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0116	絹織物（フラットクレープ）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0117	絹織物（クレープ）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-0118	絹織物（銘仙）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0119	絹織物（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-0190	絹織物（他の繊維を交えたもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-02	毛織物（梳毛織物を含む。）	
653-0210	紡毛織物（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0220	梳毛織物（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0230	紡毛織物及び梳毛織物（絹を交えたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0240	紡毛及び梳毛毛織物（綿を交えたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0250	紡毛及び梳毛毛織物（スフを交えたもの）（織幅50センチメートルを超えるもの）	〃
653-0290	毛織物（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-03	亜麻織物、大麻織物及びラミー織物	
653-0310	亜麻織物、大麻織物及びラミー織物（平織のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0320	亜麻織物、大麻織物及びラミー織物（平織のもの）（綿を交えたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0330	亜麻織物、大麻織物及びラミー織物（平織のもの）（スフを交えたもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0390	亜麻織物、大麻織物及びラミー織物（他の繊維を交えたもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-04	黄麻織物	
653-0410	黄麻織物（平織のもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0490	黄麻織物（他の繊維を交えたものを含む。）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-05	人造繊維織物及びガラス繊維織物	

653-0511	人絹織物、ジンピラ（タフェタを含む。）（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0512	人絹織物、塩ぜ（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0513	人絹織物、しゅす（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0514	人絹織物、フジエット（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0515	人絹織物、ジョーゼット（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0516	人絹織物、クレープ（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0517	人絹織物、綾織物（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0518	人絹織物、ボイル（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0519	人絹織物（ビスコース及びベンベルグのもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-0521	スフ織物、モスリン（ビスコースのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0522	スフ織物、サージ（ビスコースのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0523	スフ織物、金巾（キャンブリックを含む。）（ビスコースのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0524	スフ織物、ポプリン（ビスコースのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0525	スフ織物、ギャバジン（ビスコースのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0529	スフ織物（ビスコースのもの）（織幅50センチメートルをこえるもの）（別に掲げるものを除く。）	〃
653-0530	醋酸人絹織物（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0540	醋酸スフ織物（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0550	ガラス繊維織物（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-0598	人造繊維織物（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-0599	人造繊維織物（他の繊維を交えたもの）（織幅50センチメートルをこえ、別に掲げるものを除く。）	〃
653-06	金属糸入織物	
653-0600	金属糸入織物（織幅50センチメートルをこえるもの）	〃
653-07	メリヤス地及びこれに類する編物（各種織物用繊維製のもの）	
653-0710	メリヤス地及びこれに類する編物（綿製のもの）	〃
653-0720	メリヤス地及びこれに類する編物（絹製のもの又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
653-0730	メリヤス地及びこれに類する編物（毛製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
653-0740	メリヤス地及びこれに類する編物（亜麻製、大麻製及びラミー製のもの）	〃
653-0750	メリヤス地及びこれに類する編物（人造繊維製のもの又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
653-0790	メリヤス地及びこれに類する編物（別に掲げるものを除く。）	〃
653-09	織物（粗毛及び紙糸で作つたものを含む。）（別に掲げるものを除く。）	
653-0910	毛芯地（馬毛製のもの及び馬毛を交えたもの）	〃
653-0920	紙布	〃
653-0990	織物（別に掲げるものを除く。）	〃
654	チュール、レース、リボン、トリミング及びこれらに類するもの	
654-01	チュール、レース及びレース地（各種繊維製のもの）（網及び網地を含む。）	
654-0110	チュール	〃
654-0121	レース及びレース地（綿製のもの）	〃
654-0122	レース及びレース地（綿製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
654-0129	レース及びレース地（別に掲げるものを除く。）	〃
654-0131	網及び網地（綿製のもの）	キログラム
654-0132	網及び網地（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
654-0139	網及び網地（漁網地及び旗網地を除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃
654-0140	漁網地及び旗網地	〃
654-02	リボン（絹製又は人造繊維製のもの）	
654-0210	リボン（絹製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
654-0220	リボン（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
654-03	リボン（絹製又は人造繊維製のものを除く。）トリミング、テープ及びひも類（各種繊維製のものを含み、ゴム糸類を用いたものを除く。）	
654-0310	リボン、トリミング、テープ及びひも類（綿製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
654-0320	トリミング、テープ及びひも類（絹製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
654-0330	トリミング、テープ及びひも類（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
654-0340	トリミング、テープ及びひも類（亜麻製、大麻製のもの及びこれらに他の繊維を交えたもの）	〃
654-0390	リボン、トリミング、テープ及びひも類（別に掲げるものを除く。）	〃
654-04	ししゅう品（反物、小布又はモチーフのもの）（ししゅうした衣類及びその他のししゅうした完成品を除く。）	
654-0400	ししゅう品（反物、小布又はモチーフのもの）	〃
655	特殊織物及びその関連品	
655-01	フェルト地及びフェルト製品（帽子及び帽体を除く。）	
655-0111	フェルト地（毛製又はこれに他の繊維を交えたもの）	平方メートル及びキログラム
655-0119	フェルト地（別に掲げるものを除く。）	キログラム
655-0120	フェルト製品（帽子及び帽体を除く。）	〃
655-02	帽体（羊毛フェルト製のもの及びファーフェルト製のもの）	
655-0210	帽体（羊毛フェルト製のもの）	個
655-0220	帽体（ファーフェルト製のもの）	〃
655-03	帽体（別に掲げるものを除く。）	
655-0310	帽体（麦わら製、パナマストロー製及びその他の植物繊維製のもの）	〃
655-0390	帽体（別に掲げるものを除く。）	〃
655-04	ゴム加工布、その他の物質をしみこませた織物及びフェルト地（リノリウムを除く。）	
655-0411	防水布（絹製又はこれに他の繊維を交えたもの）	キログラム
655-0412	防水布（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
655-0419	防水布（別に掲げるものを除く。）	〃
655-0420	ブックバインダークロース	平方メートル及びキログラム
655-0430	擬革布及びこれに類する油布	〃
655-0440	トレーシングクロース	キログラム
655-0450	ウィンドーホランド	
655-0460	インシュレーチングクロース及びインシュレーチングテープ	〃
655-0499	ゴム加工布、その他の物質をしみこませた織物及びフェルト地（別に掲げるものを除く。）	〃
655-05	ゴム入織物その他ゴム入の小物類	
655-0511	ゴム入布及びゴム入ひも（絹製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
655-0512	ゴム入布及びゴム入ひも（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃
655-0519	ゴム入布及びゴム入ひも（別に掲げるものを除く。）	〃
655-0599	ゴム入織物製の小物類（別に掲げるものを除く。）	〃

655-06	ひも類、綱、網及びこれらの製品（漁網等を含む。）	〃	〃
655-0610	綱及びひも類（紡製のもの）	〃	〃
655-0620	綱及びひも類（絹製のもの）	〃	〃
655-0631	綱及びひも類（サイザル製のもの）	〃	〃
655-0632	コイヤヤーン	〃	〃
655-0640	人造テグス	〃	〃
655-0650	漁網及び魚網	〃	〃
655-0699	綱及びひも類（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
655-09	特殊織物及びその関連品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	656-02
655-0911	フランネル（紡製のもの）	平方メートル及びキログラム	656-0210
655-0912	羅紗及びこーる天（紡製のもの）	〃	656-0290
655-0913	特殊織物（別に掲げるものを除く。）	〃	656-03
655-0914	特殊綿スフ混紡織物	〃	656-0310
655-0915	パイル織物（綿製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0320
655-0916	パイル織物（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0330
655-0917	パイル織物（毛製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0340
655-0918	パイル織物（亜麻製、苧麻製、大麻製、ラミー製、苧麻製のもの及び麻糸若しくはこれらの繊維と綿との交織のもの）	〃	656-0350
655-0919	紋織布及び繻子織布（亜麻製、大麻製、ラミー製、苧麻製のもの又はこれらの繊維と綿との交織のもの）	〃	656-04
655-0921	綿織布（亜麻製、大麻製、苧麻製のもの及び麻糸若しくはこれらの繊維と綿との交織のもの）	〃	656-0390
655-0922	パイル織物（亜麻製、大麻製、ラミー製、苧麻製又はこれらの繊維とスフとの交織のもの）	〃	656
655-0923	紋織布及び繻子織布（亜麻製、苧麻製又はこれらの繊維とスフとの交織のもの）	〃	656-01
655-0924	摸織布（亜麻製、大麻製、苧麻製、ラミー製、苧麻製又はこれらの繊維とスフとの交織のもの）	〃	656-0110
655-0925	ふすま布及び雑布	〃	656-0120
655-0926	キース、機械用ベルト及びベルト地（織つたもので綿製のもの）	〃	656-0130
655-0927	しゝゝう布	〃	656-0190
655-0929	特殊織物（別に掲げるものを除く。）	キログラム	656-02
655-0931	綿織物（幅50センチメートルをこえないもの）	平方メートル及びキログラム	656-0210
655-0935	人造絹織物（幅50センチメートルをこえないもの）	〃	656-0290
655-0936	スフ織物（幅50センチメートルをこえないもの）	〃	656-0350
655-0937	人造繊維織物（幅50センチメートルをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0390
655-0938	人造繊維織物（幅50センチメートルをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	656-04
655-0939	織物（幅50センチメートルをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0411
656-0411	敷布（紡製のもの）	〃	656-0412
656-0412	雑合羽	〃	656-0419
656-0419	ベットリネン（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0421
656-0421	テーブル掛類及びナプキン（紡製のもの）	〃	656-0422
656-0422	テーブル掛及びナプキン（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0424
656-0424	テーブル掛及びナプキン（毛製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0425
656-0425	テーブル掛及びナプキン（亜麻製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0429
656-0429	テーブルリネン（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0431
656-0431	タオル（紡製のもの）	個及びキログラム	656-0432
656-0432	タオル（人造繊維製のもの）	〃	656-0438
656-0438	タオル（亜麻製のもの）	〃	656-0439
656-0439	トイレットリネン（手ぬぐいを含み、別に掲げるものを除く。）	〃	656-0440
656-0440	キッチンリネン	キログラム	656-05
656-05	カーテンその他の家庭用繊物製品（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0511
656-0511	カーテン（紡製のもの）	〃	656-0512
656-0512	カーテン（絹製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0513
656-0513	カーテン（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0514
656-0514	カーテン（毛製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0515
656-0515	カーテン（亜麻製、大麻製、ラミー製又はこれらに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0519
656-0519	カーテン（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0521
656-0521	かや及びこれに類似のもの（紡製のもの）	〃	656-0529
656-0529	かや及びこれに類似のもの（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0530
656-0530	ふろ敷及びふくさ	〃	656-0541
656-0541	ふとん、クッション及びまくら類（紡製又はこれらに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0549
656-0549	ふとん類（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0599
656-0599	家庭用繊物製品（別に掲げるものを除く。）	〃	656-09
656-09	繊物製品（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0911
656-0911	くつひも（紡製のもの）	千本	656-0912
656-0912	くつひも（絹製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0913
656-0913	くつひも（人造繊維製又はこれに他の繊維を交えたもの）	〃	656-0919
656-0919	くつひも（別に掲げるものを除く。）	〃	656-0999
656-0999	繊物製品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	657
657	敷物類	〃	657-01
657-01	じゅうたん、じゅうたん（毛製及び繊毛製のもの）	〃	657-0100
657-0100	じゅうたん、じゅうたん（毛製及び繊毛製のもの）	平方メートル及びキログラム	657-02
657-02	敷物類（繊物製のもの）（毛製及び繊毛製のものを除く。）	〃	657-0210
657-0210	じゅうたんその他類似の敷物類（綿製のもの）	〃	657-0220
657-0220	じゅうたんその他類似の繊維製のもの（大麻製又は苧麻製のもの）	〃	657-0290
657-0290	じゅうたん、じゅうたん類似の敷物類（繊物製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	657-03
657-03	じゅうたん、じゅうたん（植物性編材料製のもの）（やしマット地を含み、別に掲げるものを除く。）	〃	657-0310
657-0310	畳表及び花莚	枚	663
663	陶磁器		

657-0320	わら莚	〃	663-01
657-0380	アンペラ莚	〃	663-02
657-0390	じゅうたん、じゅうたん地及び床用敷物類（繊物性編材料製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	663-03
657-04	リノリウム類	平方メートル及びキログラム	663-0310
657-0400	リノリウム類	〃	663-0321
661	第66部 非金属鉱物製品（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0325
661-01	石灰	〃	663-0330
661-0100	生石灰及び消石灰	〃	663-0390
661-02	セメント	〃	663-04
661-0210	ポートランドセメント	〃	663-0400
661-0290	セメント（別に掲げるものを除く。）	〃	663-05
661-03	建築用及び石材（加工したもの）	〃	663-0510
661-0310	大理石（加工したもの）	〃	663-0590
661-0320	スレート（加工したもの）	〃	663-06
661-0390	建築用及び石材用石材（加工したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0610
661-09	アスベスト製セメント製その他非金属鉱物製の建築用材料（燃えないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0690
661-0911	石綿板（ゴム入のものを含む。）	〃	663-07
661-0919	石綿製建築用材料（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0710
663-0900	陶磁器を除く。）	〃	663-0790
661-0921	セメント製かわら	〃	663-08
661-0922	セメント製れんが	〃	663-0810
661-0928	セメント製管類	〃	663-0890
661-0929	セメント製建築用材料（別に掲げるものを除く。）	〃	663-09
661-0999	非金属鉱物製建築用材料（燃えないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0911
662	粘土製及び耐火性建設材	〃	663-0919
662-01	れんが、かわら及び粘土製品	〃	663-0921
662-0111	建築用れんが	〃	663-0922
662-0112	屋根がわら	〃	663-0923
662-0119	かわら（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0929
662-0199	れんが用粘土製品（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0931
662-02	壁用タイル、床用タイル、煉瓦その他の粘土製建設材料（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0939
662-0210	かわら及びれんが（釉薬又は彩料を施したもの）	〃	663-04
662-0290	粘土製建設材料（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0400
662-03	耐火性建設材料	〃	663-05
662-0310	耐火性れんが及び耐酸性れんが	〃	663-06
662-0380	耐火性建設材料（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0610
663	鉱物製品（粘土製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	663-0690
663-01	研ま用のホイール、石及びサイズをそろえた粒と石（人造のものを除く。）	〃	663-0710
663-0110	研ま用ホイールと石（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0790
663-0120	金剛砂（粒をそろえたもの）	〃	663-08
663-0180	カーボランダム	〃	663-0810
663-0140	アランダム	〃	663-0890
663-0150	人造研ま材料	〃	663-09
663-0160	研ま用のホイール、石及びサイズをそろえた粒（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0911
663-0190	研ま布、研ま紙及びこれらに掲げるものを除く。）	〃	663-0919
663-02	研ま紙	〃	663-0921
663-0290	研ま布、研ま紙及びこれらに掲げるものを除く。）	〃	663-0922
663-03	石綿製品（建築材料を除く。）	〃	663-0923
663-0310	石綿の糸、綫、ひも、細紐	〃	663-0929
663-0321	石綿のゴム入り板	〃	663-0931
663-0325	石綿の板（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0939
663-0330	石綿布	〃	663-04
663-0390	石綿製品（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0400
663-04	雲母製品	〃	663-05
663-0400	雲母製品	〃	663-0510
663-05	カーボン製品及び黒鉛（るつぼ、電極、ブラシ、ブラシホルダー、照明用カーボン、電池用カーボンを含む。）	〃	663-0590
663-0510	黒鉛（コロイド状のもの）	〃	663-06
663-0590	カーボン製品及び黒鉛製品（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0610
663-06	非金属鉱物製品（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0690
663-0610	石膏製品	〃	663-07
663-0690	非金属鉱物（別に掲げるもの）（耐火性鉱物製品（耐火性礦物材料をいう。）（レトルト、ノズル、プラグ、サッポート、管、循、板、燃等）、マッフル及びるつぼ、マッフル及び耐火性鉱物製品（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0710
663-07	陶磁器（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0790
663-0710	るつぼ、マッフル及びノズル	〃	663-08
663-0790	耐火性鉱物製品（別に掲げるものを除く。）	〃	663-09
663-08	陶磁器（別に掲げるものを除く。）	〃	663-0900
663-09	陶磁器	〃	664
663-0900	ガラス	〃	664-01
664	ガラス塊（破片及びガラス粉を含む。）ガラス及びガラス繊維	〃	664-0110
664-01	ガラス塊	〃	664-0120
664-0110	ガラス塊（破片及びガラス粉を含む。）ガラス及びガラス繊維	〃	664-0130
664-0120	ガラスの破片	〃	664-0140
664-0130	ガラス粉	〃	664-0190
664-0140	石英ガラス製の棒及び管	〃	664-02
664-0190	ガラス繊及びガラスを除く。）	〃	664-0210
664-02	光学用ガラス及び限鏡用ガラス（加工してないもの）	〃	664-0290
664-0210	限鏡用ガラス（鏨たもの又は切つたもの）	〃	664-03
664-0290	光学用ガラス（加工したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	664-0310
664-03	窓用板ガラス（加工してないもの）	〃	664-0320
664-0310	板ガラス（無色平面のもので、厚さ2ミリメートルをこえないもの）	〃	664-0330
664-0320	板ガラス（無色平面のもので、厚さ2ミリメートルをこえないもの）	〃	664-0390
664-0330	板ガラス（無色平面のもので、厚さ4ミリメートルをこえるもの）	〃	664-04
664-0390	板ガラス（加工してないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	664-0400
664-04	板ガラス（透明でみ、平面なもの）（その他の加工をしてないもの）	〃	664-0410
664-0400	みがき板ガラス（透明で平面なもの）（その他の加工をしてないもの）	〃	664-0420
664-0410	板ガラス（透明でないもの）	〃	664-05
664-0420	ロールドガラス、曇りガラス又は金属入ガラス（その他の加工をしてないもの）	〃	664-0510
664-05	ロールドガラス又は曇りガラス（結雪、押型、旗付等のもの）	〃	664-0520
664-0510	金属線又は金属網を入れたガラス	〃	664-06
664-0520	ガラスれんが、ガラスタイルその他の建設用ガラス材料（鏨たもの又はプレスしたもの）	〃	664-0610
664-06	硝子器及び硝子製品	〃	664-0690
664-0610	硝子器（普通ガラス製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	664-07
664-0690	ガラス製食器（家庭用及びレストラン用のもの）	〃	664-0710
664-07	合せガラス	〃	664-0790
664-0710	安全ガラス（別に掲げるものを除く。）	〃	664-08
664-0790	合せガラスその他の安全ガラス	〃	664-0800
664-08	鋼、銀、白金をめつきしたガラス板（これら以上の加工をしてないもの）	〃	664-09
664-0800	鋼、銀、白金をめつきしたガラス板（これら以上の加工をしてないもの）	〃	665
664-09	ガラス（別に掲げるものを除く。）	〃	665-01
664-0900	ガラス（別に掲げるものを除く。）	〃	665-0110
665	ガラス製品	〃	665-0190
665-01	びん、フラスコその他の容器及びせん（普通ガラス製のもの）（別に掲げるものを除く。）	個	665-02
665-0110	飲料用ガラスびん	キログラム	665-0210
665-0190	びん、フラスコその他の容器及びせん（普通ガラス製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	665-0220
665-02	ガラス製食器（家庭用及びレストラン用のもの）	個	665-09
665-0210	コップ	〃	665-0910
665-0220	ガラス製の食器及び台所用品（別に掲げるものを除く。）	〃	665-0920
665-09	ガラス製品（別に掲げるものを除く。）	〃	665-0990
665-0910	ガラス鏡	〃	666
665-0920	ガラス玉又はガラス珠玉	キログラム	666-01
665-0990	ガラス製品（別に掲げるものを除く。）	〃	666-0110
666	陶磁器		

666-01	食器その他の家庭用品又は芸術品（磁器のもの）	〃	〃
666-0100	食器その他の家庭用品又は芸術品（陶磁器製のもの）	〃	〃
666-02	食器、その他の家庭用品（ホテル用、又はレストラン用のものを含む。）及び芸術品（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）	〃	〃
666-0211	洋食器（組物）（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）	組	〃
666-0212	さら、どんぶり及び茶わん（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）	個	〃
666-0218	吸茶用具（組物）（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）	組	〃
666-0219	食器及び台所用品（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
666-0220	装飾用置物及び花びん（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）	〃	〃
666-0280	喫煙用具（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）	組	〃
666-0290	家庭用品及び台所用品（ファインスポーセラン又は高級陶器製のもの）（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
666-03	食器その他の家庭用品（ホテル用レストラン用のもの（ファインスポーセラン又は高級陶器製のものを含む。）及び芸術品（磁器製のもの）	〃	〃
666-0311	洋食器（組物）（磁器製のもの）	組	〃
666-0313	さら、どんぶり及び茶わん（磁器製のもの）	個	〃
666-0318	喫茶用具（組物）（磁器製のもの）	組	〃
666-0319	食器及び台所用品（磁器製のもの）（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
666-0330	喫煙用具（磁器製のもの）	組	〃
666-0399	家庭用品及び芸術品（磁器製のもの）（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
	第67部 銀、白金及び宝石類		
671	銀及び白金族の金属		
671-01	銀（加工してないもの及び一部加工したもの）	〃	〃
671-0100	銀及び銀合金（加工してないもの及び一部加工したもの）	〃	〃
671-02	白金その他の白金族の金属（加工してないもの及び一部加工したもの）	〃	〃
671-0210	白金及びその合金（加工してないもの及び一部加工したもの）	〃	〃
671-0220	パラジウム及びその合金（加工してないもの及び一部加工したもの）	〃	〃
671-0280	ロジウム及びその合金（加工してないもの及び一部加工したもの）	〃	〃
671-0240	イリジウム、オスミウム、ルテニウム及びこれらの合金（加工してないもの及び一部加工したもの）	〃	〃
672	貴石、半貴石及び模造（加工したもの又は加工してないもの）	〃	〃
672-01	貴石及び半貴石（人造のものを含む。）（切つてないもの）	〃	〃
672-0111	ダイヤモンド（切つてないもの）	〃	〃
672-0119	貴石（切つてないもの。）及び半貴石（切つてないもの。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
672-0121	水晶（切つてないもの）	キログラム	〃
672-0129	半貴石（切つてないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
672-0130	琥珀（切つてないもの）	〃	〃
672-02	貴石及び半貴石（人造のものを含む。）（切つたものに限り、製品を除く。）	〃	〃
672-0211	工業用貴石（ダイヤモンドを除く。）（切つたものに限り、製品を除く。）	〃	〃
672-0212	ダイヤモンド（切つたものに限り、製品を除く。）	〃	〃
672-0219	貴石（切つたものに限り、製品を除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
672-0221	工業用半貴石（切つたものに限り、製品を除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
672-0229	半貴石（切つたものに限り、製品を除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
672-0230	琥珀（切つたものに限り、製品を除く。）	〃	〃
672-03	天然真珠（裸石、真珠製品及び半製品）	〃	〃
672-0300	天然真珠及び養殖真珠（加工してないもの）	〃	〃
672-04	天然真珠及び養殖真珠（加工したものに限り、製品を除く。）	〃	〃
672-0400	天然真珠及び養殖真珠（加工したものに限り、製品を除く。）	〃	〃
673	宝石製品及び貴金属製品（ケオッチケースを除く。）	〃	〃
673-01	装飾用置物及び花びん（純銀製のもの）	〃	〃
673-0111	金製品（金の価格が全価格の80%以上のもの）	〃	〃
673-0119	金製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
673-0120	宝石製品（銀及び白金族の金属製品を含む。）及び半貴石製品を除く。）	〃	〃
673-02	身辺用細貨類（真石製品及び半貴石製品を除く。）	〃	〃
673-0210	模造真珠	〃	〃
673-0221	腕輪（金属製のもの）	個	〃
673-0222	腕輪（セルロイド製のもの）	〃	〃
673-0229	腕輪（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
673-0231	首飾（模造真珠製のもの）	〃	〃
673-0232	首飾（ガラス製のもの）	〃	〃
673-0239	首飾（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
673-0240	帯留	〃	〃
673-0290	身辺用細貨類（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
	第68部 卑金属		
681	鉄鋼（合金鋼を含む。）		
681-01	銑鉄及び海綿鉄		
631-0111	低燐銑鉄		
681-0115	銑鉄（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
681-0120	ルッペ（粒鉄）及び海綿鉄	〃	〃
681-02	合金鉄		
681-0210	フェロマンガン	〃	〃
681-0220	フェロシリコン	〃	〃
681-0230	フェロクローム	〃	〃
681-0240	フェロタングステン	〃	〃
681-0250	フェロモリブデン	〃	〃
681-0260	フェロバナジウム	〃	〃
681-0270	フェロワナジウム	〃	〃
681-0250	合金鉄（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
681-03	塊、片、シートバー、チンバー及びこれらに類する第一次鉄鋼製品		
681-0310	鉄鋼（塊及び片）（特殊鋼を除く。）	〃	〃
681-0320	鉄鋼（シートバー及びチンバーを含む。）（特殊鋼を除く。）	〃	〃
681-0230	特殊鋼（塊及び片）（全重量100分中ニッケル、クロムタングステンモリブデンコバルト、マンガン又はケイ素若しくはマンガンの重量が0.5以上を含むもの）	〃	〃
681-0340	特殊鋼（塊及び片）（全重量100分中炭素の重量が0.7以上を含み、且つ、燐及び硫黄の各重量が0.03以下のもの）	〃	〃
681-04	ディスト、ガーダー、棒鋼、アングル、形鋼、レール補助用棒鋼（管材を含む。）	〃	〃
681-0411	丸鋼、角鋼及び平鋼（径、辺又は幅が15ミリメートルをこえるもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-0412	丸鋼、角鋼及び平鋼（径、辺又は幅が15ミリメートルをこえるもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-0419	棒鋼（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
681-0421	丁形鋼及び山形鋼	〃	〃
681-0422	鋼矢板	〃	〃
681-0429	形鋼（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
681-0430	特殊鋼の棒等（全重量100分中ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト又はマンガンの重量が0.5以上を含むもの又は珪素又はマンガンの重量が1以上を含むもの）	〃	〃
681-0440	特殊鋼の棒等（全重量100分中炭素の重量が0.7以上を含み、且つ、燐及び硫黄の各重量が0.03以下のもの）	〃	〃
681-05	鉄鋼の板（金属をめっきしてないもの）		
681-0510	鉄鋼の板（金属をめっきしてないもの）（厚さが0.9ミリメートル未満のもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-0520	鉄鋼の板（金属をめっきしてないもの）（厚さが0.9ミリメートルをこえ3ミリメートル未満のもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-0530	鉄鋼の板（金属をめっきしてないもの）（厚さが3ミリメートルをこえ、5.7ミリメートルをこえないもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-0540	鉄鋼の板（金属をめっきしてないもの）（厚さが5.7ミリメートルをこえるもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃

631-0550	特殊鋼の板（金属をめっきしてないもの又は右記のもの）	〃	〃
631-0560	特殊鋼の板（金属をめっきしてないもの（全重量100分中ニッケル、クロムタングステン、モリブデン、コバルト又は0.5以上を含むもの又は珪素若しくはマンガンの重量が1以上を含むもの）	〃	〃
631-06	鉄鋼の帯（管用ストリップをふくむ。）（金属をめっきしてないもの）	〃	〃
631-0610	鉄鋼の帯（冷間圧延したもの（全重量100分中炭素の重量が0.75以上を含むもの）	〃	〃
631-0620	鉄鋼の帯（冷間圧延したもの（全重量100分中炭素の重量が0.75以下のもの）	〃	〃
681-0630	鉄鋼の帯（熱間圧延したもの）（幅50ミリメートルをこえないもの）	〃	〃
681-0640	鉄鋼の帯（熱間圧延したもの）（幅50ミリメートルをこえるもの）	〃	〃
631-0690	鉄鋼の帯（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
631-07	鉄鋼の板（金属をめっきしたもの）	〃	〃
631-0710	ぶりき板	〃	〃
631-0720	鉄板（亜鉛をめっきしたもの）	〃	〃
631-0790	鉄鋼の板（金属をめっきしたものを除く。）	〃	〃
631-08	レール		
631-0830	鉄のレール（繊目板を含む。）	〃	〃
631-11	鉄道建設材料		
631-1100	鉄材及び鋼（金属をめっきしてないもの）	〃	〃
631-12	線材（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
631-1210	線材（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
631-1220	鉄鋼の線（金属をめっきしてないもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-1230	鉄鋼の線（非金属をめっきしたもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
631-1240	特殊鋼の線材及び線（全重量100分中ニッケル、クロムタングステン、モリブデンコバルト又は0.5以上を含むもの又は珪素又は1以上を含むもの）	〃	〃
631-1250	特殊鋼の線材及び線（全重量100分中炭素の重量が0.7以上を含み、且つ、燐及び硫黄の各重量が0.03以下のもの）	〃	〃
681-13	鋼管及びその附属品（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
631-1311	ニルボ及び接手（金属をめっきしてないもの）（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
681-1312	鋼管（金属をめっきしてないもので、内径が45ミリメートル未満のもの）（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
681-1313	鋼管（金属をめっきしてないもので、内径を150ミリメートル未満のもの）（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
681-1319	鋼管（金属をめっきしてないもので、内径が150ミリメートル以上のもの）（よう接又は引抜のものを除く。）	〃	〃
681-1399	鋼管接又は引抜のもの（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
681-14	鋼管及びその附属品（鋳造のもの）	〃	〃
681-1400	鋼管及びその附属品（鋳造のもの）	〃	〃
681-1410	線材（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-1220	鉄鋼の線（金属をめっきしてないもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-1230	鉄鋼の線（非金属をめっきしたもの）（特殊鋼のものを除く。）	〃	〃
681-1240	特殊鋼の線材及び線（全重量100分中ニッケル、クロムタングステン、モリブデンコバルト又は0.5以上を含むもの又は珪素又は1以上を含むもの）	〃	〃
681-1250	特殊鋼の線材及び線（全重量100分中炭素の重量が0.7以上を含み、且つ、燐及び硫黄の各重量が0.03以下のもの）	〃	〃
681-13	鋼管及びその附属品（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
681-1311	ニルボ及び接手（金属をめっきしてないもの）（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
681-1312	鋼管（金属をめっきしてないもので、内径が45ミリメートル未満のもの）（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
681-1313	鋼管（金属をめっきしてないもので、内径を150ミリメートル未満のもの）（よう接又は引抜のもの）	〃	〃
681-1319	鋼管（金属をめっきしてないもので、内径が150ミリメートル以上のもの）（よう接又は引抜のものを除く。）	〃	〃
681-1399	鋼管接又は引抜のもの（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
681-14	鋼管及びその附属品（鋳造のもの）	〃	〃
681-1400	鋼管及びその附属品（鋳造のもの）	〃	〃
681-1510	鋳造物及び鍛造物（加工してないものを除く。）	〃	〃
681-1500	鋳造物及び鍛造物（加工してないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
682	銅		
682-01	銅及びその合金（精錬したもの又はしないもの）（加工してないもの）		
682-0110	銅（塊及び片）	〃	〃
682-0120	銅の合金（塊及び片）	〃	〃
682-02	銅及びその合金（加工したもの（鋳造物及び鍛造のもの））	〃	〃
682-0211	銅（棒）	〃	〃
682-0215	銅（管）（金属をめっきしてないもの）	〃	〃
682-0216	銅（管）（金属をめっきしたもの）	〃	〃
682-0219	銅（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
682-0221	真ちゅう及び青銅（棒）	〃	〃
682-0222	真ちゅう及び青銅（板）	〃	〃
682-0223	真ちゅう及び青銅（線）	〃	〃
682-0224	真ちゅう及び青銅（管）（金属をめっきしてないもの）	〃	〃
682-0225	真ちゅう及び青銅（管）（金属をめっきしたもの）	〃	〃
682-0229	銅の合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
682-0290	銅（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
683	鉛		
683-01	鉛及びその合金（加工してないもの）		
683-0110	鉛（塊及び片）	〃	〃
683-0120	鉛の合金（塊、片及び粒）	〃	〃
683-02	鉛及びその合金（加工したもの（鋳造物及び鍛造のもの））	〃	〃
683-0211	鉛（板）	〃	〃
683-0212	鉛（管）	〃	〃
683-0218	鉛（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
683-0219	鉛の合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
683-0220	鉛の合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
683-15	鋳造物及び鍛造物（加工してないもの又は別に掲げるものを除く。）	〃	〃
683-1500	鋳造物及び鍛造物（加工してないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
683-0210	ニッケル（棒及び板）	〃	〃
683-0220	ニッケル（線及び管）	〃	〃
683-0230	ニッケル合金（棒及び板）	〃	〃
683-0240	ニッケル合金（線及び管）	〃	〃
683-0290	ニッケル及びその合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
684	アルミニウム		
684-01	アルミニウム及びその合金（加工してないもの）		
684-0111	アルミニウム（塊及び片）（全重量100分中アルミニウムの重量が99.3以上のもの）	〃	〃
684-0119	アルミニウム（塊及び片）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
634-0120	アルミニウムの合金（塊及び片）	〃	〃
634-02	アルミニウム及びその合金（加工したもの（棒、板、線、管、鋳造物及び鍛造のもの））	〃	〃
634-0210	アルミニウム（棒、板、線及び管）	〃	〃
634-0220	アルミニウムの合金（棒及び板）	〃	〃
684-0290	アルミニウム及びその合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
685	鉛		
685-01	鉛及びその合金（加工してないもの）		
685-0110	鉛（塊及び片）	〃	〃
685-0120	鉛の合金（塊、片及び粒）	〃	〃
685-02	鉛及びその合金（加工したもの（板、線、管、鋳物及び鍛造のもの））	〃	〃
685-0211	鉛（板）	〃	〃
685-0212	鉛（線及び帯）	〃	〃
685-0213	鉛（管）	〃	〃
685-0219	鉛（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
685-0220	鉛の合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
626	亜鉛		
626-01	亜鉛及びその合金（加工してないもの）		
686-0110	電気亜鉛（塊及び片）	〃	〃
686-0120	蒸りゅう亜鉛（塊及び片）	〃	〃
686-0130	亜鉛の合金（塊、片及び粒）	〃	〃
686-02	亜鉛及びその合金（加工したもの（板、線、管、鋳物及び鍛造のもの））	〃	〃
686-0211	亜鉛（板）	〃	〃
686-0219	亜鉛（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
686-0220	亜鉛の合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
687	錫		
687-01	錫及びその合金（加工してないもの）		
687-0110	錫（塊及び片）	〃	〃
687-0120	バビットメタル（塊及び片）	〃	〃
687-02	錫及びその合金（加工したもの（板、線、管、鋳物及び鍛造のもの））	〃	〃
687-0130	錫箔	〃	〃
687-0190	錫の合金（加工してないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
637-02	錫及びその合金（加工したもの（板、線、管、鋳物及び鍛造のもの））	〃	〃
687-0200	錫及びその合金（加工したもの）（製品を除く。）	〃	〃
689	その他の非鉄卑金属（冶金用のもの）		
689-01	非鉄卑金属（冶金用のもの及びその合金（加工してないもの）（別に掲げるものを除く。）		
689-0110	コバルト（塊、片及び粒）	〃	〃
689-0120	アンチモニー（塊及び片）	〃	〃
689-0130	マグネシウム（加工してないもの）	〃	〃
689-0140	水銀	〃	〃
689-0150	蓄鉛（加工してないもの）	〃	〃
689-0160	タングステン（加工してないもの）	〃	〃

689-0170	ファジウム（加工してないもの）	〃	691-0300	銃砲弾及び弾薬（装薬しないもの又は装薬したもの）（特殊用弾薬を除く。）
689-0180	イジウム及びその合金（加工してないもの）	〃	699	金属製品（別に掲げるものを除く。）
689-0190	非鉄単金属及びその合金（加工したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	699-01	鉄鋼製建設用完成部分品（組立てたものを含む。）
689-02	非鉄単金属（冶金用のもの）及びその合金（加工したものを除く。）	〃	699-0100	鉄鋼製建設用完成部分品（組立てたものを含む。）
689-0210	コバルト（加工したもの）（製品を除く。）	〃	699-02	アルミニウム製建設用完成部分品（組立てたものを含む。）
689-0220	アンチモニー（加工したもの）（製品を除く。）	〃	699-0200	アルミニウムその他の非鉄単金属製建設用完成部分品（組立てたものを含む。）
689-0230	マグネシウム（加工したもの）（製品を除く。）	〃	699-03	鉄鋼製の網索及び撚線（非絶縁性のもの）
689-0240	蒼鉛（加工したもの）（製品を除く。）	〃	699-0300	鉄鋼製の網索及び撚線（非絶縁性のもの）
689-0250	タングステン（加工したもの）（製品を除く。）	〃	699-04	非鉄単金属性の網索及び撚線（非絶縁性のもの）
689-0260	ウナジウム（加工したもの）（製品を除く。）	〃	699-0410	銅製の網索及び撚線（非絶縁性のもの）
689-0270	イソジウム及びその合金（加工したもの）（製品を除く。）	〃	699-0420	アルミニウム製の網索及び撚線（非絶縁性のもの）
689-0280	非鉄単金属及びその合金（加工したもの）（製品及び別に掲げるものを除く。）	〃	699-0490	網索及び撚線（非絶縁性のもの）（別に掲げるものを除く。）
691	第69類　金属製品	〃	699-05	鉄鋼製の網地、編網、格子網、帯網、締網及びエクスパンデッドメタル（有刺鉄線を含む。）
691-01	兵器（戦車及び自動小銃を含み、誘発銃及び拳銃を除く。）（自動拳銃を含む。）	〃	699-0510	有刺鉄線
691-0100	兵火器（戦車及び自動小銃を含み、誘発銃及び拳銃を除く。）（自動拳銃を含む。）	〃	699-0521	撚つた網地（鉄鋼製のもの）（別に掲げるものを除く。）
691-02	〃　拳銃	〃	699-0529	網地（鉄鋼製のもの）（別に掲げるものを除く。）
691-03	銃砲弾及び弾薬（装薬したもの又は装薬しないもの）（特殊用弾薬を除く。）	〃	699-0590	鉄鋼製の編網、格子網、締網及びエクスパンデッドメタル（有刺鉄線を除く。）
699-06	ナジウム、銅その他の非鉄単金属製の地、編網、格子網、締網及びエクスパンデッドメタル	〃	699-07	金属製品（別に掲げるものを除く。）
699-0611	銅製、黄銅製又は青銅製の網地（織つたもの）	〃	699-0611	銅製の網地（織つたもの）
699-0619	その他の非鉄単金属製の網地（織つたもの）	〃	699-0619	その他の非鉄単金属製の網地（織つたもの）
699-0699	アルミニウム、銅その他の非鉄金属製の網地、格子網、締網及びエクスパンデッドメタル（別に掲げるものを除く。）	〃	699-0699	アルミニウム、銅その他の非鉄金属製の網地、格子網、締網及びエクスパンデッドメタル（別に掲げるものを除く。）
699-08	鉄製品（別に掲げるものを除く。）	〃	699-08	鉄製品（別に掲げるものを除く。）
699-0711	線（鉄鋼製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	699-0711	線（鉄鋼製のもの）（別に掲げるものを除く。）
699-0719	木ねじ（鉄鋼製のもの）	〃	699-0719	木ねじ（鉄鋼製のもの）
699-0721	ねじ（鉄鋼製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	699-0721	ねじ（鉄鋼製のもの）（別に掲げるものを除く。）
699-0729	ボルト、ナット及びワッシャー（鉄鋼製のもの）	〃	699-0729	ボルト、ナット及びワッシャー（鉄鋼製のもの）
699-0731	リベット（鉄鋼製のもの）	〃	699-0731	リベット（鉄鋼製のもの）
699-0732	ベルト鋸金（鉄鋼製のもの）	〃	699-0732	ベルト鋸金（鉄鋼製のもの）
699-0738	線くぎ（非鉄単金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	699-0738	線くぎ（非鉄単金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）
699-0741	線くぎ（非鉄単金属製のもの）	〃	699-0741	線くぎ（非鉄単金属製のもの）
699-0749	線（非鉄単金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	699-0749	線（非鉄単金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）
699-0751	木ねじ（非鉄単金属製のもの）	〃	699-0751	木ねじ（非鉄単金属製のもの）
699-0759	ねじ（非鉄単金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	699-0759	ねじ（非鉄単金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）
699-0761	ボルト、ナット及びワッシャー（非鉄単金属製のもの）	〃	699-0761	ボルト、ナット及びワッシャー（非鉄単金属製のもの）
699-0762	リベット（非鉄単金属製のもの）	〃	699-0762	リベット（非鉄単金属製のもの）
699-0799	ベルト鋸金及びこれら属製のもの（別に掲げるものを除く。）	〃	699-0799	ベルト鋸金及びこれら属製のもの（別に掲げるものを除く。）
699-08	鉄製品（別に掲げるものを除く。）	〃	699-08	鉄製品（別に掲げるものを除く。）
699-0810	手縫針（単金属製のもの）	〃	699-13	家庭用具（鉄鋼製のもの）（琺瑯引のもの又は琺瑯引でないもの）
699-0820	手編針（単金属製のもの）	〃	699-1310	洗面器（琺瑯引のもの）
699-0830	ピン（単金属製のもの）	〃	699-1320	食器（琺瑯引のもの）
699-11	金庫、金庫取付物及び金箱	〃	699-1330	鍋及び釜（琺瑯引のもの）
699-1110	手下げ金庫	〃	699-1380	家庭用具（鉄鋼製のもの及びアルミニウム製のものを除く。）
699-1190	金庫、金庫取付物及び金箱	〃	699-14	家庭用具（アルミニウム製のもの）
699-12	工匠具類（農業用のものを含む。）	〃	699-1410	食器（アルミニウム製のもの）
699-1211	ショベル、スコップ及びつるはし	〃	699-1420	鍋及び釜（アルミニウム製のもの）
699-1212	ジャッキ（水圧機構のものを含む。）	〃	699-1490	家庭用具（アルミニウム製のものを除く。）（別に掲げるものを除く。）
699-1213	農具	〃	699-15	家庭用具（単金属製のもの）（鉄鋼製及びアルミニウム製のものを除く。）
699-1214	金敷	〃	699-1500	家庭用具（単金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）
699-1215	かなづち	〃	699-16	食卓用又は調理用のナイフ、フォーク及びスプーン（単金属製のもの）（めっきしたものを含む。）
699-1216	レンチ及びスパナー	〃	699-1610	食卓用又は調理用のナイフ（単金属製のもの）
699-1217	パイプカッター及びラッチェットやっとこ、ニッパー及びペンチ	〃	699-1620	食卓用又は調理用のフォーク（単金属製のもの）
699-1218	万力	〃	699-1630	食卓用又は調理用のスプーン（単金属製のもの）
699-1219	やすり	〃	699-17	刃物（別に掲げるものを除く。）
699-1221	ら旋錐	〃	699-1710	ポケットナイフ
699-1222	ダイス回し及びスクリュープレートのこぎり	〃	699-1721	安全かみそり
699-1223	刃物（ダイヤモンドを用いたもの）	〃	699-1722	かみそり用の刃
699-1224	バイト	〃	699-1729	刃物（別に掲げるものを除く。）
699-1231	ドリル及びリーマ	〃	699-1799	金物類（鍵、南京錠、安全かみそり、刃物、ナイフ、フォーク及び馬具等に取り付ける金具）
699-1232	ダイス及びタップ	〃	699-18	
699-1233	フライス、ぎゃーカッター及び円鋸刃	〃		
699-1234	金切弓鋸刃	〃		
699-1235	刃工匠具類（別に掲げるものを除く。）	〃		
699-1236	工匠具類（別に掲げるものを除く。）	〃		
699-1239		〃		
699-1299		〃		

699-1811	錠及び鍵（鉄鋼製のもの）	〃	699-2960	機関（風力機関、ホット・エアーエンジン、水車、水力タービン及びガスタービン等）（別に掲げるものを除く。）
699-1812	錠及び鍵（銅製、黄銅製のもの）及び青銅製のもの	〃	711-09	水力タービン
699-1813	錠及び鍵（単金属をめっきしたもの）	〃	711-0910	機関（別に掲げるものを除く。）
699-1819	錠及び鍵（別に掲げるものを除く。）	〃	711-0990	農業用の機械装
699-1821	金物類（単金属をめっきしたもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	712	土壌整理用及び耕作用の農業機械類
699-1822	金物類（銅製、黄銅製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	712-01	犂
699-1828	金物類（単金属をめっきしたもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0110	砕土機
699-1829	金物類（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0120	除草機
699-21	鞣造用及び保管用の金属製容器（ぶりき製缶を含む。）	〃	712-0130	カルチベーター
699-2110	圧搾ガス充てん用シリンダー	〃	712-0140	土壌整理用及び耕作用のもの（別に掲げるものを除く。）
699-2120	ドラムかん	〃	712-0190	刈取用、脱こく用及び選別用の農業機械類
699-2130	ぶりきかん（空のもの）	〃	712-02	人力脱こく機
699-2180	鞣造用及び保管用の単金属製容器（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0210	動力脱こく機
699-22	ストーブ、炉（セントラルヒーティング用のもの及び火格子（金属製のものを除く。）及び火格子用のもの）	〃	712-0220	もみ摺機
699-2210	ストーブ及び炉（発動機のものを除く。）	〃	712-0230	刈取用、脱こく用及び選別用の農業機械装置及びこれらの部分品（別に掲げるものを除く。）
699-2220	ストーブ及び炉（鉄鋼製のもの）	〃	712-0290	こく機、クリーム分離機その他の酪農用装置
699-2230	ストーブ及び炉（非鉄金属製のもの）	〃	712-03	搾乳用機械、クリーム分離機
699-2290	ストーブ及び炉（金属製のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0310	クリーム分離機
699-29	金属製品（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0390	搾乳用機械その他の酪農用装置及びこれらの部分品（別に掲げるものを除く。）
699-2911	金属製品（単金属、合金属をめっきした金属、貴石、半貴石、貴鉄、まんこ、象げ、若しくは、べっ甲を用いたもの）	〃	712-09	農業用手動式工具類は699（699-12）に分類される。
699-2940	鉄鋼製品（鋳造のもので、めっきしてないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0911	人力噴霧機
699-2949	鉄鋼製品（めっきしてないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0912	動力噴霧機
699-2960	アルミニウム製品（別に掲げるものを除く。）	〃	712-0921	人力散粉機
699-2961	銅製品（黄銅製品（めっきしたものを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃		
699-2969	銅製品（別に掲げるものを除く。）	〃		
699-2970	金の製品（別に掲げるものを除く。）	〃		
699-2980	銀及び銀合金の製品（別に掲げるものを除く。）	〃		
699-2999	アンチモニー合金製品（別に掲げるものを除く。）	〃		
	金属製品（別に掲げるものを除く。）	〃		

第7類　機械類及び運搬用機器

番号	品名	単位
	〔1部除く。〕機械類（電気機器を除く。）	
711	原動力機（電気原動力機を除く。）	
711-01	蒸気発生用のボイラー	
711-0100	蒸気発生用のボイラー	
711-02	ボイラー設備（節炭器、過熱器、コンデンサー、煤煙除去器、ガス再生器並びにこれらの部分品並びに附属品を含む。）	
711-0210	波形炉筒	
711-0220	かん胴	
711-0230	ストーカー	
711-0240	節炭器	
711-0250	給水加熱器	
711-0290	ボイラー設備及びこれらの部分品並びに附属品（別に掲げるものを除く。）	
711-03	蒸気機関〔ボイラーを備えた蒸気車及び蒸気機関車（一緒になっているものを含む。）及び蒸気ターピン〕	個及びキログラム
711-0310	蒸気機関	
711-0320	蒸気タービン	キログラム
711-0330	蒸気タービンの部分品	個及びキログラム
711-04	航空機用内燃機関（ジェット推進機関を含む。）	
711-0400	航空機用内燃機関	
711-05	内燃機関、ディーゼル機関及びセミディーゼル機関（航空機用のものを除く。）	
711-0510	自動車用内燃機関	
711-0521	自動三輪車用内燃機関	
711-0529	自動車車両用内燃機関（別に掲げるものを除く。）	
711-0531	内燃機関（一個の重量が100キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	
711-0532	内燃機関（一個の重量が100キログラムをこえ250キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	
711-0538	内燃機関（一個の重量が250キログラムをこえ1,000キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	
711-0534	内燃機関（一個の重量が1,000キログラムをこえ2,500キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	
711-0535	内燃機関（一個の重量が2,500キログラムをこえ10,000キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	
711-0536	内燃機関（一個の重量が10,000キログラムをこえるもの）（別に掲げるものを除く。）	
711-0541	内燃機関用ピストン及びピストンリング	キログラム
711-0542	燃料噴射装置及びその部分品	
711-0543	内燃機関用気化器	
711-0549	内燃機関部分品（別に掲げるものを除く。）	個及びキログラム

712-0922	動力旋断機	〃	
712-0930	こく物精白機	〃	
712-0940	製粉機	〃	
712-0950	製麺機	〃	
712-0960	製茶機	〃	
712-0970	製茶用機械	〃	
712-0999	農業用の機械類及びその部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	
713	乗引車（蒸気式のものを除く。）	キログラム	
713-01	乗引車（蒸気式のものを除く。）	〃	
713-0100	乗引車（蒸気式のものを除く。）	〃	
714	事務用機器	〃	
714-01	タイプライター	〃	
714-0110	タイプライター	〃	
714-0120	タイプライター部分品	個及びキログラム	
714-02	計数器、標題記入器、計算器、金銭登録機その他の事務用機器	キログラム	
714-0211	金銭登録機	個及びキログラム	
714-0212	金銭登録機部分品	個及びキログラム	
714-0221	計算機（手動式のもの）	個及びキログラム	
714-0222	計算機（別に掲げるものを除く。）	〃	
714-0223	計算機部分品	〃	
714-0230	勝写機器及びその部分品	〃	
714-0241	謄写機（カード統計式のもの）	個及びキログラム	
714-0242	分類機（カード統計式のもの）	〃	
714-0243	集計機（カード統計式のもの）	〃	
714-0244	統計機械及びその部分品（カード統計式のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
715-0110	金属工旋盤	〃	
715-01	金属工作機械（ボーリング、ドリリング、転削機、平削機、研ま機及び歯切盤等）	〃	
715-0120	金属工フライス盤	〃	
715-0130	金属工中ぐり盤	〃	
715-0140	金属工ボール盤	〃	
715-0150	歯車切削機械	〃	
715-0160	金属工研ま盤	〃	
715-0190	金属工作機械及びその部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	
715-02	金属加工機械（金属工作機械を除く。）（圧延機、鍛造機、製鎖及び製鑿機等）	〃	
715-0210	金属圧延機	〃	
715-0221	金属加工用ハンマリング又は空気によるもの）	〃	
715-0229	金属加工用ハンマリングマシンを除く。）	〃	
715-0230	金属加工用水圧機	〃	
715-0240	鍛造機	〃	
715-0250	伸線機	〃	
715-0260	屈曲機	〃	
715-0298	金属加工機械（別に掲げるものを除く。）	〃	
715-0299	金属加工機械の部分品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	
716	鉱山用機械及びその他の重業用機械類	〃	
716-01	ポンプ（液体用のもの）（一個の重量が100キログラムをこえないもの）	〃	
716-0110	鉄鋳製ポンプ（液体用のもの）（一個の重量が100キログラムをこえないもの）	〃	
716-0120	鉄鋳製ポンプ（液体用のもの）（一個の重量が500キログラムをこえないもの）	〃	
716-0130	鉄鋳製ポンプ（液体用のもの）（一個の重量が5,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-0140	鉄鋳製ポンプ（液体用のもの）（一個の重量が10,000キログラムをこえるもの）	〃	
716-0190	ポンプ（液体用のものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-02	重業用特殊運搬車（工場、修理場用に使用されるもの）	〃	
716-0200	重業用特殊運搬車	〃	
716-03	コンベアー、起重機、掘さく機及び鉱山用機械（クレーン巻上機、さく井機等）	〃	
716-0311	起重機（原動機と結合したもの）	キログラム	
716-0319	起重機（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0321	ウインチその他の巻上機、（原動機と結合したもの）（一個の重量が1,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-0322	ウインチその他の巻上機（原動機との結合したもの）（一個の重量が1,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-0323	ウインチその他の巻上機（原動機との結合したもの）（一個の重量が5,000キログラムをこえるもの）	〃	
716-0330	ホイスト、巻上機（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0331	コンクリートミキサー	〃	
716-0332	ロードローラー、しゅんせつ機、掘さく機及びこれらの部分品	〃	
716-0333	バケット及びグラブ（鉄道用、しゅんせつ用又は掘さく用のもの）	〃	
716-0334	試錐機	〃	
716-0335	コールカッター	〃	
716-0336	選炭機及び選鉱機	〃	
716-0337	砕鉱機及びそのの部分品	〃	
716-0338	掘さく岩機	〃	
716-0339	コンベアー、道路建設用機械及び鉱山用機械（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0398	コンベアー、道路建設用機械及び鉱山用機械の部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0399	重業用特殊運搬車、起重機、掘さく機及び鉱山用機械の部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-04	木工機械	〃	
716-0400	木工機械及びその部分品	〃	
716-05	ニューマチックツール（手動式のもの又は手動式でないもの）	〃	
716-0500	ニューマチックツール	〃	
716-06	紙製造用機械、パルプ製造用機械及び紙製品製造用機械	〃	
716-0600	紙製造用機械、パルプ製造用機械及び紙製品製造用機械	〃	
716-07	印刷用機械及び製本用機械（活字、字母、活版、印刷用附属品、グラビヤ写真装置等を含む。）	〃	
716-0711	印刷機（手動式のもの）	〃	
716-0719	印刷機（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0721	活字、字母及び活版	キログラム	
716-0729	印刷用附属品及びこれに類するもの（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0730	製本用機械及びその附属品	〃	
716-08	繊維機械及びその附属品	個及びキログラム	
716-0810	綿紡機	〃	
716-0821	混打機（綿用のもの）	〃	
716-0822	カード（綿用のもの）	〃	
716-0823	リング精紡機（綿用のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0824	紡績機（綿用のもの）	〃	
716-0825	紡績機（絹用のもの）	〃	
716-0826	紡績機（麻用のもの）	〃	
716-0827	紡績機（紡毛用のもの）	〃	
716-0829	紡績機（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0831	綿用針布シリンダー	キログラム	
716-0832	綿用針布ドッファー	〃	
716-0833	綿用針布トップ	〃	
716-0834	針布	〃	
716-0835	スピンドル	〃	
716-0836	紡績リング	〃	
716-0837	トラベラー	〃	
716-0839	紡績機の部分品（別に掲げるものを除く。）	個及びキログラム	
716-0841	撚糸機	〃	
716-0842	糸巻機	〃	
716-0843	織布準備機（綿用のもの）	〃	
716-0844	織布準備機（絹用のもの）	〃	
716-0849	織布準備機（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0851	織機（綿用のもの）	〃	
716-0852	織機（絹用のもの）	〃	
716-0853	織機（梳毛用のもの）	〃	
716-0859	織機（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0861	シャットル	キログラム	
716-0862	ワイヤヘルド	〃	
716-0863	おさ	〃	
716-0864	ドッバー	〃	
716-0865	ヂャカード	〃	

716-0866	ドビー	〃	
716-0869	織機の部分品及び附属品（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0871	米布漂白機	個及びキログラム	
716-0872	糸布染色機	〃	
716-0873	糸布整理機	〃	
716-0874	漁網機	〃	
716-0875	編ひも機	〃	
716-0876	メリヤス機	〃	
716-0881	メリヤス機用の針	キログラム	
716-0882	メリヤス機の部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-0883	繊維機械用のボビン	〃	
716-0889	繊維機械及びその部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-11	ミシン（工業用のもの及び家庭用のもの）	個及びキログラム	
716-1111	家庭用ミシン（足踏式のもので、完全なもの）	〃	
716-1112	家庭用ミシン（足踏式のもので、胸部のないもの）	〃	
716-1119	家庭用ミシン（別に掲げるものを除き、頭部のみのものを含む。）	〃	
716-1120	工業用ミシン（頭部のみのものを含む。）	〃	
716-1131	ミシン用の針	千本及びキログラム	
716-1132	ミシン用のボビン	キログラム	
716-1138	ミシン用の脚部及びペダル	〃	
716-1139	ミシン用の部分品及び附属品（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-12	空気調節装置及び冷凍装置（899-08に掲げる冷凍機械を除く。）	〃	
716-1210	空気調節装置	〃	
716-1220	冷凍機（1個の重量が100キログラムをこえないもの）	〃	
716-1230	冷凍機（1個の重量が100キログラムをこえるもの）	〃	
716-1240	冷凍機の部分品	〃	
716-1250	冷凍機用の凝縮器及び蒸発器	〃	
716-1260	冷凍機用の冷却塔	〃	
716-1270	冷凍機用の冷却器	〃	
716-1280	冷凍機（1個の重量が100キログラムをこえるもの）	〃	
716-13	機械類（電気機械類及び別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1311	ユークス炉、石炭乾りゅう炉及びこれらの部分品	個及びキログラム	
716-1312	金属精錬炉、金属加熱炉及びこれらの部分品	〃	
716-1320	ハンマリングマシン（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1331	水圧機（1個の重量が1,000キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1332	水圧機（1個の重量が1,000キログラムをこえ、5,000キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1333	水圧機（1個の重量が5,000キログラムをこえ、50,000キログラムをこえないもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1334	水圧機（1個の重量が50,000キログラムをこえるもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1341	木製ブロック	〃	
716-1342	チェンブロック	〃	
716-1349	ブロック（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1351	気体圧縮機（1個の重量が1,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-1352	気体圧縮機（1個の重量が1,000キログラムをこえ5,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-1353	気体圧縮機（1個の重量が5,000キログラムをこえ10,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-1354	気体圧縮機（1個の重量が10,000キログラムをこえるもの）	〃	
716-1361	遠心分離機（クリーム分離機を除く。）	〃	
716-1362	圧縮ろ過機、真空ろ過機及びこれらの部分品	〃	
716-1363	送風機（扇風機を除く。）	〃	
716-1370	原動機と結合したもの	キログラム	
716-1381	P. I. V. 変速機	〃	
716-1382	ニキストルーダー（合成樹脂用のもの）	〃	
716-1383	注入成型機（合成樹脂用のもの）	〃	
716-1389	機械類（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-14	軸受及びその部分品	〃	
716-1410	軸受及びころ軸受	〃	
716-1420	球	〃	
716-1430	ころ	〃	
716-1490	軸受の部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-15	機械部分品及び附属品（電気機械用のものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1511	歯車（鋳製のもの）	〃	
716-1519	歯車（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1521	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が100キログラムをこえないもの）	〃	
716-1522	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が100キログラムをこえ1,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-1523	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が1,000キログラムをこえ5,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-1524	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が5,000キログラムをこえるもの）	〃	
716-1529	ローラー及びローラー（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1530	機械用チェンベルト及び他の巻掛伝導用チェンベルト	〃	
716-1540	製紙用ニンドレス フェルト	〃	
716-1599	機械部分品及び附属品（別に掲げるものを除く。）	〃	
721	第72部 電気機械類		
721-01	発電機、電動機、変流器、変圧機及びスイッチギアー		
721-0111	発電機（1個の重量が25キログラムをこえないもの）	個及びキログラム	
721-0112	発電機（1個の重量が25キログラムをこえ100キログラムをこえないもの）	〃	
721-0113	発電機（1個の重量が100キログラムをこえ500キログラムをこえないもの）	〃	
721-0114	発電機（1個の重量が500キログラムをこえ1,000キログラムをこえないもの）	〃	
721-0115	発電機（1個の重量が1,000キログラムをこえ5,000キログラムをこえないもの）	〃	
721-0116	発電機（1個の重量が5,000キログラムをこえるもの）	〃	
721-0117	発電機（原動力機と結合したもの）	〃	
721-0121	電動機（1個の重量が25キログラムをこえないもの）	〃	
721-0122	電動機（1個の重量が25キログラムをこえ100キログラムをこえないもの）	〃	
721-0128	電動機（1個の重量が100キログラムをこえ500キログラムをこえないもの）	〃	
721-0124	電動機（1個の重量が500キログラムをこえ1,000キログラムをこえないもの）	〃	
721-0125	電動機（1個の重量が1,000キログラムをこえ5,000キログラムをこえないもの）	〃	
721-0126	電動機（1個の重量が5,000キログラムをこえるもの）	〃	
721-0131	回転変流機、周波数変換機（1個の重量が500キログラムをこえないもの）	〃	
721-0132	回転変流機、周波数変換機（1個の重量が500キログラムをこえ1,000キログラムをこえないもの）	〃	
721-0133	回転変流機、周波数変換機（1個の重量が1,000キログラムをこえ5,000キログラムをこえないもの）	〃	
721-0134	回転変流機、周波数変換機及び調相機（1個の重量が5,000キログラムをこえるもの）	〃	
721-0135	水銀整流器	〃	
721-0136	整流器（別に掲げるものを除く。）	キログラム	
721-0141	変圧機及び変流機（1個の重量が25キログラムをこえないもの）	個及びキログラム	
721-0142	変圧機及び変流機（1個の重量が25キログラムをこえ250キログラムをこえないもの）	〃	
721-0143	変圧機及び変流機（1個の重量が250キログラムをこえ1,000キログラムをこえないもの）	〃	
721-0144	変圧機及び変流機（1個の重量が1,000キログラムをこえるもの）	〃	
721-0151	電力遮断器	〃	
721-0159	スイッチギア（配電盤を含む。）（別に掲げるものを除く。）	個及びキログラム	
721-0161	電機子（1個の重量が10キログラムをこえないもの）	〃	
721-0162	電機子（1個の重量が10キログラムをこえ25キログラムをこえないもの）	〃	
721-0163	電機子（1個の重量が25キログラムをこえ100キログラムをこえないもの）	〃	
716-1521	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が100キログラムをこえ500キログラムをこえないもの）	〃	
716-1522	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が500キログラムをこえ1,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-1523	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が1,000キログラムをこえ5,000キログラムをこえないもの）	〃	
716-1524	ローラー及びローラー（鋳製のもの）（一個の重量が5,000キログラムをこえるもの）	〃	
716-1529	ローラー及びローラー（別に掲げるものを除く。）	〃	
716-1530	機械用チェンベルト及び他の巻掛伝導用チェンベルト	〃	
716-1540	製紙用ニンドレス フェルト	〃	

昭26.11.22. 第7463号

721-0164	電機子(1個の重量が100キログラムをこえ、500キログラムをこえないもの)	〃
721-0165	電機子(1個の重量が500キログラムをこえ、1,000キログラムをこえないもの)	〃
721-0166	電機子(1個の重量が1,000キログラムをこえるもの)	〃
721-0199	発電機、電動機、変流機、変圧機及びスイッチギアー等の部分品(別に掲げるものを除く。)	キログラム
721-02	電池(蓄電池は721-19に含まれる。)	
721-0210	乾電池	〃
721-0280	電池(別に掲げるものを除く。)	〃
721-0290	電池部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
721-03	電球類	
721-0311	豆電球	個
721-0319	白熱電球(別に掲げるものを除く。)	〃
721-0399	電球類(別に掲げるものを除く。)	〃
721-04	無線電信、無線電話、テレビジョン及びレーダー用のラジオ装置及びレーダー装置(放送用及び各種の増音機の付いた受信装置、熱イオン管、真空管、光電管、電気反響測深装置及び検波器を含む。)	
721-0410	ラジオ受信器	〃
721-0420	電気蓄音器(ラジオ聴取装置を備えたもの)	〃
721-0430	マイクロホン	〃
721-0440	拡声器	〃
721-0451	ラジオ受信用の真空管	〃
721-0452	ラジオ用の真空管(別に掲げるものを除く。)	〃
721-0459	真空管及びその部分品(別に掲げるものを除く。)	キログラム
721-0460	レーダー	個
721-0470	ローランレシーバー	〃
721-0499	無線電信、無線電話、テレビジョン及びレーダー用のラジオ装置及びこれらの部分品(別に掲げるものを除く。)	キログラム
721-05	有線電信及び有線電話用の装置	
721-0510	有線電信装置	個
721-0520	有線電話装置	〃
721-06	電熱装置(家庭用のものを含む。)	
721-0610	電熱装置(家庭用のもの)	〃
721-0690	電熱装置(別に掲げるものを除く。)	キログラム
721-07	自動車、航空機、船舶、自転車及び燃焼機関用の電気機器	
721-0710	内燃機関用磁石発電機	個及びキログラム
721-0720	点火栓	キログラム
721-0730	配電器及び点火線輪	〃
721-0790	自動車、航空機、船舶、自転車及び燃焼機関用の電気機器(別に掲げるものを除く。)	〃
721-08	電気計測機器、電気制御機器、電気信号器具及び安全装置並びに電気警報器	
721-0811	積算電力計	個及びキログラム
721-0812	電流計、電圧計、電力計、力率計及び周波計	〃
721-0819	電気用計器(別に掲げるものを除く。)	〃
721-0820	電気測定機器及び試験機器	〃
721-0831	可変蓄電器	〃
721-0839	蓄電器(別に掲げるものを除く。)	〃
721-0840	避雷器、放電器及び塞流線輪	〃
721-0850	電鈴その他の電気音響器	〃
721-0899	電気計測機器、電気制御機器、電気信号器具及び安全装置並びに電気警報器(別に掲げるものを除く。)	キログラム
721-11	医療用電気機器及び放射線用電気機器(単にモーターで運転又は作動する器具及び装置を含まない。)	
721-1110	エックス線装置	個及びキログラム
721-1190	医療用電気機器及び放射線用電気機器(単にモーターで動かされる道具及び装置を含まない。)(別に掲げるものを除く。)	キログラム
721-12	携帯用電気機器	
721-1200	携帯用電気機器	〃
721-13	絶縁電線	
721-1310	水底電信線及び水底電話線	メートル及びキログラム
721-1320	絶縁電線(金属で被覆したもので、ゴムを用いたもの)	キログラム
721-1330	絶縁電線(金属で被覆したもので、ゴムを用いないもの)	〃
721-1340	フレキシブルコード(絹を用いたもの)	〃
721-1350	フレキシブルコード(絹を用いていないもの)	〃
721-1360	絶縁電線(ゴムを用いたもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
721-1390	絶縁電線(別に掲げるものを除く。)	〃
721-19	電気機械類及びその部分品並びに附属品(別に掲げるものを除く。)	
721-1911	電気よう接機(自動式のもの)	個及びキログラム
721-1919	電気よう接機(別に掲げるものを除く。)	キログラム
721-1920	扇風機	〃
721-1931	蓄電池	〃
721-1932	蓄電池の部分品	〃
721-1940	碍子、碍管類	〃
721-1950	プラグ、ソケットその他これらに類する屋内電気配線用具	〃
721-1998	電気機械類(別に掲げるものを除く。)	〃
721-1999	電気機械類の部分品及び附属品	〃
	第73部 運搬用機器	
731	鉄道車両	
731-01	蒸気機関車(別に船積された炭水車を含む。)	
731-0110	蒸気機関車	個及びキログラム
731-0120	炭水車	〃
731-02	電気機関車	
731-0200	電気機関車	〃
731-03	機関車(別に掲げるものを除く。)	
731-0300	機関車(別に掲げるものを除く。)	〃
731-04	自走鉄道車両(客車、貨車又は保線用のもの)	
731-0410	客車(自走装置のあるもの)	〃
731-0490	車両(自走装置のあるもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
731-05	鉄道用客車(自走装置のないもの)(荷物車、郵便車等のサービスカーを含む。)	
731-0510	客車(自走装置のないもの)	〃
731-0590	車両(自走装置のないもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
731-06	鉄道用貨車及び保線用車(自走装置のないもの)	
731-0600	鉄道用貨車及び保線用車(自走装置のないもの)	〃
731-07	鉄道車両の部分品(別に掲げるものの並びに電気部分品、内燃機関及びその部分品を除く。)	
731-0710	車両及び車軸	キログラム
731-0721	タイヤ	〃
731-0730	自動連結器	〃
731-0790	鉄道車両の部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
732	道路走行車両(原動力機を用いたもの)	
732-01	乗用自動車(完成されたもの)(注)(バス又は自動自転車を除く。)	
732-0110	乗用自動車(輪距254.0センチメートルをこえないもの)	両及びキログラム
732-0120	乗用自動車(輪距254.0センチメートルをこえ、304.8センチメートルをこえないもの)	〃
732-0130	乗用自動車(輪距304.8センチメートルをこえるもの)	〃
732-02	自動自転車(完成されたもの)(注)(モーター付の各種のものを含む。)及びサイドカー(完成されたもの)	
732-0210	自動二輪車	両
732-0220	自動三輪車	〃
732-0290	自動自転車(別に掲げるものを除く。)及びサイドカー	〃
732-03	バス、トラックその他の道路走行車両(原動力機を用いたもの)(完成されたもの)(別に掲げるものを除く。)	
(注)	組立てたものと否とを問わない。	
732-0310	バス(輪距254.0センチメートルをこえるもの)	両及びキログラム
732-0320	トラック(輪距254.0センチメートルをこえないもの)	〃
732-0330	トラック(輪距254.0センチメートルをこえるもの)	〃
732-0390	道路走行車両(原動力機を用いたもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
732-04	シャシ(乗用自動車用のもの)(エンジン付のもの)	
732-0410	シャシ(エンジン付のもの)(輪距254.0センチメートルをこえないもの)	〃

732-0420	シャシ(エンジン付のもの)(輪距254.0センチメートルをこえ、304.8センチメートルをこえないもの)	〃
732-0430	シャシ(エンジン付のもの)(輪距304.8センチメートルをこえるもの)	〃
732-05	シャシ(エンジン付のもの)(バス、トラックその他の道路走行車両用のもの)	
732-0510	シャシ(エンジン付のもの)(輪距254.0センチメートルをこえないもの)	〃
732-0520	シャシ(エンジン付のもの)(輪距254.0センチメートルをこえるもの)	〃
732-06	道路走行車両(原動力機を用いたもの)の車体、シャシ、フレームその他の部分品(自動自転車用及びサイドカー用の部分品を除く。)(ゴムタイヤ、エンジン、エンジン付シャシ及び電気部分品を除く。)	
732-0610	フレーム(自動車用のもの)	キログラム
732-0620	車輪(自動車用のもの)	〃
732-0630	担ばね(自動車用のもの)	〃
732-0640	車軸(ハブ付のものを含む。)(自動車用のもの)	〃
732-0650	リム(自動車用のもの)	〃
732-0660	変速装置(自動車用のもの)	〃
732-0670	自在接手(自動車用のもの)	〃
732-0680	差動歯車及び変速歯車(自動車用のもの)	〃
732-0690	道路走行車両用部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
732-07	自動自転車用及びサイドカー用の部分品(ゴムタイヤ、エンジン及び電気部分品を除く。)	
732-0710	フレーム(自動自転車用及びサイドカー用のもの)	〃
732-0720	車輪(自動自転車用及びサイドカー用のもの)	〃
732-0730	フォーク及びハンドル(自動自転車用及びサイドカー用のもの)	〃
732-0740	リム(自動自転車用及びサイドカー用のもの)	〃
732-0750	ハブ(自動自転車用及びサイドカー用のもの)	〃
732-0760	サドル(自動自転車用及びサイドカー用のもの)	〃
732-0790	自動自転車用及びサイドカー用の部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
733	道路走行車両(原動力機を用いないもの)	
733-01	自転車(原動力機を用いないもの)	
733-0100	自転車(原動力機を用いないもの)	両及びキログラム
733-02	自転車(原動力機を用いないもの)の部分品(タイヤ及び電気部分品を除く。)	
733-0211	フレーム及びフォーク(自転車用のもの)	キログラム
733-0212	マドガード(自転車用のもの)	〃
733-0213	ハンドル(自転車用のもの)	〃
733-0214	リム(自転車用のもの)	〃
733-0215	スポーク(自転車用のもの)	〃
733-0216	ハブ(自転車用のもの)	〃
733-0217	ペダル(自転車用のもの)	〃
733-0218	ギアリングチェン(自転車用のもの)	〃
733-0219	サドル(自転車用のもの)	〃
733-0221	ギアクランク(自転車用のもの)	〃
733-0222	ブレーキ(自転車用のもの)	〃
733-0223	チェンカバー(自転車用のもの)	〃
733-0224	荷付け及びスタンド(自転車用のもの)	〃
733-0229	自転車用部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
733-09	道路走行車両(原動力機を用いないもの)(トレーラーを含む。)(別に掲げるもの及びその部分品を除く。)(ゴムタイヤを除く。)	
733-0910	道路走行車両(原動力機を用いないもの)(別に掲げるものを除く。)	両及びキログラム
733-0920	道路走行車両(原動力機を用いないもの)の部分品(別に掲げるものを除く。)	キログラム
734	航空機	
734-01	航空機(空気より重い装置のもの)(完成されたもの)	
734-0110	飛行機	機
734-0120	グライダー	〃
734-0190	航空機(空気より重い装置のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
(注)	組立てたものと否とを問わない。	
734-02	飛行船、気球及びこれらの部分品	
734-0200	飛行船、気球及びこれらの部分品	〃
734-03	航空機(空気より重い装置のもの)の部分品(ゴムタイヤ、エンジン及び電気部分品を除く。)	
734-0310	航空機用プロペラ	キログラム
734-0390	飛行船、気球及びこれらの部分品	〃
735	船舶	
735-01	軍艦(潜水艦及び上陸用舟艇を含む。)	
735-0100	軍艦(潜水艦及び上陸用舟艇を含む。)	隻及び総トン数
735-02	船舶(総トン数250トンをこえるもの)(軍艦を除く。)	
735-0210	木造船	〃
735-0220	鉄鋼船(船齢20年をこえないもの)	〃
735-0230	鉄鋼船(船齢20年をこえるもの)	〃
735-09	船舶(別に掲げるものを除く。)	
735-0910	舟艇(総トン数20トンをこえないもの)	隻
735-0990	船舶(別に掲げるものを除く。)	隻及び総トン数

第8類 雑製品

番号	品名	単位
	第81部 組立家屋、衛生用具、水道用具、暖房用装置及び照明用具並びにこれらの附属品	
811	組立家屋及びその部分品	
811-01	組立家屋及びその部分品	
811-0100	組立家屋及びその部分品	キログラム
812	衛生器具、水道用品、暖房用装置及び照明用具並びにこれらの附属品	
812-01	暖房用装置(暖房用炉、ボイラー、ラジエーター、水管及びこれらの部分品)	
812-0110	ラジエーター(鉄鋼製のもの)	〃
812-0120	ラジエーター(非鉄金属製のもの)	〃
812-0130	ラジエーター(卑金属をめっきしたもの)	〃
812-0190	暖房用装置及びその部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
812-02	台所用流し、洗面器、暖湯盤、浴槽その他の衛生用具、水道用具及びこれらの附属品(陶磁器その他の素材のもので金属製のものを除く。)	
812-0210	衛生用具及びその附属品(陶磁器製のもの)	〃
812-0220	水道用具及びその附属品(陶磁器製のもの)	〃
812-0280	衛生用具及びその附属品(別に掲げるものを除く。)	〃
812-0290	水道用具及びその附属品(別に掲げるものを除く。)	〃
812-03	台所用流し、洗面器、暖湯盤、浴槽その他の衛生用具、水道用具及びこれらの附属品(金属製のもの)(琺瑯引のもの又は琺瑯引以外のもの)	
812-0310	衛生用具及びその附属品(琺瑯引のもの)	〃
812-0320	水道用具及びその附属品(琺瑯引のもの)	〃
812-0380	衛生用具及びその附属品(金属製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
812-0390	水道用具及びその附属品(金属製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
812-04	照明用具(材料の区別を問わない。)	
812-0410	ランプ及びその部分品	個
812-0420	ちょうちん	〃
812-0430	携行電燈	〃
812-0440	自動車用照明用具	キログラム
812-0490	照明用具(別に掲げるものを除く。)	〃
	第82部 家具及び備付品	
821	家具及び備付品	
821-01	家具及び備付品(木製のもの)	
821-0100	家具及び備付品(木製のもの)	〃
821-02	家具及び備付品(金属性のもの)	
821-0210	家具及び備付品(鉄鋼製のもの)	〃
821-0220	家具及び備付品(金属性のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
821-09	家具及び備付品(別に掲げる物を除く。)(注)	

昭26.11.22.
第7463号
P. 420

(注)	竹製、やし葉製、葦製、籐製のもの又はこれらに類する家具(枝編細具)、プラスチック製のもの、821-01及び821-02に掲げるもの、家具分類に当り無視される塡料並びに室内装飾品等の附属品	
821-0900	家具及び備付品(別に掲げるものを除く。)	〃
	第83部 旅行用具、手さげかばん及びこれらに類するもの	
831	旅行用具、手さげかばん及びこれらに類するもの	
831-01	旅行用具(トランク、スーツケース、旅行用かばん、衣類箱、買物袋、食糧袋及びこれらに類するもの)(材料の区別を問わない。)	
(注)	642-01及び652-01参照	
831-0110	旅行用具(革製のもの)	個
831-0120	旅行用具(バルカナイズドファイバー製のもの)	〃
831-0190	旅行用具(別に掲げるものを除く。)	〃
831-02	ハンドバッグ、小物入、財布、がまぐち及びこれらに類するもの	
831-0210	化粧具箱	〃
831-0220	ハンドバッグ	〃
831-0290	小物入、財布、がまぐち及びこれらに類するもの(別に掲げるものを除く。)	〃
	第84部 衣類	
841	衣類(毛皮製のものを除く。)	
841-01	くつ下及びたび	
841-0110	くつ下(綿メリヤス製のもの)	足
841-0120	くつ下(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0130	くつ下(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0140	くつ下(毛製又は毛入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0150	たび(ゴム底たびを除く。)	〃
841-0190	くつ下(別に掲げるものを除く。)	〃
841-02	はだ着及び寝着(メリヤス地その他の編んだ織物製のもの)	
841-0210	はだ着及び寝着(綿製のもの)(メリヤス製のもの)	枚
841-0220	はだ着及び寝着(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0230	はだ着及び寝着(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0240	はだ着及び寝着(毛製又は毛入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0290	はだ着及び寝着(メリヤス地その他の編んだ織物製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
841-03	上着類(メリヤス地その他の編んだ織物製のもの)	
841-0311	洋服類及び外とう(綿製のもの)(メリヤス製のもの)	キログラム
841-0312	洋服類及び外とう(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0313	洋服類及び外とう(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0314	洋服類及び外とう(毛製又は毛入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0315	洋服類及び外とう(亜麻製、大麻製又はラミー製のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0319	洋服類及び外とう(メリヤス地その他の編んだ織物製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
841-0321	シャツ類(綿製のもの)(メリヤス製のもの)	枚
841-0322	シャツ類(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0323	シャツ類(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0324	シャツ類(亜麻製、大麻製又はラミー製のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0329	シャツ類(メリヤス地その他の編んだ織物製のもの)(別に掲げけるものを除く。)	〃
841-0331	セーター類(毛製又は毛入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-0339	セーター類(メリヤス地その他の編んだ織物製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
841-0399	上着類(メリヤス地その他の編んだ織物製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
841-04	はだ着及び寝着(メリヤス製のものを除く。)	
841-0410	はだ着及び寝着(綿製のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0420	はだ着及び寝着(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0430	はだ着及び寝着(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0440	はだ着及び寝着(毛製又は毛入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0490	はだ着及び寝着(メリヤス製のもの及び別に掲げるものを除く。)	〃
841-05	上着類(メリヤス製のものを除く。)	
(注)	841-06及び841-07に掲げるものを除く。	
841-0511	洋服類及び外とう(綿製のもの)(メリヤス製のものを除く。)	キログラム
841-0512	洋服類及び外とう(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0513	洋服類及び外とう(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0514	洋服類及び外とう(毛製又は毛入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0515	洋服類及び外とう(亜麻製、大麻製及びラミー製のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0519	洋服類及び外とう(メリヤス製のもの及び別に掲げるものを除く。)	〃
841-0521	シャツ類(綿製のもの)(メリヤス製のものを除く。)	枚
841-0522	シャツ類(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0523	シャツ類(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0524	シャツ類(亜麻製、大麻製又はラミー製のもの)(メリヤス製のものを除く。)	〃
841-0529	シャツ類(メリヤス製のもの及び別に掲げるものを除く。)	〃
841-0531	和服類(綿製のもの)	キログラム
841-0532	和服類(絹製又は絹入のもの)	〃
841-0533	和服類(人造繊維製又は人造繊維入のもの)	〃
841-0539	和服類(別に掲げるものを除く。)	〃
841-0599	上着類(メリヤス製のもの及び別に掲げるものを除く。)	〃
841-06	革製上衣その他の革製衣類	
841-0600	革製上衣その他の革製衣類	〃
841-07	衣類(ゴム引、油引及びこれらに類するもの)(プラスチック製のものを含む。)	
841-0710	雨衣	〃
841-0790	衣類(ゴム引、油引及びこれらに類するもの)(プラスチック製のものを含む。)(別に掲げるものを除く。)	〃
841-08	帽子類(羊毛フェルト製及びファーフェルト製のもの)	
841-0800	帽子類(羊毛フェルト製及びファーフェルト製のもの)	個
841-11	帽子類(羊毛フェルト製及びファーフェルト製のものを除く。)	
841-1110	帽子類(綿製のもの)	〃
841-1120	帽子類(毛製及び毛入のもの)	〃
841-1130	帽子類(革製のもの)	〃
841-1140	帽子類(ゴム製のもの)	〃
841-1150	帽子類(パナマストロー製、わら製その他これらに類する植物繊維製のもの)	〃
841-1160	帽子類(紙製又は模造パナマ製のもの)	〃
841-1170	帽子類(毛皮製のもの)	〃
841-1190	帽子類(別に掲げるものを除く。)	〃
841-12	手袋類	
(注)	ゴム製のものは629—09に分類される。	
841-1210	手袋類(綿製のもの)(メリヤス製のもの)	対
841-1220	手袋類(絹製又は絹入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-1230	手袋類(人造繊維製又は人造繊維入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-1240	手袋類(毛製又は毛入のもの)(メリヤス製のもの)	〃
841-1250	手袋類(革製のもの)	〃
841-1290	手袋類(別に掲げるものを除く。)	〃
841-19	衣類及び身辺着用品(ハンカチ、アームバンド、ネクタイ、肩掛、えり巻、カラー、コールセット、サスペンダー及	

	びこれらに類するもの)(別に掲げるものを除く。)	
841-1911	エプロン	枚
841-1912	ハンカチ(綿製のもの)	枚及びキログラム
841-1913	ハンカチ(絹製又は絹入のもの)	〃
841-1914	ハンカチ(人造繊維製又は人造繊維入のもの)	〃
841-1915	ハンカチ(亜麻製のもの)	〃
841-1916	ハンカチ(別に掲げるものを除く。)	〃
841-1917	ネクタイ(絹製又は絹入のもの)	枚
841-1918	ネクタイ(人造繊維製又は人造繊維入のもの)	〃
841-1919	ネクタイ(別に掲げるものを除く。)	〃
841-1921	肩掛及びえり巻(絹製又は絹入のもの)	〃
841-1922	肩掛及びえり巻(人造繊維製又は人造繊維入のもの)	〃
841-1923	肩掛及びえり巻(毛製又は毛入のもの)	〃
841-1924	肩掛及びえり巻(別に掲げるものを除く。)	〃
841-1925	カラー及びカフス類(織物製のもの)	個
841-1926	カラー及びカフス類(セルロイド製のもの)	〃
841-1927	くつ下留及びそで留類	対
841-1928	ずぼんつり	本
841-1929	衣服用ベルト(織物製のもの)	〃
841-1931	衣服用ベルト(革製のもの)	〃
841-1932	衣服用ベルト(プラスチック製のもの)	〃
841-1933	ヘアネット(絹製のもの)	千枚
841-1934	ヘアネット(絹製又は人髪製のものを除く。)	〃
841-1999	衣類(別に掲げるものを除く。)	キログラム
842	衣類(毛皮製のもの)	
842-01	衣類(毛皮製のもの)(帽子類及び手袋類を除く。)	
842-0110	外とう(毛皮製のもの)	枚
842-0190	衣類(毛皮製のもの)(帽子類及び手袋類を除く。)(別に掲げるものを除く。)	キログラム
	第85部 はき物類	
851	はき物類	
851-01	スリッパーその他の室内用はき物類(ゴム製のものを除く。)	
851-0110	スリッパー(革製のもの)	足
851-0120	スリッパー(織物製のもの)	〃
851-0190	スリッパーその他の室内用はき物類(別に掲げるものを除く。)	〃
851-02	はき物類(革製のもの)(スリッパーその他の室内用はき物類を除く。)	
851-0210	くつ(革製のもの)(帆布製革底のものを含む。)	〃
851-0290	はき物類(革製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
851-03	はき物類(織物製のもの)(スリッパーその他の室内用はき物類を除く。)	
851-0300	はき物類(織物製のもの)	〃
851-04	はき物類(ゴム製のもの)	
851-0410	サンダル(ゴム製のもの)	〃
851-0420	くつ(オーバーシューズを含む。)及びスリッパー(ゴム製のもの)	〃
851-0490	はき物類(ゴム製のもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
851-09	はき物類(別に掲げるものを除く。)及びその部分品(ゲートル類を含む。)	
851-0910	地下たび(ゴム底のもの)	〃
851-0920	くつ(帆布製ゴム底のもの)	〃
851-0930	げた、サンダル及びぞうり(別に掲げるものを除く。)	〃
851-0940	ゲートル(革製のものを除く。)	〃
851-0950	シューフック及びシューアイレット	キログラム(容器共)
851-0960	靴用プロテクター及びスパイク	キログラム
851-0970	はき物用部分品(ゴム製のもの)	〃
851-0980	はき物用部分品(革製のもの)	〃
851-0990	はき物類及びその部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
	第86部 医療用機器、理科学用機器、調整装置、写真用品、光学機器及び時計類	
861	医療用機器、理科学用機器、調整装置、光学機器及び測定機器	
861-01	光学機器及びその部分品(写真用及び映画用のものを除く。)	
861-0111	眼鏡及びその部分品(レンズを除く。)	キログラム
861-0112	眼鏡用ガラス及びレンズ	個
861-0113	双眼鏡及び隻眼鏡(プリズムを用いたもの)	〃
861-0114	双眼鏡及び隻眼鏡(プリズムを用いたものを除く。)(オペラグラス等)	〃
861-0115	望遠鏡	〃
861-0116	双眼鏡、隻眼鏡及び望遠鏡の部分品並びにこれらの附属品	キログラム
861-0117	顕微鏡	個
861-0118	顕微鏡の部分品(デッキグラス及びオブゼクトグラスを含む。)	キログラム
861-0119	光学用レンズ及びプリズム(縁又は柄のないもので、みがいたもの)	〃
861-0121	光学用のレンズ及びプリズム(縁又は柄のないもので、みがいてないもの)	〃
861-0199	光学機器及びその部分品(写真用及び映画用のものを除く。)	〃
861-02	写真用及び映画用の機器	
861-0211	映画撮影機(使用フィルムの幅が16ミリメートルをこえないもの)	個
861-0212	映画撮影機(使用フィルムの幅が16ミリメートルをこえるもの)	〃
861-0213	航空写真機及び顕微鏡写真機	〃
861-0214	写真機(焦点距離が17センチメートルをこえないレンズを取り付けたもの又は撮影する感光面の長さが16センチメートルをこえないもの若しくは幅が11センチメートルをこえないもの)(別に掲げるものを除く。)	〃
861-0215	写真機(別に掲げるものを除く。)	〃
861-0216	縁付レンズ(シャッター付のものを含む。)(焦点距離17センチメートル未満のもの)	〃
861-0217	縁付レンズ(シャッター付のものを含む。)(焦点距離17センチメートル以上のもの)	〃
861-0218	暗箱(映画撮影機用のもの)	〃
861-0219	暗箱(航空写真機用又は顕微鏡写真機用のもの)	〃
861-0221	暗箱(別に掲げるものを除く。)	〃
861-0222	フィルター(写真機用のもの)	〃
861-0223	製版用スクリーン	〃
861-0224	写真機の部分品及び附属品(別に掲げるものを除く。)	キログラム
861-0225	映写機(使用フィルムの幅が16ミリメートルをこえないもの)	個
861-0226	映写機(使用フィルムの幅が16ミリメートルをこえるもの)	〃
861-0227	映写機の部分品及び附属品	キログラム
861-0228	幻燈機	個
861-0229	実物投影機	〃
861-0231	写真引伸機	〃
861-0232	電気写真焼付機	〃
861-0299	写真用及び映画用の機器並びにこれらの部分品(別に掲げるものを除く。)	キログラム
861-03	医療機器(電気式のものを除く。)(単にモーターで運転又は作動する器具及び装置を含まない。)	
861-0310	義歯	個
861-0320	歯科用機器	キログラム
861-0390	医療機器	〃
861-09	測定機器、調整装置及び理科学用機器(別に掲げるものを除く。)	
861-0911	ものさしその他の直接度器	〃
861-0912	キャリパ、デバイダ、水準器、ダイヤルゲージ、分度器、定盤その他これらに類するもの	〃
861-0913	ますその他の直接量器	〃
861-0914	台ばかり及びその部分品	〃
861-0915	化学天秤及びその部分品	〃
861-0916	衡器及びその部分品	〃
861-0917	ガスメーター及び液量メーター	〃
861-0918	体温計	個
861-0919	温度計(別に掲げるものを除く。)	〃
861-0921	圧力計及び真空計	〃
861-0922	速度計、高度計、気圧計、ハイドロメーターその他これらに類する指示、積算又は記録用の計器(別に掲げるものを除く。)	〃
861-0923	製図器、測量器及びこれらの部分品(別に掲げるものを除く。)	〃
861-0924	ら針儀及びその部分品	〃
861-0925	測定機器及び試験機器(別に掲げるものを除く。)	〃
861-0926	自動調整装置	〃
861-0999	調整装置及び理科学用機器(別に掲げるものを除く。)	〃

862	写真用及び映画用品		
862-01	写真用のフィルム（映画用のものを除く。）、乾板及び感光紙		
862-0110	フィルム（未撮影のもの）（エックス線用のものを除く。）	キログラム	〃
862-0120	フィルム（未撮影のもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
862-0130	フィルム（現像したもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
862-0140	電気時計（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
862-0150	写真用乾板（未撮影のもの）	〃	〃
862-0160	写真用乾板（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
862-0170	写真用印画紙（感光性のもの）	〃	〃
862-0180	感光紙（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
862-02	映画用フィルム（未撮影のもの）	〃	〃
862-0211	映画用天然色フィルム（未撮影のもの）（使用フィルムの幅が35ミリメートルのもの）	メートル及び平方メートル	〃
862-0212	映画用天然色フィルム（未撮影のもの）（使用フィルムの幅が16ミリメートルのもの）	メートル及び平方メートル	〃
862-0219	映画用天然色フィルム（未撮影のもの）（別に掲げるものを除く。）	メートル及び平方メートル	〃
862-0221	映画用フィルム（未撮影のもの）（使用フィルムの幅が35ミリメートルのもの）（天然色フィルムを除く。）	〃	〃
862-0222	映画用フィルム（未撮影のもの）（使用フィルムの幅が16ミリメートルのもの）（天然色フィルムを除く。）	〃	〃
862-0229	映画用フィルム（未撮影のもの）（天然色フィルム及び別に掲げるものを除く。）	〃	〃
862-03	写真用化学薬品類（小売販売用のものを除く。）	〃	〃
862-0300	写真用化学薬品類（小売販売用のもの）	キログラム	〃
863	映画用フィルム（撮影したもの）		
863-01	映画用フィルム（撮影したものの）（現像したものと否とを問わない。）	メートル及び平方メートル	〃
863-0111	映画用天然色フィルム（撮影したもの）（使用フィルムの幅が35ミリメートルのもの）	メートル及び平方メートル	〃
863-0112	映画用天然色フィルム（撮影したもの）（使用フィルムの幅が16ミリメートルのもの）	メートル及び平方メートル	〃
863-0119	映画用天然色フィルム（撮影したもの）（別に掲げるものを除く。）	メートル及び平方メートル	〃
863-0221	映画用フィルム（撮影したもの）（使用フィルムの幅が35ミリメートルのもの）（天然色フィルムを除く。）	メートル及び平方メートル	〃
863-0222	映画用フィルム（撮影したもの）（使用フィルムの幅が16ミリメートルのもの）（天然色フィルムを除く。）	メートル及び平方メートル	〃
863-0229	映画用フィルム（撮影したもの）（天然色フィルム及び別に掲げるものを除く。）	メートル及び平方メートル	〃
864	時計類		
864-01	懐中時計、腕時計及びこれらの部分品		
864-0111	懐中時計及び腕時計（金製、金めっき製又は白金製のもの）	個	千個
864-0112	懐中時計及び腕時計（銀製のもの）	〃	〃
864-0113	秒時計	〃	〃
864-0119	懐中時計及び腕時計（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
864-0121	懐中時計、腕時計及び秒時計のムーブメント（ウオッチ）（文字板及び指針付のものを含む。）	〃	〃
864-0122	懐中時計、腕時計及び秒時計のムーブメント（文字板及び指針付のものを含む。）	〃	〃
864-0125	懐中時計、腕時計及び秒時計の部分品（機械用ぜんまいの石及び別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
864-02	その他の時計類		
864-0211	経緯儀	個	千個
864-0212	経緯儀の部分品	キログラム	〃
864-0220	タイムレコーダー及びタイムスタンプ	個	千個
864-0230	甲板時計	〃	〃
864-0241	同期電動機時計	〃	〃
864-0249	電気時計（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
864-0251	置時計	〃	〃
864-0252	掛時計	〃	〃
864-0259	時計（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
864-0261	時計のムーブメント（文字板及び指針付のものを含む。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
864-0262	時計のばね（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
864-0269	時計の部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
864-0290	第89部　雑製品		
864-0291	楽器用レコード		
891-01	蓄音器及び蓄音器用レコード		
891-0110	蓄音器（レコードプレーヤーを含む。）	個	千個
891-0120	蓄音器の部分品	キログラム	〃
891-02	蓄音器用レコード	枚	千枚
891-0200	ピアノ及びピアノ調奏装置	個	千個
891-03	ピアノ及びピアノ調奏装置の部分品	キログラム	〃
891-0300	ピアノ及びピアノ調奏装置（別に掲げるものを除く。）	個	千個
891-09	楽器（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
891-0910	ハーモニカ	〃	〃
891-0920	オルガン	〃	〃
891-0930	楽器の部分品及び附属品	キログラム	〃
891-0990	楽器（別に掲げるものを除く。）	個	千個
892	印刷物		
892-01	雑誌（印刷してあるもの）、書籍（印刷してあるもの）及びパンフレット（印刷してあるもの）	キログラム	〃
892-0100	書籍（印刷してあるもの）、雑誌及びパンフレット（印刷してあるもの）を除く。）	〃	〃
892-02	新聞及び雑誌		
892-0210	新聞	〃	〃
892-0220	雑誌	〃	〃
892-03	楽譜（印刷したもの、原稿のままで紫いていないものを含む。）	〃	〃
892-0300	楽譜（印刷したもの、影刻したもの、原稿のままで紫いていないものを含む。）	〃	〃
892-04	絵画及び図案（紙又は板紙には印刷したものの若しくは模刻したものを除く。）	〃	〃
892-0410	写真	〃	〃
892-0490	絵画及び図案（紙又は板紙には模刻したものの若しくは印刷したものを除く。）	〃	〃
892-09	紙又は板紙の印刷物（各種のレーベル、証券用紙、小切手帳、為替手形用紙、荷造用ラベル、印紙、郵便切手、印紙、証券、カード、伝票及び帳簿を含み、別に掲げるものを除く。）	〃	〃
892-0910	レーベル及び荷札類	〃	〃
892-0920	絵葉書及びクリスマスカード類	〃	〃
892-0930	地図、海図、設計図及び学術図	〃	〃
892-0940	紙幣、銀行券、利札、株券その他の有価証券	〃	〃
892-0950	各種のカレンダー	〃	〃
892-0960	紙又は板紙の印刷物（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899	雑品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-01	ろうそくその他の可燃性固形アルコール、ゼラチン及びこれらの製品（医薬品を除く。）	〃	〃
899-0110	ろうそく	〃	〃
899-0190	可燃性品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-02	マッチ		
899-0200	マッチ	〃	〃
899-03	かさ、つえ及びこれらに類するもの		
899-0310	和がさ（日がさを含む。）	本	千本
899-0320	洋がさ（綿布張のもの）	〃	〃
899-0330	洋がさ（絹布張のもの）	〃	〃
899-0340	洋がさ（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-0350	かさの部分品	キログラム	〃
899-0360	つえ及びこれに類するもの	〃	〃
899-04	加工した装飾用羽毛、羽製造の装飾用羽毛及び装飾をした羽毛		
899-0410	羽毛製品及び羽毛皮製品	〃	〃
899-0421	造花（セルロイド製のもの）	〃	〃
899-0422	造花（紙製及び繊物製のもの）	〃	〃
899-0429	造花（別に掲げるものを除く。）	千枚	千枚
899-0431	人毛製品（アネット（人髪製のもの））	〃	〃
899-0439	人髪製品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-0440	扇子（装飾をしたもの）	個	千個
899-05	ボタン及び飾ボタン（貴金属製のものを除く。）	〃	〃
899-0511	ボタン及び飾ボタン（カフス用及びカラー用のもの）	〃	〃
899-0512	ボタン及び飾ボタン（金属製のものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-0513	ボタン及び飾ボタン（貝がら製のもの）（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃

899-0514	ボタン及び飾ボタン（陶磁器製及び硝子製のもの）（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-0515	ボタン及び飾ボタン（アイボリーナット製及びこれに類するナット製のものを除く。）	〃	〃
899-0516	ボタン及び飾ボタン（陶磁器製及びガラス製のもの）	〃	〃
899-0517	ボタン及び飾ボタン（セルロイド製その他のプラスチック製のものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-0518	ボタン及び飾ボタン（包布ボタン）	〃	〃
899-0519	ボタン及び飾ボタン（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-0520	フック及びアイ	〃	〃
899-0530	スライドファスナー	〃	〃
899-06	装飾用影刻品（動物製、植物製及び鉱物製のもの）		
899-0600	装飾用影刻品（動物製、植物製及び鉱物製のもの）	キログラム	〃
899-07	食卓用品その他の家庭用品（ホテル、レストラン用のものを含む。）及び業務品（ガラス製又は磁製のもの）		
899-0700	食卓用品その他の家庭用品（ホテル、レストラン用のものを含む。）及び業務品（ガラス製のもの）	キログラム	〃
899-08	冷蔵庫（機械装置を有するもので電気式、ガス式等のもの）	台	千台
899-0810	電気冷蔵庫	〃	〃
899-0890	冷蔵庫（機械装置を有するもの）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-11	プラスチック製品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-1110	セルロイド製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1120	セルロイド製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1130	ベークライト製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1140	セロファン製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1190	プラスチック製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-12	竹製品及び枝条製品（別に掲げるものを除く。）		
899-1211	竹製すだれ	個	千個
899-1212	竹製かご	〃	〃
899-1219	竹製品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-1220	藁製品		
899-1230	麦わら真田	〃	〃
899-1240	わら及びかき寸及びあんぺら	個	千個
899-1290	枝條製品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-13	ほうき及びブラッシ（馬金属、貴金属をめっきした金属、象げ又はべっ甲を用いたもの）	個	千個
899-1310	ほうき及びブラッシ（馬金属、貴金属をめっきした金属、象げ又はべっ甲を用いたもの）	〃	〃
899-1320	ブラッシ（歯みがき用のもの）	〃	〃
899-1330	ブラッシ（くつみがき用のもの）	〃	〃
899-1340	ブラッシ（衣服用のもの）	〃	〃
899-1350	ブラッシ（塗装用のもの）	〃	〃
899-1360	たわし	〃	〃
899-1380	ほうき及びブラッシ（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-14	運動用具（武器及び弾薬を除く。）		
899-1410	来遊具、側道具及びこれらに類するもの	〃	〃
899-1420	運動用具並びにその部分品及び附属品（ガラス製及び陶磁器製のものを除く。）	〃	〃
899-1430	運動用具並びにその部分品及び附属品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1510	玩具（木製のもの）	〃	〃
899-1513	玩具（繊物製のもの）	〃	〃
899-1514	玩具（ゴム製のもの）	〃	〃
899-1515	玩具（セルロイド製その他のプラスチック製のもの）	〃	〃
899-1516	玩具（ガラス製のもの）	〃	〃
899-1517	玩具（陶磁器製のもの）	〃	〃
899-1518	玩具（金属製のもの）	〃	〃
899-1519	玩具（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1521	テーブルゲーム（紙製のもの）	組	千組
899-1529	テーブルゲーム（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1530	将棋及び碁用具	〃	〃
899-1599	遊戯用具並びにその部分品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-16	万年筆、繰出鉛筆及びペン軸類		
899-1610	万年筆、繰出鉛筆及びペン軸類（貴金属、貴金属をめっきした金属、象げ、べっ甲等を用いたもの）	本	千本
899-1621	ペン先（金製のもの）	〃	〃
899-1629	ペン先（万年筆用のものを除く。）	〃	〃
899-1630	万年筆及びその部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1640	繰出鉛筆、鉛筆のサック及びこれらの部分品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1650	ペン軸及び複写筆（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-17	事務用品（紙製のもの及び別に掲げるものを除く。）		
899-1711	ペン先（別に掲げるものを除く。）	千本	千本
899-1712	鉛筆の芯	キログラム	〃
899-1718	鉛筆（木さやその他のさやを有するもの）	本	千本
899-1714	鉛筆（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1715	毛筆	〃	〃
899-1716	白墨	〃	〃
899-1717	クレヨン	キログラム	〃
899-1718	筆記用インク	〃	〃
899-1719	墨汁	〃	〃
899-1721	インク（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-1722	タイプライターリボン	〃	〃
899-1723	滑ゴム（これらに類するクリップ及びこれらにつづり金具並びに面びょうを除く。）	キログラム	〃
899-1724	留金並びにそろばん	個	千個
899-1725	そろばん	〃	〃
899-1726	ナンバーリングマシン、スタンピングマシン及びこれらの類似品並びにこれらの部分品	〃	〃
899-1799	事務用品（紙製のものを除く。）（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-18	喫煙用パイプ類		
899-1800	喫煙用パイプ類	〃	〃
899-21	美術品及び装飾品		
899-2110	七宝（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-2120	漆器（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-2130	飾り物、掛絵及び額子類及び飾物並びにこれらに類する飾物	〃	〃
899-2140	書画（印刷したものを除く。）	〃	〃
899-2190	美術品及び装飾品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-99	雑品（別に掲げるものを除く。）		
899-9911	喫煙用具の附属品（ガラス製及び陶磁器製のものを除く。）	〃	〃
899-9912	扇子及びこれらの部分品（装飾をしたものを除く。）	個	千個
899-9913	線香及びたき香（粉状、ねり状又はこまの芯のもの）	キログラム	〃
899-9914	玩具（紙製のもの）	個	千個
899-9915	まち針及びまち針の金具（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-9916	氷嚢（金属製のもの）	〃	〃
899-9917	氷嚢（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-9919	家庭用品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-9921	時計用、眼鏡用及びかざり用のくさり並びにこれらに類する身辺用くさり	〃	〃
899-9922	腕時計用バンド（金属製のもの）	個	千個
899-9923	腕時計用バンド（革製のもの）	〃	〃
899-9924	腕時計用バンド（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-9925	バックル	キログラム	〃
899-9926	バッヂ及びき章類		
899-9931	くし（木製のもの）	個	千個
899-9932	くし（セルロイド製のもの）	〃	〃
899-9933	くし（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-9934	髪留（金属製のもの）	〃	〃
899-9935	髪留（セルロイド製のもの）	〃	〃
899-9936	髪留（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-9941	つりざお（竹製のもの）	〃	〃
899-9949	表わら、わらしべ、ぜんまいの綿、竹、藺草その他これらに類するものの製品（別に掲げるものを除く。）	キログラム	〃
899-9951	博物標本	〃	〃
899-9952	ひな形	〃	〃
899-9961	豚毛製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-9962	馬毛製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-9963	獣骨製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃
899-9964	鬱が製品（別に掲げるものを除く。）	〃	〃

昭26.11.22. 第7463号

番号	品名	単位
899-9905	廃棄製品（別に掲げるものを除く。）	〃
899-9999	製品（別に掲げるものを除く。）	〃

第9類　特殊取扱品（別に掲げるものを除く。）

911	第91部　小包郵便物	
911-01	小包郵便物（種類の如何を問わない。）	〃
911-0100	小包郵便物（種類の如何を問わない。）	キログラム
921	第92部　生活力を有する動物（食用のものを除く。）	
921-01	馬、ろ馬及びら馬	頭
921-0100	馬	〃
921-0120	ろ馬及びら馬	〃
921-09	生活力を有する動物（食用のものを除く。）	キログラム
921-0910	牛及び水牛	頭
921-0920	めん羊	〃
921-0930	山羊	〃
921-0940	豚	〃
921-0950	猿きん類	グラム
921-0960	蜜蜂	〃
921-0970	金魚	匹
921-0980	亀かき	キログラム
921-0990	生活力を有する動物（食用のものを除く。）	〃
931	第93部　穢もどり品及び特殊取扱品	
931-01	穢もどり品	〃
931-0110	再輸入品	〃
931-0120	再輸出品	〃
931-02	特殊取扱品（旅客携帯品及び移民携帯品を除く。）及びこれに準ずる他の特殊なもの	〃
931-0210	小包郵便物（別に掲げるものを除く。）	〃
931-0220	見本	〃
931-0290	特殊取扱品（別に掲げるものを除く。）	〃

◉農林省告示第四百二十二号

自作農創設特別措置法施行令（昭和二十一年勅令第六百二十一号）第八条第三号の規定に基き、昭和二十三年農林省告示第二百五十四号は、廃止する。

昭和二十六年十一月二十二日

農林大臣　根本龍太郎

◉通商産業省告示第四百二十二号

輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）第七条の五第四項の規定により登録した被登録者の氏名または名称および第七条の二第一項の規定による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地を次のように告示する。

昭和二十六年十一月二十二日

通商産業大臣　高橋龍太郎

登録品目	被登録者の氏名または名称	事務所または事業所の所在地
〃 完成シン	愛知県輸出シン工業協同組合	名古屋市中区東田町三の四
〃 シン部品	東京都立工業奨励館	東京都港区芝海岸通り一の二〇
〃	愛知県輸出シン工業協同組合	名古屋市中区東田町三の四
〃	東京都立工業奨励館	東京都港区芝海岸通り一の二〇
〃	東京都港区芝海岸通り一の二〇	東京都立工業奨励館

◉通商産業省告示第四百二十三号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三条第四項の規定に基き、下記の日から次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長が長とする郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十六年十一月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置	設置年月日
大阪市浪速区栄町一丁目（天王寺局郵便区内）	泉大津市上之町（泉大津局郵便区内）	昭和二十六年十一月二十六日
神戸上筒井郵便局（灘局郵便区内）	神戸市葺合区上筒井通五丁目	同

◉郵政省告示第四百六十二号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三条第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月一日から次の郵便局を移転、改称する。

昭和二十六年十一月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称	現在位置	移転位置
浪速営原郵便局	大阪市浪速区栄町一丁目	大阪市浪速区恵美須西一丁目
泉大津上之町郵便局	泉大津市上之町	泉大津市旭町
神戸上筒井郵便局	神戸市葺合区上筒井通五丁目	神戸市葺合区上筒井通七丁目
小名浜西町郵便局	福島県石城郡小名浜町古港	福島県石城郡小名浜町定西

◉郵政省告示第四百六十三号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三条第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月一日から次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長が長とする郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十六年十一月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置	設置年月日
大阪市浪速区栄町一丁目（天王寺局郵便区内）	泉大津市上之町（泉大津局郵便区内）	昭和二十六年十一月二十六日
神戸上筒井郵便局（灘局郵便区内）	神戸市葺合区上筒井通五丁目	同

◉郵政省告示第四百六十四号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三条及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五条の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

昭和二十六年十一月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局　岐阜県赤坂郵便局

形式

使用期間　昭和二十六年十一月二十三日から同　十一月二十五日まで

京都府伏見郵便局

使用期間　昭和二十六年十一月二十三日から同　十一月二十六日まで

宮城県塩釜郵便局

使用期間　昭和二十六年十一月二十三日から同　十一月三十日まで

愛知県千種郵便局

使用期間　昭和二十六年十一月二十四日から同　十一月二十六日まで

◉通商産業省告示第二百七十六号

昭和二十六年十月通商産業省告示第二百六十三号（輸入に関する事項の公表）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十二日

通商産業大臣　高橋龍太郎

（第四十五回）の欄の下に次の欄を加える。

292—0911	生うるし	100,000	3

◉通商産業省告示第二百七十七号

昭和二十六年十月通商産業省告示第二百六十三号（輸入に関する事項の公表（第四十五回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十月二十七日から適用する。

昭和二十六年十一月二十二日

通商産業大臣　高橋龍太郎

「

雲母の欄中	272—1310	を
	272—1310	
	272—1320	
	272—1330	
	272—1390	に改める。
272—」		

◉郵政省告示第四百六十一号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三条第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月一日から次の郵便局を移転、改称する。

昭和二十六年十一月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称	現在位置	移転位置
浪速営原郵便局	大阪市浪速区栄町一丁目	大阪市浪速区恵美須西一丁目
泉大津上之町郵便局	泉大津市上之町	泉大津市旭町
神戸上筒井郵便局（灘局郵便区内）	神戸市葺合区上筒井通五丁目	神戸市葺合区上筒井通七丁目
小名浜西町郵便局	福島県石城郡小名浜町古港	福島県石城郡小名浜町定西

長崎県大村郵便局

昭和二十六年十一月二十三日から同　十一月二十七日まで

青森県三戸郵便局

昭和二十六年十二月一日から同　十二月七日まで

◉鳥取県告示（保解）第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）により次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月二十二日

鳥取県知事　西尾　愛治

一、道路拡張のため土地所有者並びに管理者の申請に係るもの

類雪防止林に指定されたもの

鳥取県八頭郡池田村大字落折字ユリノ向ヒ二八八内一（但し見込四畝歩の内二畝五歩）申請者鳥取県八頭郡若桜町熊田隊治　二八八内三（但し見込三畝歩の内二畝歩）申請者木島岩太郎　二八八第四（但し見込五畝歩の内三畝歩）申請者鳥取市東町上田武三郎　二八八第六（但し見込三畝歩の内二〇歩）申請者八頭郡池田村山本虎蔵　二八八第九（但し見込三畝歩の内一畝六歩）申請者鳥取市東町上田武三郎　二八八ノ一〇（但し見込一畝一五歩の内一畝歩）申請者八頭郡若桜町君野龍三郎　二八八第一五（但し見込二畝三歩の内一畝六歩）申請者池田村長　二八八第一六（但し見込三畝二七歩の内一畝六歩）申請者池田村長　字平石二九〇（但し見込一畝歩の内二五歩）申請者池田村長　字ッ休二九一（但し見込一町一反二畝一歩の内二畝五歩）申請者池田村平家猶蔵　大字小船字古ソロ一七三（但し見込三畝歩の内三畝四歩）申請者池田村長

一、学校建築のため管理者の申請に係るもの

鳥取県岩美郡大岩村大字大谷字西山二一九六ノ三（但し見込一一町歩の内四畝歩）申請者鳥取県岩美郡大岩村長

(ロ)潮害防備林に指定されたもの

鳥取県気高郡浜村町大字八幡字宮ノ前三七六ノ一申請者鳥取県気高郡浜村町升本千代三郎　大字八束水字村屋敷二三一三（但し見込八畝三歩の内五畝三歩）申請者鈴木和吉

正誤

昭和二十六年十月十三日土地調整委員会告示第一号（鉱区禁止地域指定請求中の一　区域の所在地中「字治山田市今在家町字津長原、東賀集楽」の次に「中賀集楽」を加えるはずの誤り。

土地調整委員会官報報告主任

昭和二十六年九月十九日農林省告示第三百八十七号（昭和二十六年農林省告示第二百七十九号の一部を改正する告示）中一二二頁中段終りから九行「規則第二十四條第二項の申請書の様式」は「規則第十六條第二項の指定申請書の様式」と、同終りから六行「試験研究の目的に供している森林として指定されたく、森林法施行規則第十六條第二項の規定により」の、同下段六行「五　試験期間　自昭和　年　月　日から　昭和　年　月　日まで」のいずれも誤り。

農林省官報報告主任

国会事項

○衆　議　院

◉**議案提出**　十一月二十日議員から提出した議案は次の通りである。

博物館法案（岩林義孝外九名提出）

漁業法の一部を改正する法律案（富永格五郎外十九名提出）

水産資源保護法案（石原円吉外十四名提出）

○参　議　院

◉**議事日程**　十一月二十一日の議事日程は左の通り。

議事日程　第二十号

昭和二十六年十一月二十一日（水曜日）

午前十時開議

第一　租税特別措置法の一部を改正する法律案（第十回国会内閣提出、同衆議院送付）（委員長報告）

第二　外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三　農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第四　学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第五　公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案（内閣提出）（委員長報告）

第六　漁業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第七　農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第八　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）（委員長報告）

第九　失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願（委員長報告）

第一〇　失業対策事業資材費国庫補助増額に関する請願（二件）（委員長報告）

第一一　香川県美合村の失業対策事業に関する請願（委員長報告）

第一二　特需関係労働者の労働條件改善に関する請願（委員長報告）

第一三　揖保川改修工事促進に関する請願（委員長報告）

第一四　災害復旧費国庫補助に関する請願（委員長報告）

第一五　鵜川、平取両村間道路改修促進等に関する請願（委員長報告）

第一六　北海道熊石八雲間地方費道改修促進に関する請願（委員長報告）

第一七　高知県別府村別枝地すべり地帯防災工事促進に関する請願（委員長報告）

第一八　高知県森村笹ノモト砂防工事施行に関する請願（委員長報告）

第一九　高知県長者村地すべり地帯砂防工事施行に関する請願（委員長報告）

第二〇　高知県大崎村宗津、大鐙両地区砂防工事施行に関する請願（委員長報告）

第二一　高知県加茂村御鉾谷防災工事施行に関する請願（委員長報告）

第二二　江川川上流砂防工事施行に関する請願（委員長報告）

第二三　桐見川ゴロメキ砂防工事施行に関する請願（委員長報告）

第二四　江差岩内線準地方費道開さくに関する請願（委員長報告）

第二五　国立公園大雪山観光自動車道路開設に関する請願（委員長報告）

第二六　特別都市計画事業費国庫補助増額に関する請願（委員長報告）

第二七　土地区画整理委員会委員の任期等に関する請願（委員長報告）

第二八　指定府県道三原呉線改修工事促進に関する請願（委員長報告）

第二九　朱太川切替工事施行に関する請願（委員長報告）

第三〇　北海道大谷地せき止工事等施行に関する請願（委員長報告）

第三一　北海道倶知安、赤井川村間道路開さく等に関する請願（委員長報告）

昭26.11.22. 第7463号

第三一　北海道大沢村白神、吉岡村間海岸道路全通に関する請願（委員長報告）
第三二　北海道福島町福島、岩部間道路開さく工事継続施行に関する請願（委員長報告）
第三三　国道四号線中一部改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第三四　北海道清水町、日高村間道路開さく等に関する請願（委員長報告）
第三五　北海道南地方農道入制岩内線開さく工事施行に関する請願（委員長報告）
第三六　北海道美河、奥高見間道路開さく等に関する請願（委員長報告）
第三七　地方農道江差線柵線中一部改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第三八　幌別川改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第三九　岩手県の災害復旧工事費国庫補助増額に関する請願（委員長報告）
第四〇　加茂川改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第四一　根知川上流砂防工事施行に関する請願（委員長報告）
第四二　国道十六号線補装工事促進に関する請願（委員長報告）
第四三　福島、山形両県連絡道路中一部改修工事促進に関する請願（委員長報告）
第四四　中小河川江花川改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第四五　利根川中流部河床しゅんせつ工事施行に関する請願（委員長報告）
第四六　災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願（委員長報告）
第四七　北海道進地方農道江差岩内線中一部開さく工事促進に関する請願（委員長報告）
第四八　夕張市清水沢、鹿島間道路開さく工事継続施行等に関する請願（委員長報告）
第四九　北上川右岸姉体築堤工事施行に関する請願（委員長報告）
第五〇　火災によるり災者に住宅復興資金融資の請願（委員長報告）
第五一　火災によるり災町村に公営国庫補助庶民住宅建築資金追加割当の請願（委員長報告）
第五二　埼玉県入会地内上江橋架設工事継続施行に関する請願（委員長報告）
第五三　横須賀市追浜転換工場地区再接収中止に関する請願（三件）（委員長報告）
第五四　岡山県下のけい流砂防工事施行に関する請願（委員長報告）
第五五　福岡県小倉市の都市計画用地買収費国庫補助等に関する請願（委員長報告）
第五六　国道三号線中別府、中津両市間改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第五七　夷隅川増田橋改築工事施行に関する請願（委員長報告）
第五八　県道富山岐阜線中庵谷峠トンネル開さく工事施行等に関する請願（委員長報告）
第五九　ルース台風による災害復旧費国庫補助等に関する請願（委員長報告）
第六〇　余野川の災害土木助成工事施行に関する請願（委員長報告）
第六一　江部乙、雨龍両村間進地方農道の石狩川に架橋の請願（委員長報告）
第六二　災害復旧事業費全額国庫負担に関する請願（委員長報告）
第六三　豊平川架橋に関する請願（委員長報告）
第六四　福岡市席田地内農地借上料増額に関する請願（委員長報告）
第六五　北海道清水町、日高村間道路開さくに関する請願（委員長報告）
第六六　兵庫県由良町海岸地盤沈下工事施行に関する請願（委員長報告）
第六七　府県道高知中村線中荒倉トンネル開さく工事促進に関する請願（委員長報告）
第六八　ルース台風災害救済に関する請願（委員長報告）
第六九　ルース台風による災害復旧応急費国庫補助の請願（委員長報告）
第七〇　ルース台風によるり災者収容住宅増築の請願（委員長報告）
第七一　公共施設災害復旧費全額国庫負担に関する請願（委員長報告）
第七二　土木災害復旧工事継続施行期間短縮に関する請願（委員長報告）
第七三　ルース台風による災害復旧の請願（委員長報告）
第七四　福岡県十篠線県道新設工事促進に関する請願（委員長報告）
第七五　巨瀬川川尻開さく工事施行に関する請願（委員長報告）
第七六　筑後川改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第七七　府県道宇美青柳線改修工事促進に関する請願（委員長報告）
第七八　不動産取引法制定に関する請願（委員長報告）
第七九　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法中一部改正に関する請願（委員長報告）
第八〇　北海道道南地方の国道等整備に関する陳情（委員長報告）
第八一　国道十八号線改良工事施行に関する陳情（委員長報告）
第八二　越辺川外二河川改修工事促進に関する陳情（委員長報告）
第八三　災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情（委員長報告）
第八四　建築関係法令の整理統合に関する陳情（委員長報告）
第八五　北上川柳津橋架替に関する陳情（委員長報告）

◎**議案提出**　十一月二十日議員から左の議案を提出した。

文化財保護法の一部を改正する法律案（堀越儀郎外十九名発議）

◎**議案受領（予備審査）**　十一月二十日衆議院から左の議案が送付された。

博物館法案（若林義孝外九名提出）

漁港法の一部を改正する法律案（富永格五郎外十九名提出）

水産資源保護法案（石原円吉外十四名提出）

◎**議案付託**　十一月二十日議長は、左の議員提出案を委員会に付託した。

文化財保護法の一部を改正する法律案（堀越儀郎外十九名発議）（参第三号）

文部委員会に付託

◎**議案付託（予備審査）**　十一月二十日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

博物館法案（若林義孝外九名提出）（衆第四号）

文部委員会に付託

漁港法の一部を改正する法律案（富永格五郎外十九名提出）（衆第五号）

水産資源保護法案（石原円吉外十四名提出）（衆第六号）

水産委員会に付託

◎**報告書提出**　十一月十九日委員長から左の報告書を提出した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件議決報告書

在外同胞引揚問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号同特別報告

在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第一号同特別報告

厚生委員会請願審査報告書第一号同特別報告

厚生委員会陳情審査報告書第一号同特別報告

◎**議員当選通知受領**　全国選挙管理委員会委員長より左の通り補欠選挙に当選した旨の通知を受領した。

富山県選出　十一月十九日当選　館　哲二

叙任及び辞令

○内　閣

◎昭和二十六年十月十八日

相沢　喜平

贓六等に叙し瑞宝章を授ける

藤井小太郎

贓八等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十六年十月二十日

従七位　大野　正直

従六位に叙する

◎昭和二十六年十月二十一日

従五位　成田　千里

正五位に叙する

従七位　山本　英

正七位に叙する

贓四等　緒方惟一郎

旭日小綬章を授ける

贓八等　長坂　鉄矢

贓六等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十六年十一月八日

正五位　福原　義人

従四位に叙する

贓四等に叙し瑞宝章を授ける

（各通）　故文部事務官正五位　福原　義人
故従五位　成田　千里
特旨を以て位一級追陞せられる（十一月十七日）

故従七位　大野　正直
特旨を以て位二級追陞せられる（十一月十八日）

（各通）　厚生大臣官房統計調査部長　曾田　長宗
経済安定本部建設交通局次長　今井田研二郎
第十二回国会政府委員を命ずる（十一月二十日）

○人事院

人事院事務官　村上　武夫
海上保安庁へ出向を命ずる（十一月十六日）

○総理府

◎昭和二十六年十一月二十日

外務事務官　伊関佑二郎
総理府事務官に兼ねて任命する

総理府事務官　伊関佑二郎
内閣総理大臣官房勤務を命ずる（十一月二十日）

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎**日本国有鉄道公示第301申**

日本国有鉄道告示第三百号（昭和26年2月日本国有鉄道告示第81号）の一部を次のように改正し、昭和26年11月12日から施用する。

昭和26年11月22日

日本国有鉄道総裁　longmark 之助

（告示部分は、但し、昭和26年11月22日鉄道公報参照）

総理府公告

◎**公益事業委員会事務局東京支局公告（第四号）**

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第二項の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十一月二十二日

記

一、	事案の要旨
	聴聞の期日　昭和二十六年十二月六日午前十時
	聴聞の場所　東京都澁谷区千駄ヶ谷三丁目五〇番地　東京通商産業局内
二、	東京瓦斯株式会社申請供給施設概要の変更
	熊谷事業所に容量七二五立方米のガス溜一基を増設する。
三、同右	熊谷変電所の出力を六、〇〇〇KVAに増加する。
四、同右	第二旭網島線を廃止する。
五、同右	黒川発電所の配電用変電設備を二、八〇〇KVAに増加する。
	右終了後
六、同右	千代田区内幸町に出力六〇、〇〇〇KVAの日比谷変電所を新設し、これに伴い同変電所と淀橋変電所との間に新設する。
	右終了後
七、同右	右の仙間関係変電所の間にそれぞれ地中送電線路を新設し、南町線一番甲乙を廃止する。
	右終了後
八、同右	戸田変電所の出力を三〇、〇〇〇KVAに増加する。
	右終了後
備考　五の件名に係る事案の詳細については、公益事業委員会事務局の事務所に掲示する。	

◎**公益事業委員会事務局広島支局公告（第四号）**

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第二項の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十一月二十二日

記

一、	件名　事案の要旨
	聴聞の期日　昭和二十六年十二月六日午前十時
	聴聞の場所　広島市八丁堀二〇番地　中国産業会館内
二、同右	中国電力株式会社申請供給施設概要の変更
	千葉変電所に予備変圧器一、〇〇〇KVA一台を増設する。
	右終了後
三、同右	駒沢変電所の出力を二六、〇〇〇KVAに増加する。
	右終了後
四、同右	右終了後
五、同右	土庄線の水底部分を一回線増設する。
	右終了後
六、同右	長府線の区間を長門変電所と下関線第二〇三号の間に変更し、神鋼線を廃止する。
	右終了後
七、同右	新川線を廃止する。
	同右
八、同右	西宇部変電所及び西宇部線を廃止する。
	右終了後

法務府公告

○土地家屋調査士試験公告

昭和二十六年十月七日施行の土地家屋調査士試験合格者は左のとおりである。

昭和二十六年十一月二十二日

法務総裁　大橋　武夫

受験番号	氏名	受験番号	氏名
東京法務局		浦和地方法務局	
一	奥山　武	一	田中　萱造
二	荒牧　正義	二	小川　順三
三	高橋　利威	三	小峯吉太郎
四	望月　嘉六	四	安田　勝二
五	井上　俊彦	五	浅見　正二
六	小杉　群治	六	大和　平重
七	長島惣次郎	七	福田　信平
八	岩倉　栄	八	間辺　辰雄
九	中村　玉吉	九	山崎　広瀬
一〇	大谷　崇	一〇	藤井　宏道
一一	中島　齊雄	一一	池上喜一郎
一二	高橋　滋	一二	鈴木　明
一三	中西　齊吉	一三	林　慎一
一四	小野沢喜一郎	一四	金子　穎三
一五	山田　三四	一五	相川　献一
一六	今西　正雄	一六	鈴木　武
一七	山田　正夫	一七	金子　穎三
一八	櫛崎　正人	一八	相川　献一
一九	篠崎　善吉	千葉地方法務局	
二〇	翠　鉄蔵	一	伊藤　許夫
二一	小野沢英三	二	中村　実
二二	谷津　力蔵	三	近藤　正治
二三	小柳　宗治	四	宮内　幸一
二四	小林　栄	水戸地方法務局	
二五	篠崎　光造	二	斎藤　巌夫
二六	樂谷　審洋	三	伊藤庄太郎
二七	佐竹　新市	四	山田　秋次郎
二八	石井　彰	五	井坂　信之
二九	出川　連	六	森作　長英
三〇	島吉　勲	七	篠崎　建男
三一	山田　米山	八	伊藤文之介
三二	立林　耕造	九	伊藤　玖壽
前橋地方法務局		一〇	中島　拓
一	永作　一	一一	矢口　弘
二	加藤　寅男	一二	長山　秀雄
三	高梨　義直	宇都宮地方法務局	
四	森　瑩雄	一	武　正蔵
五	加藤　正義	二	平山力之助
六	早苗　一元	三	斎藤　文治
七	田中　茂治	四	桑久保　昇
静岡地方法務局		五	八木沢照蔵
一	原田　勲	六	山口勘三郎
二	平山　一男	七	神長　武男
三	御手洗正己	八	浅見　勝二
四	牛木　和義	九	福田　正二
五	勝谷　源三	一〇	間辺　辰雄
六	伴野　淳	一一	藤井　宏道
七	池野已一郎	一二	池上喜一郎
八	黒須　正蔵	一三	鈴木　明
九	半田栄一郎	一四	林　慎一
一〇	室越　英次	一五	金子　穎三
一一	谷野　広作	一六	相川　献一
一二	川島　泰助		
一三	早乙女林次		
一四	小林　和雄		
一五	風間　勇造		
一六	松下　八郎		
一七	金子久太郎		
一八	久保田陽吉		
一九	茂木保之祐		
二〇	鵜田栄一郎		
二一	小林　和雄		

昭26.11.22. 第7463号

昭26.11.22. 第7463号

二二 赤塚三佐男
二四 阿部 寛
二八 草野 嘉
三一 紺野 清己
二三 阿部 貞義
二五 清野 吉已
三〇 佐々木文吉
三三 古宇田常吉

山形地方法務局

四 須貝武次郎
七 佐藤喜代治
一一 千葉 基
一五 井上 豊男
二〇 佐々木万五郎
二五 遠藤 善雄
二八 山口 米吉
三〇 尾形 隆晃
三六 青木 真也
四〇 小松 長敏
四八 松田久仁雄
六四 長谷川末治
七五 豊島 武鷹
八七 佐藤 友彌
九一 山科 幸吉
九七 東海林正二
一〇一 南斎 信一
一二五 会田 常雄
一三一 加藤 稔夫
一三〇 大類 一男
一三八 浦山 東一
一四〇 伊藤松四郎
一四四 小関 政已
一五四 中村 光夫
一六一 平尾惣兵衛
一六七 宍戸 チヨ
六 工藤 勘七
八 栗原 松夫
一四 沼沢治三郎
一八 石井 説雄
二一 五十嵐重芳
二六 山川 徳司
二九 蛸井 孫次
三三 松田 藤蔵
三九 遠藤 善作
四三 上野参之亟
四九 清水重太郎
七四 高橋 信男
八四 三浦 芳一
九〇 荒木 繁男
九四 近藤 喜蔵
九八 後藤 儀蔵
一〇四 岩瀬 久男
一一八 村田 勝作
一二七 永岡 信吉
一三四 原 諄一
一三九 佐藤 徳治
一四三 広谷 耕助
一四九 多田 積
一五五 高橋 晋
一六六 高橋 豊治
一六九 菊地 政雄

盛岡地方法務局

七 菊池 久作
一九 小笠原真次
二五 青木 精一
二七 氏家 一郎
三〇 小野 末治
三六 小原 亀吉
四〇 佐藤 静夫
五八 千田 精一
七一 及川喜八郎
七五 久保 文男
七八 金沢 昌平
一〇一 高橋 善二
一一六 田口又次郎
一二四 小原 馥
一二八 佐藤 治作
一四四 千葉 熊夫
一六四 菅野 肇
一七三 大久保幸福
一八三 内田 三郎
一九六 恵津森清一
九 及川 寅雄
二四 千葉慶四郎
二六 大芦 仁蔵
二九 小原 実義
三三 匡司 友安
三九 佐藤 民造
四九 南館 正利
六五 佐賀 車雄
七三 小野寺知也
七七 藤原 哲男
九三 千田 国志
一〇三 千葉 茂胤
一一七 沢藤 両八
一二七 千葉 修吉
一三〇 沢村喜三太
一四五 千葉 徹夫
一六七 多田賢太郎
一七七 梅津善三郎
一八四 今野 信
二〇二 伊藤 七郎
二〇六 小野寺時男
二一三 菊池 希一
二一八 島 啓
二一二 菅原 公男
二一五 千田 益三
二二〇 永田 直助

秋田地方法務局

五 高橋通太郎
九 武田文次郎
二二 岡部 恒任
二三 禰島松次郎
三一 辻田 良二
三八 佐藤 重悦
四六 帯谷 政治
七一 千葉藤十郎
七七 細川 繁
八三 宮川 隆次
七 水野 運吉
一〇 大島 重乙
一九 瀧谷 正雄
二一 斎藤友太郎
三二 武田 善治
三三 工藤 昌
四〇 太田 倫雄
六〇 豊住 六郎
八二 伊藤 芳宏

青森地方法務局

一一 川村半次郎
一四 佐々木善太郎
一九 高田 武
二一 青山兼四郎
三三 沢口新太郎
三七 十文字亜太郎
四一 村井 吉次
五四 杉山勇一郎
五九 佐藤 昌良
七二 沼山 興吉
八七 熊谷 健一
九四 相馬 午一
三 水梨長太郎
七 谷地 弘吉
一〇 名久井東太郎
二一 佐々木謙司
三四 工藤 勇治
三九 小笠原辰一
五〇 丸谷 安治
五八 津川美佐男
六四 坂本 芳郎
七八 佐々木 勇
八八 松山 昌実

札幌法務局

二 熊谷 菊治
五 牧島 憲二
一〇 関根 克治
一三 鈴木 壽吉
一六 大原 英治
二四 後藤 素子
二七 香川 幾雄
三 鈴木 善作
八 米沢礼次郎
一一 佐藤 清太
一五 長内 繁
二三 中野 敦雄
二六 大泉 博基
二八 笹田 磐

函館地方法務局

一 永草 政吉
二 島野 敏雄

旭川地方法務局

一 林 覚守
九 中島 一喜
一三 真貝 四郎
二三 木村 博一
二四 新田 英雄
二九 中館 一三
四 池田 歓一
一〇 金浜 親
一四 高林 保
二三 小杉 照光
二八 横田 万平

釧路地方法務局

一一 福田 基助
二一 伏見 勇
五 吉荒 正雄
一五 久我 豊治

高松法務局

一 市原 壽
四 田所 種雄
七 村井 茂路
一〇 中西 一朗
一三 細包 英一
二 青木 磯次
五 数馬 富雄
九 脇 政信
一一 川北 朔朗
一四 西浦民太郎
一六 木村島四郎
一九 豊島嘉次郎
二一 宮本 準一
二四 尾松 重良
二八 根ヶ山裕春
三三 佐藤 義美
三六 国居 稔
四一 松山 龍七
四五 鹿谷 清美
四八 植田 昭七
五一 長尾 敏雄
一七 江崎 宗一
二〇 岩崎 綱次
二三 谷本 敬尚
二五 小亀 義高
三一 今田 正行
三四 内海 富義
四〇 永岡 英司
四三 田中 亘
四六 中條幸太郎
四九 藤川 昇
五四 草薙 正意

徳島地方法務局

八 新居 孫吉
一〇 地行 金造
一四 猪子 国夫
一六 細川 儀平
二三 谷口 徳勝
二七 石口政太郎
三四 鈴木 石太
四〇 西 徹
四三 中村 正一
四七 桂 工
五三 武田 寛一
六二 三村 勇
六六 山下 栄
六九 幸田 一夫
九 福田 米市
一一 嵯峨 勝一
一五 久米 義夫
一七 平岡虎太郎
二六 篠永 徳重
三〇 住吉 茂吉
三五 長田 博
四二 櫨山 芳照
四五 福中 正美
四九 紅露 俊見
五八 新居 由夫
六四 田中 文雄
六七 大谷 光男
七〇 富田 重雄

高知地方法務局

三 宮地 直光
八 山崎 利道
二一 山崎 倖司
二三 小川吉太郎
三〇 東近小一郎
三八 山脇 豊栄
四〇 大坪 一化
四三 勢田 泉
四五 村山 英輝
四七 山下 薫
五五 横田 恵
五七 坂田 健一
六五 坂井金之助
六九 谷 直利
七一 篠原 啓
七三 島本 泰子
七六 川崎 耕一
六 梅原 健吉
一〇 森本 正
二一 小栗 清已
二六 中西 毅
三四 善家 浩一
三九 川村 晴隆
四一 山崎 柳水
四四 大石 峻
四六 土岐 栄吉
四九 毛利 輝義
五六 中村権兵衛
六四 福田 修三
六六 佐伯 博
七〇 古谷 隆彦
七二 土居 美夫
七五 鍋島 郁子
七七 角田 一郎

松山地方法務局

二 久保田寛一
九 定岡 福馬
一七 安藤 武
二九 真鍋 倉一
三九 久保伊勢市
四一 森川金五郎
四八 森 成春
五五 橋 一徳
五九 星加 隆夫
六一 田中 実
七 上田 耕三
一一 佐藤 一
二五 西山 嚴城
三六 汐崎 潤
四〇 田村 徳定
四二 石川 太郎
五四 高橋 元夫
五七 加地 喜市
六〇 黒川末千夫
六四 中野 勝

○工場財団

東京都中央区京橋二丁目八番地明治機械株式会社より足利郡山前村大字山下一一一五番地所在の同会社足利工場に属する土地、工作物並びに機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたので、右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出ること。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり、関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月二十二日

宇都宮地方法務局足利支局

厚生省公告

○動産売払公告

一、売払物件

製薬機械一式

種目 三段式真空蒸留器外五十五品目

数量 二百点

二、右物件の所在地

東京都目黒区中目黒二の三一〇

国立衛生試験所目黒分室

三、入札心得書及び契約条項を示す場所 東京都千代田区霞ヶ関 厚生大臣官房会計課物品係 電話銀座(五七)五七〇一―九 内線二〇四、二〇五

四、下見日時

自昭和二十六年十一月三十日 至昭和二十六年十二月五日 六日間

右現場説明は十一月三十日行うにつき買受希望のものは当日十時迄に二、の場所に参集のこと。

五、入札及び開札の日時 昭和二十六年十二月七日(金曜日)午後一時より二時迄入札締切後即時開札(郵送入札は認めず。)

六、入札の場所 三に同じ。

七、入札加入保証金 見積価格の百分の五以上。但し、入札加入保証金は入札前現金を以つて会計課に納入のこと。

右公告する。

昭和二十六年十一月二十二日 厚生大臣官房会計課

運輸省公告

○鉄道財団

常総筑波鉄道株式会社から所属鉄道取手、下館間及び土浦、岩瀬間に対し鉄道抵当法により鉄道財団を組成し、あらかじめこれを公告されたい旨の申請があつた。

よつて、その鉄道財団に属すべきものに関し、所有権以外の物権を有する者、差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又はその鉄道財団に属すべき不動産に関し賃借権を有する者は、昭和二十六年十二月二十一日までに申し出られたい。

昭和二十六年十一月二十二日 運輸省

裁判所公告 (●印は新料金)

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年(家)第二三五七号

前橋市向町九十九番地 申立人 藤倉治三郎

最後の住所 前橋市向町九十九番地

出生の場所 愛知県東加茂郡阿摺村大字東中山乙十三番

死亡の場所 前橋市向町九十九番地

死亡の年月日 昭和二十六年二月十四日

職業 無職 被相続人 藤倉 祭吉

右申立人の申立により右被相続人の相続財産管理人として前橋市向町九十七番地飯塚喜代太を選任した。

昭和二十六年十一月十四日 前橋家庭裁判所

●本籍並びに住所滋賀県伊香郡塩津村大字集福寺七百四十一番地

申立人 山本 集蔵

本籍並びに最後の住所 滋賀県伊香郡塩津村大字集福寺六百八十七番地の一

出生の場所 同本籍地

出生年月日 大正十四年九月五日

死亡の場所 同本籍地

死亡年月日 昭和二十五年六月十一日

職業 無職 被相続人 亡 松本 鶴子

右申立人の申立により当裁判所は同人を前記被相続人の相続財産管理人に選任した。

昭和二十六年十一月十二日 大津家庭裁判所長浜支部

○除権判決

●昭和二十六年(ヘ)第一号

名古屋市昭和区折戸町五の五〇。

申立人 三宅 良三

右代理人 疋田 三郎

一、株券の表示

別紙表示の通り

右株券について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十五日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をするものがないから申立人の申立により右株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月五日

津簡易裁判所

裁判官 中里 俊一

(別紙) 目録

株式会社百五銀行記名式株券

株券の種類枚数及び番号 百株券一枚戊第七三三七号

一株の金額 金五十円也

各株の払込金額 金五十円(全額払込済)

発行者 株式会社百五銀行取締役頭取乾碩也

発行年月日 昭和二十四年二月十日

現在株主 三輪 章

最終の所持人 三宅良三

○債権調査特別期日

●松山市松前町一丁目二十一番地

破産者 日本製菓株式会社

右の者に対する昭和二十六年(フ)第四号破産事件につき債権調査の特別期日を昭和二十六年十二月十九日午前九時と定める。

右公告する。

昭和二十六年十一月十六日

松山地方裁判所

会社その他の公告

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十月三十一日株主総会の決議に依り解散致しました。当会社に対し債務のある者は此の公告の日から二箇月以内に申出でられ度。若此の期間に申出のないときは清算より除けられる。

昭和二十六年十一月十四日

佐賀県小城郡北多久町八一七

日比薬品産業株式会社

清算人 森田 栄二

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月三日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月五日

東京都台東区上野桜木町五十番地

株式会社丸新

清算人 山本 京一

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月四日定時十九期株主総会により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十二日

岐阜市鶴田町三丁目二十四番地

岐貨商事株式会社

代表清算人 山口 軍治

解散公告

当会社は昭和二十六年九月十五日社員総会の決議により解散しましたので当会社に対し債権を有する方は公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申し出のない時は清算から除斥致します。

昭和二十六年十月二十日

東京都中央区銀座西三丁目三番地

有限会社三毎

清算人 荒井 忠一

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対し債権を有せられる方はこの公告の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間に申出でない時は清算から除斥致します。

昭和二十六年十一月十一日

京都市左京区下鴨上川原町九二

興国燃料株式会社

清算人 浜田 蕃夫

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年九月三十日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し期日内に申出のないときは右清算より除外致します。

昭和二十六年十一月

東京都中央区槇町三丁目一番地

高砂寒天株式会社

清算人 入江豊之介

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十月三十一日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十二日

名古屋市中区宝町二丁目十四番地

大東貿易株式会社

代表清算人 田島 年行

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十一月十五日の株主総会において資本額三千二百万円を資本額二千万円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本件公告記載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十一月十七日

大阪府中河内郡柏原町市村番外四番敷

柏原製油株式会社

解散公告(第三回)

当会社は株主総会の決議に依り昭和二十六年九月三十日解散いたしましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右の期間内に御申出のないときは清算より除斥いたします。

昭和二十六年十一月二十日

東京都千代田区大手町一丁目六番地

大陸鉱産株式会社

清算人 石田 祐吉

公告

当社は、昭和二十六年十一月十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二条第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称 関西電力株式会社

二、電気事業会社の住所 大阪市北区梅ケ枝町一六四番地

三、借入先 大蔵大臣

四、借入金額 金一、八一二百万円 中金一、〇七〇百万円也

五、借入金の利率 年七分五厘

六 借入金の償還の方法及び期限 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に金三六、二四〇千円宛分割弁済し昭和五十七年三月三十一日に残額を完済するものとする。

七、利息支払の方法及び期限 貸付当日より償還当日迄利息を附する。利払期日は毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日とし、利払当日までの利息を後払する。

八、その他参考となるべき事項 本借入金は発電、送電及び変電設備等の新設工事資金に充当する。

昭和二十六年十一月十九日

関西電力株式会社

株式併合による株券提出公告

当社は昭和二十六年十一月九日の臨時株主総会に於て額面一株金五十円の株式十株を併合して一株額面金五百円の株式とすることに決議したので当社株式所有者は本公告掲載の翌日より三箇月以内に株券を当社に提出されたい。

昭和二十六年十一月二十二日

名古屋市中区朝日町二丁目十番地

愛知トマト株式会社

株式名義書換停止公告

来る十二月一日より第六十二回定時株主総会(一月下旬開催の予定)終了の日まで株式の名義書換、質権の登録並びに信託財産の表示及びその抹消を停止いたします。

昭和二十六年十一月二十二日

京都市左京区八瀬花尻町一九八番地

日本金属粉株式会社

株式名義書換停止公告

来る十二月二十五日から臨時株主総会終了の日(昭和二十七年一月十五日)の予定迄株式名義書換及び質権並びに信託財産に関する登録及び抹消を停止致します。

昭和二十六年十一月十七日

京都市下京区四條通柳馬場東入立売東町一番地

京都観光施設株式会社

決定整備計画実行完了公告

当社は昭和二十六年十月二十四日実行完了致しましたので企業再建整備法により公告致します。

大阪市東成区神路町二丁目

大阪空機株式会社

第一回定時株主総会招集公告

来る昭和二十六年十一月三十日(金曜日)午後一時から東京都千代田区丸の内一丁目一番地同和化工株式会社内において左記事項につき第一回定時株主総会を開催いたしましたから御出席下さる様お願い致します。

昭和二十六年十一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番地

同和化工株式会社

取締役社長 久留島秀三郎

株主各位

第一号議案 第一期(自昭和二十六年六月十三日至昭和二十六年九月三十日)営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、及び損失金処分案承認の件

第二号議案 改正商法施行に伴う定款変更の件

以上

第五十期貸借対照表

資産の部		負債の部	
権利金	一、〇〇〇・〇〇	資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
受取手形	四、六七七、〇七六・四〇	諸積立金	一六、七三六、一三三・一七
預金及現金	一、一一七、六五四・八七	借入金	九、五〇〇、〇〇〇・〇〇
有価証券出資金	七九、七六〇・〇〇	支払手形	一三、三八四、六五二・八〇
仮払金	七八一、八四二・七五	仮受金	一、〇三二、九〇二・〇〇
取引先勘定	二三、九九四、〇八四・〇一	仕入先勘定	二、九二九、四五四・三四
商品原料在高	一五、三一六、六七四・〇〇	前期繰越金	四七五、六五六・九三
固定資産	三、九〇八、九五三・八一	当期利益金	七、一七五、三三六・六〇
計	四九、八七七、〇四五・八四	計	四九、八七七、〇四五・八四

昭和二十六年十月一日

株式会社岡本鋳造所

P.430

第7463号

昭和26年11月22日　木曜日　官報　第7463号　432

第四十四回決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

借方(資産の部)

土地	一、六八三、四八六、五一
有価証券	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
受取手形	三八六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
銀行預金	九一八、五七二、七六
未収入金	四一七、三七二、〇〇
仮出金	六五、〇五八、〇〇
合計	二八、四七〇、四八九、二七

貸方(負債の部)

資本金	三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	一七、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
納税積立金	一二、九八八、〇〇〇
支拂手形	二三、七六〇、〇〇〇、〇〇
借入金	七四〇、〇〇〇、〇〇〇
未拂税	三一八、四六二、〇〇〇
未拂諸利益金	二三、四七四、〇〇〇
前期繰越利益金	五、六一四、七七
当期利益金	四二、九五〇、五〇
合計	二八、四七〇、四八九、二七

神戸土地興業株式会社

第八回決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

土地	四一八、四二四、〇〇〇
建物	四、〇九〇、二四七、〇〇〇
構築物	二六八、〇八二、〇〇〇
機械装置	一、五三四、〇一三、〇〇〇
車輌運搬具	六九二、〇一三、〇〇〇
工具器具備品	三一七、七四三、〇〇〇
出資金	五三、二六五、〇〇〇
材料貯蔵品	四、八六一、九四五、一六二
炊事場勘定	二、六六一、〇八一、三四
製品	九、八三〇、〇〇〇
貸付金	三、六六七、三五二、二〇六、〇七二、五八六、二〇四四一、三七〇、〇〇〇
貸付掛金	四四七、六〇八、二一八、五八
製品売掛金	二、〇七二、〇〇〇
未収入金	七、七〇一、〇三〇、〇〇〇
未受取手形	二二三、四四八、四〇
未経過火災保険料	一〇、五三一、六九七、八九
銀行預け金	三七七、〇〇〇
郵便振替貯金	八六、七〇
現金	一〇一、三五七、〇九
仮拂金	四七、八三一、〇〇
合計	九一、三〇三、〇七〇、五六

貸方(負債の部)

株金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金	七〇〇、〇〇〇、〇〇
別途積立金	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇

法学の折れない

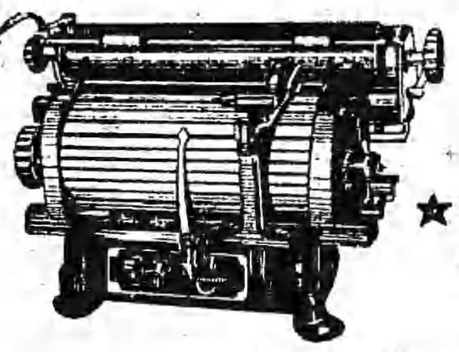

★他に
ロングプラテン型
(18吋)

納入先→人事院・特別調達庁
大蔵省・建設省
郵政省・労働省
電気通信省・東京都庁
国家警察予備隊　其他

東京電気タイプライター

製造元　東京電気器具株式会社　(東芝第二会社)
東京営業所　東京都千代田区旭町7　電神田　(25)3629

第六期貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

現金	九一、三〇三、〇七〇、五六
銀行預金	六八二、七五二、三四
建物	四、九五〇、三三
什器	三、三六一、二五〇、〇〇
土地	八一五、六五八、〇〇
合計	昭和二十六年十一月十九日

東京都中央区日本橋本町二丁目一番地の一　富士機工株式会社

第三回決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

借方(資産の部)

土地	二、八五八、一一〇、〇五
建物	一六、二五六、二四八、一六
構築物	四、〇一四、一一七、五〇
機械装置	四一、二九九、九三九、一一
車輌運搬具	四〇四、九一六、六七
工具器具備品	五九五、〇四〇、〇五
前期繰越損失金	一三、一八三、七〇八、二七
拡張改良資産	六、九四五、五八七、六一

第三回決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

借方(資産の部)

勘定科目	金額
銀行預金	二五、〇二六、一七七、七五
現金	七二七、九六〇、三六
売掛金	二三、四四八、七六八、〇六
受取手形	二五、九六七、四四五、六〇
未着輸入品保証金	三一、一三九、三五二、八七
輸入仮拂金	三、八〇六、〇〇〇、〇〇
国債有価証券	三五五、三九〇、〇〇〇
前拂金	一八、九一六、三六七、〇〇〇
仮拂金	六、六七七、三七九、八三
未収入金	五、七三四、四六七、三〇
営業用什器	四〇五、六五五、三七
合計	一四二、二〇四、九六四、一四

貸方(負債の部)

勘定科目	金額
資本金	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
退職慰労基金	二一〇、〇〇〇、〇〇〇
税金引当金	九四、八五〇、〇〇〇
掛買引当金	六、二四七、九一一、三三
輸入荷為替手形	六八、六八四、五八一、八三

第六十三期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

勘定科目	金額
銀行預金	二五、〇二六、一七七、七五
現金	七二七、九六〇、三六
売掛金	二三、四四八、七六八、〇六
受取手形	二五、九六七、四四五、六〇
未着輸入品保証金	三一、一三九、三五二、八七
輸入仮拂金	三、八〇六、〇〇〇、〇〇
国債有価証券	三五五、三九〇、〇〇〇
前拂金	一八、九一六、三六七、〇〇〇
仮拂金	六、六七七、三七九、八三
未収入金	五、七三四、四六七、三〇
営業用什器	四〇五、六五五、三七
合計	一四二、二〇四、九六四、一四

貸方(負債の部)

勘定科目	金額
資本金	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
退職慰労基金	二一〇、〇〇〇、〇〇〇
税金引当金	九四、八五〇、〇〇〇
掛買引当金	六、二四七、九一一、三三
輸入荷為替手形	六八、六八四、五八一、八三

第三期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

資産の部

土地	二、三五九、七九九、〇〇
建物	三四〇、五三〇、〇〇
構築物	二、三三一、四四八、〇〇
機械装置	四四三、一五四、四〇
工具器具備品	六五、四七八、〇〇
什器	一三八、七二四、八〇
原材料	一、八七七、六三八、九〇
仕掛品	一八三、一〇三、〇〇
創立費	三一、〇六七、五〇
原価償却積立金	三八一、四四三、九〇
製品	一九〇、〇〇〇、〇〇
貸付金	一、〇三九、六八〇、〇〇
有価証券	四四六、四九九、四〇
売掛金	六七九、三三四、四八
未収入金	三一、〇六七、五〇
仮拂金	三三〇、七〇九、一七
銀行預金	二六五、八二二、六一
現金	二六八、二六八、八二
勘定	二、三六二、七〇一、九八
繰越損失金	二、三六二、七〇一、九八
合計	

負債の部

資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
前受金	六〇、〇〇〇、〇〇
未拂金	三六五、七四〇、〇〇
仮受金	二六六、三三五、〇〇
買掛金	八六、六九一、八〇
当期利益金	五八三、九四五、一八
合計	一二、三六二、七〇一、九八

訂正公告

昭和二十六年九月七日会社その他の公告欄一二三頁三段掲載の減資公告中「昭和二十六年十月二十九日」は「昭和二十六年十一月二十六日」の誤りにつき訂正する。

日本製版株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　十一月十七日附衆会第十七号三二頁◉同十八日附参会第二十号(その二)一六頁◉同二十二日附物価第四十六号四頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三一―五九九
官報課　振替東京一九〇〇〇番

昭26.11.22.

官報

告示

◉物価庁告示第百八十八号

昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十一号（米麦の食糧管理法第八條ノ二の販売業者の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十二日

物価庁長官　周東　英雄

一、第一　統制額表を次の通り改める。

第一統制額表

種別	量目	水分	製造販売業者販売価格の統制額（持込渡し）	小売販売業者販売価格の統制額（店先又は持込渡し）
砂糖バター入りパン	一ヶ強力小麦粉混用の場合一八〇グラム、普通小麦粉のみの場合一八三グラムのコッペ焼のもの三ヶにつき	三六%以下	二七円・〇〇	二八円・〇〇
砂糖バター入りパン	型焼のもの一斤（強力小麦粉混用の場合一七五グラム、普通小麦粉のみの場合五四九グラム、普通小麦粉のみの場合五五八グラム）につき	三七%以下		
バター入りパン	一ヶ強力小麦粉混用の場合一七五グラム、普通小麦粉のみの場合一七七グラムのコッペ焼のもの三ヶにつき	三六%以下	二五・五〇	二六・五〇
バター入りパン	型焼のもの一斤（強力小麦粉混用の場合五二九グラム、普通小麦粉のみの場合五三八グラム）につき	三七%以下		

二、第二　販売條件その他のうち、第一号中「三%に相当する砂糖」を「三・三%に相当する砂糖」に改め、第三号及び第五号を次の通り改める。

三、この表の小売販売業者販売価格の統制額は、裸売りのものの統制額であつて、包装用紙に包んだものの統制額は、この表の統制額に五〇銭を加えた額とする。

五、この表に掲げる量目以外の場合の統制額は、裸売りの場合でも、包装用紙に包んだ場合でも、中味の重量の比例によつて、この表及び第二号から第四号まで及び第六号に定めるそれぞれの統制額から算出した額とし、一〇銭未満の端数は四捨五入するものとする。

◉物価庁告示第百九十号

昭和二十六年八月二十日物価庁告示第百七十五号（ビーフン及び米粉類の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十二日

物価庁長官　周東　英雄

一、第一　統制額表のうち、普通米粉及びはやみじん粉の行を次のように改める。

普通米粉	一三%以内	正味一〇キログラム包装込につき	五七八	同上
はやみじん粉（しゆんせつ粉）	一〇%以内	正味一〇キログラム包装込につき	六七七	同上

普通米粉	一三%以内	一袋（三七五グラム）につき	二三	五九〇
		一袋（五五〇グラム）につき	三四	六九一
はやみじん粉（しゆんせつ粉）	一〇%以内	一袋（三七五グラム）につき	二七	四〇
		一袋（五五〇グラム）につき	四〇	七〇

二、第二　販売條件その他の二の但書のうち「ビーフン及び白玉粉」を「ビーフン、普通米粉、はやみじん粉（しゆんせつ粉）及び白玉粉」に、「四捨五入する。」を「切捨てる。」に改める。

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

昭和二十三年保第七号（文吉星物価統制令違反事件）

一、換価金　百九十六円九十八銭

宇和島区検察庁

○同保第一五号（岡田直同）

一、同　三百十四円三十一銭

○同保第二三号（藤田サト子同）

一、同　三千九百十九円三十五銭

○同保第二四号（菊地マサミ食糧管理法違反事件）

一、同　四百六円六十銭

○同保第六五号（安田某臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　四千二百二十一円九十銭

○同保第八三号（城本カズヱ同）

一、同　二千三十三円十八銭

○同保第一〇二号（池田ミツヱ同）

一、同　四百三円四十六銭

○同保第一三二号（白石文子食糧管理法違反事件）

一、同　四百五十一円二十五銭

○同保第一八四号（田中正一同）

一、同　三百五十四円二十五銭

○同保第二一〇号（山下清子臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　一千六百八十九円九十二銭

○同保第二四一号（被疑者不明物価統制令違反事件）

同　一千五百九円七十六銭

○同保第四七五号（福島タニヱ食糧管理法違反事件）

一、同　三百四十七円七十八銭

○同保第五九五号（米田治明物価統制令違反事件）

一、同　三百五十九円八十銭

○同保第六二三号（沢村某同）

一、同　一千三百八十六円四十五銭

○同保第六三一号（山野一臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　二万九百五十円五十八銭

○同保第六三二号（八木茂同）

一、同　三千百八十六円三十銭

○同保第六四八号（笠井正夫同）

一、同　五千四百六十四円七銭

○同保第六八四号（山下幸盛物価統制令違反事件）

一、同　百八円八十銭

○同保第七〇五号（山田ミツヱ食糧管理法違反事件）

一、同　四百二円九十銭

○同保第七二〇号（被疑者不明酒税法違反事件）

一、同　二百二十五円

○同保第七二一号（同）

一、同　九百九十円

○同保第七四一号（菊池ミサヱ食糧管理法違反事件）

一、同　五百七十一円二十銭

○同保第七四二号（吉田喜作物価統整令違反事件）

一、同　六百七十八円二十四銭

○同保第七五二号（大西正夫同）

一、同　一千二十円

○同保第八二八号（菊川ユキノ同）

一、同　一千五百円十二銭

○同保第八三八号（被疑者不明同）

一、同　三千二百七十六円七十五銭

○同保第八六一号（太田活己食糧管理法違反事件）

一、同　一千三百八十円六十一銭

○同保第八六三号（芝信同）

一、同　二千九百七十七円六十九銭

○同保第八六六号（赤松トラヱ物価統制令違反事件）

一、同　四百四十二円四十銭

○昭和二十四年保第一九四号（坂本幸一食糧管理法違反事件）

一、同　九百九十六円四十三銭

○同保第二一八号（増田兼明同）

一、同　一万八百十八円

○同保第三二九号（田中光義物価統制令違反事件）

一、同　一万四千六百八十八円

○同保第三三六号（金時沢同）

一、同　四百四十六円四十銭

○同保第三三七号（浜田薫同）

一、同　一千六百七円四銭

○同保第三七二号（上田俊房同）

一、同　六千五百四十六円七十五銭

○同保第三八〇号（吉田彌三外一名同）

一、同　一千四百七十円

○同保第三九八号（吉崎快一外一名同）

一、同　二千四百四十三円九十三銭

○同保第四四八号（宮本建樹食糧管理法違反事件）

同　三百九十八円三十二銭

○同保第四四九号（永野正市同）

一、同　四百七十一円八十八銭

○昭和二十五年保第八三号（被疑者不明酒税法違反事件）

一、同　七百八十五円九十五銭

○同保第九九号（浜田某臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　一万二千七百二十二円六十二銭

○同保第一〇八号（被疑者不明酒税法違反事件）

一、同　三百六十円四十銭

官報　明治二十六年二月三十一日　第三種郵便物認可

物価号外

昭26.11.22.

○同保第一五六号（吉見ノブ子食糧管理法違反事件）
一、同　九百七十五円
○同保第一七三号（亀井カズエ物価統制令違反事件）
一、同　六百三円六十五銭
○同保第一七四号（長岡準吉同）
一、同　二百三十五円四十一銭
○同保第一七五号（大野昭一同）
一、同　二百二十八円八十銭
○同保第一七六号（山崎リヱ食糧管理法違反事件）
一、同　百五十七円四十銭
○同保第一七七号（被疑者不明物価統制令違反事件）
一、同　八千三百八十六円四十三銭
○同保第一九七号（日田ヤヱ子食糧管理法違反事件）
一、同　四百六十四円
○昭和二十一年区領第九七号（中村菊治傷害事件）
一、草刈鎌　一挺
○昭和二十二年区領第二六三号（川野四郎物価統制令違反事件）
一、水枕　三個
○同支領第四号（被疑者不明強盗殺人事件）
一、コンパクト　一個
二、パフ　一個
○同支領第二三号（吉安仙吉窃盗事件）
一、売買契約書　一通
○同支領第五四号（是沢芳光公文書偽造事件）
一、需要申請書　六枚
○昭和二十三年支領第四四号（五味央放火未遂事件）
一、一升壜　一個
二、ハトロン紙包木炭　一包
三、帆木綿焼切　一枚
四、新聞紙片　五枚
五、マッチの軸　八本
六、帆木綿切　三枚
七、木炭　一包
八、マッチ小箱　一個
○同区領第三五七号（岩見藤雄軽犯罪法違反事件）
一、ナイフ　一個
○同区領第四七五号（大田信夫物価統制令違反事件）
一、水枕　五個
○昭和二十五年区領第九七号（川口豊酒税法違反事件）
一、四斗容桶　四個
○同区領第一二二号（堀川武夫窃盗事件）
一、中古紺ラシヤジヤンパー　一枚
二、中古作業長ズボン　一枚
○同区領第一二七号（植松健次郎傷害事件）
一、庖丁　一挺
○同区領第一八一号（被疑者不明酒税法違反事件）
一、一升壜　五個
二、布切れ　一枚
○同区領第二一九号（石丸儀作窃盗事件）
一、梯子　一本
二、ゴム裏草履　一足
○同区領第二四九号（浜中常一外三名同）
一、漁業用白色シート　一枚
○同区領第二七三号（被疑者不明酒税法違反事件）
一、水枕　四個
二、ボール箱　一個
三、麻縄　一本
○同区領第二八四号（鈴木力之助外一名窃盗事件）
一、リュックサック　一個
二、唐米袋　一個
三、懐中電燈　一個
○同区領第二九二号（石飛一馬同）
一、地下足袋　一足
二、黒運動靴　一足
○同区領第三一四号（所崎ハル同）
一、女物手袋　一双
○同支領第一六八号（中島新一殺人未遂事件）
一、ゆかた寝間着　一枚
二、白ねる腰巻　一枚
○同支領第一八一号（浜田茂外一名窃盗事件）
一、シガレットケース　一個
○同支領第二〇四号（高田実外一名同）
一、白運動靴　一足
○同支領第二四〇号（脇本晃司詐欺事件）
一、書状　一通
○昭和二十四年支領第二一〇号（山口浪之助傷害事件）
一、鉄棒　一本
○昭和二十五年区領第二二五号（森木高住窃盗事件）
一、ズボン　一着
二、シャツ　一枚
三、財布　一個
四、万年筆　一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
江戸川区検察庁

○昭和二十六年押第三〇九号（朴外受食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千一百四十四円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
鳥取地方検察庁倉吉支部

○昭和二十三年保第一〇号（山根豊子食糧管理法違反事件）
一、換価金　一百十一円二十銭
○同保第三八号（木村よし江同）
一、同　六十八円八十八銭
○同保第六一号（中村照子同）
一、同　四百十四円五十銭
○昭和二十四年保第一三〇号（榎本芳松同）
一、同　七十六円八十銭
○昭和二十五年保第六八号（氏名不詳同）
一、同　四百二十六円
○昭和二十六年保第二六号（北川保三賭博事件）
一、立会封金　四十円
○同保第二七号（朝香増一郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　一百八十五円十二銭
○同保第二八号（香川俊光同）
一、同　二十二円九十六銭
○同保第二九号（金春子同）
一、同　二百八十一円十一銭
○同保第三〇号（山路政子同）
一、同　二百三十九円十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
飯田区検察庁

○昭和二十六年支押第五七号（李英傑外国人登録令違反被告事件）
一、外国人登録証明書　一通

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
新宿区検察庁

○昭和二十六年押第一八号（松本義雄窃盗事件）
一、クリーム色女物手袋　一足
○同押第一九号（吉川重光同）
一、シャベル　一個
二、ツルハシ　一個
○同押第二九号（堀内節治同）
一、鼠色背広三つ組　一着
二、白布製ズック靴　一足
三、茶色風呂敷　一枚
四、毛手袋但青茶各片方　一足
○同押第八二号（渡辺とし子食糧管理法違反事件）
一、換価金　三六九円
○同押第八六号（藤波秀治窃盗事件）
一、弁当箱　一個
二、女用下駄　一足
○同押第九七号（池田茂同）
一、黒皮製手提鞄　一個
二、小犬の玩具　一個
三、卓上マイクロフォンの台　二個
○同押第九八号（山岸義弘軽犯罪法違反事件）
一、ドライバー（チョコレート色）　一個
二、ドライバー（茶色）　一個
三、小型懐中電燈（青色）　一個
○同押第九九号（小林繁雄窃盗事件）
一、女物青色セーター　一枚
二、女物紺色手袋　一足
○同押第一三〇号（畠山孝同）
一、鉈　一丁
○同押第一六二号（和泉政次郎遺失物横領事件）
一、精工舎八型腕時計　一個
○同押第一八〇号（藤村信夫食糧管理法違反事件）
一、換価金　一、三一二円
二、荷札　四枚
○同押第一八一号（武田末雄同）
一、換価金　一、七四九円
二、荷札　六枚
○同押第二一五号（藤城すみ子同）
一、換価金　一、〇九五円
○同押第二二六号（西沢縫次郎窃盗事件）
一、現金　二四〇円
二、定期券クサリ　一個
○同押第二二七号（関東政こと菅原政吉贓物運搬事件）
一、青色様風呂敷　一枚
二、黒色絹紗コート　一枚
三、かのこ草模様絹紗長襦袢　一枚
四、絹紗小絣羽織　一枚
五、青色様縦縞絹紗コート　一枚
六、大縞袖着物　一枚
○同押第二三八号（山田光雄窃盗事件）
一、白木綿ワイシャツ　一枚
二、鼠色縞三組背広　一着
三、白木綿ズボン　二本
四、白半袖シャツ　一枚
五、黒ズボン　一枚
六、風呂敷　一枚
○同押第二六七号（山口ふみ食糧管理法違反事件）
一、換価金　三〇七円九〇銭
○同押第三一八号（渡辺正治窃盗未遂事件）
一、金切鋸　一丁
○同押第三二七号（横野正博窃盗事件）
一、エンピ　一丁
○同押第三六七号（大内達夫同）
一、プライヤー　一丁
○同押第四一三号（佐橋重秋遺失物横領事件）
一、電話用ケーブル　五百匁
○同押第四二三号（伊藤武雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　八六一円
○同押第四六二号（山本政夫贓物収受事件）
一、黒短靴　一足

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
京都区検察庁

○昭和二十五年押第二四四二号（藤井熊太郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百六十四円
○同押第二八五八号（金田石大こと金石大同外国人登録令違反事件）
一、同　五百五十三円
○同押第二五九五号（佐々木つや食糧管理法違反事件）
一、同　八百七十三円
二、風呂敷　四枚
三、木綿袋　同
四、手提買物籠　一箇
五、鑵（カル素）　一箇
○同押第二六一三号（金喆允同）
一、換価金　五百四十二円
二、定期券　一枚
○同押第四二八九号（岡本さかえ同）
一、同　六百七十五円
二、定期券　一枚
○同押第四五六七号（林照子同）
一、換価金　二百五十六円
○同押第四六九三号（三宅九一郎同）
一、同　三百七円
二、定期券　一枚
○同押第四六八四号（大木ツマ同）
一、換価金　五百三十円
○同押第四六九四号（安田とし子同）
一、同　百七十三円
○同押第四五七五号（吉田ツル同）
一、同　二百八十七円
○同押第四一六五号（不詳外四十七件同）
一、同　四万三千百九十八円
○同押第四一〇〇号（不詳外一四六件同）
一、同　十五万一千七百九十八円
○昭和二十三年押第一八五〇号（宮口為蔵同）
一、換価金　八百二十七円五十銭
○同押第七二号（杉田興満こと曺興満同物価統制令違反事件）
一、同　六百四十七円四十銭
二、手帳　二冊
○昭和二十四年押第一一四二号（浦山修市窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、黒洋傘　一本

○同押第三六三号（三輪捨吉食糧管理法違反事件）
一、鉄道乗車券　二枚
二、換価金　六百七十九円二十銭
○同押第二三一五号（石黒剛誠外一名物価統制令違反事件）
一、送状荷札　二枚
二、荷受証　一枚
三、換価金　五万千九百七十九円二十銭
○同押第三二六号（小林美津子食糧管理法違反事件）
一、同　千百五十四円五十銭
○同押第四一八九号（藤本美子窃盗事件）
一、男物ズボン　三
二、絹風呂敷　一
三、タオル　一
四、便箋　一
五、ポマード　一
六、雑誌　一
七、アルミ製湯呑　一
○同押第九八四号（江本晴雄こと李琬石食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百六十二円七十銭
三、リュックサック　一箇
四、布袋　二枚
○同押第四〇三五号（長谷川清窃盗事件）
一、懐中電池　一
○同押第一〇〇〇号（松井スエ外十一名食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百七十六円十銭
二、伝票　十二枚
○同押第二六六五号（仁保未広窃盗事件）
一、万年筆型懐中電池　一
二、同右　一
三、ビス廻シ　一
○同押第一六三号（山村文夫こと李胎岩食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百九十円五十銭
二、白木綿米袋　一
三、ネズミ色木綿米袋　一
○同押第四八三七号（林鏡復外一名同）
一、換価金　二千三百七十七円
二、南京袋　二枚
○同押第四三六九号（樹甲連同）
一、換価金　千二百七十円
○同押第四五二五号（古川平三同）
一、同　千百九円
○同押第四七四九号（すんてき同）
一、同　二百十九円
○同押第四七八三号（伊藤潔窃盗未遂事件）
一、ネジ廻シ　一箇

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
札幌地方検察庁

○昭和二十三年領第一四一六号（北村キク物価統制令違反等）
一、軍ズボン　一
二、人絹反物　一
三、綿反物　一
四、子供袖ナシ　四
五、子供カンタン服　四
六、女子服　五
七、人絹裏地　一
八、下着白色　一
九、子供前掛　一
一〇、人絹子供給　二
一一、ガラ紡スカート　一
一二、木綿反物　一
一三、ガーゼ　三
一四、子供給　二
一五、女児服　一
一六、ワンピース　一
一七、排色ネル地　一
一八、麻色生地　一
一九、ネル子供給　一
二〇、子供マット　一
二一、二二、メリヤスシャツ　各一
二三、タオル寝巻　八
二四、ガス黒糸　四七本
二五、カヤ　一
二六、青色沓下　四七
二七、軍手　三十
二八、仕切書　三
○同領第一五七一号（伊藤一成外二名同）
一、ゴム長靴　一
二、現金　一万一千七百円
○同領第一七二九号（亀田良光同）
一、紺色三つ揃服　一
○同領第二一九一号（只井光男恐喝事件）
一、二、三、四、念書　各一
○同領第二三八六号（鎌田篤詐欺事件）
二、小切手　一
○同領第二四五五号（熊沢美津酒税法違反事件）
六、雑記帳　二
七、手帳　二
○昭和二十四年領第二五八号（黄川光雄外二名横領事件）
一、ネズミ色綿毛布　一
○同領第八八五号（金等万窃盗事件）
五、ズック製袋　一
○同領第九二五号（久保義雄外一名横領事件）
一、請求書綴　一
二、割当台帳　一
三、特殊物件関係　一
○同領第一一四二号（工藤隆同）
二、ワイシャツ　一
○昭和二十五年領第六一号（三浦不二男窃盗事件）
二、リヤカー　一
三、荷札　一
○同領第八八号（橋本貫録物価統制令違反事件）
七、伝票　四
○同領第一〇四号（若林信男詐欺事件）
一、名刺　一
二、鍵　二
○同領第一五三号（寺山精二窃盗事件）
一、ナイロン財布　一
二、現金　二千一百七十円
○同領第一九四号（岩田登詐欺事件）
三、精算書　一
○同領第二九九号（安保広雄遺失物横領事件）
一、換価金　一千円
○同領第五三七号（金栄業外二名賭博事件）
一、現金　二千四百円
○同領第六六九号（沢田信良窃盗事件）
二、青色中型トランク　一
三、白リックサック　一
四、一反風呂敷　一
五、木綿風呂敷　一
六、石ケン　一
七、西洋カミソリ　一
八、煙草ケース　一
九、タオル　一
一〇、チリ紙　若干
一一、細引　三
一二、脱紙綿　若干
一三、傷薬　一
一四、戦斗帽　一
一五、ゲートル　一
○同領第六九七号（宮幸一同）
六、黒皮製札入　一
七、質札　一
八、当座勘定受入副報告　一
○同領第七九六号（芦野政隆殺人未遂事件）
一、腕時計　一
三、女物短靴片方　一
四、ズロース　一枚
○同領第八五四号（茱野鉄蔵公職選挙法違反事件）
一、本　一冊
二、名刺　一三
○同領第九二二号（佐藤教之助詐欺事件）
二、請求書　一
三、伝票　一
四、借用証　一
○同領第九二三号（田中栄外三名住居侵入事件）
六、委任状（写）　一
七、契約書　一
八、九、同
○同領第九七四号（菱信吉名誉毀損事件）
一、経歴　四
二、掲示現場写真　一
○同領第九九三号（金實紘詐欺事件）
一、パンツ　一
○同領第一〇一七号（百崎一男同）
七、出金伝票　一
○同領第一〇二六号（白戸義守窃盗事件）
二、麻袋　一
三、同　一
○同領第一〇三五号（金島実詐欺事件）
一、誓約書　一
○同領第一〇四二号（藤田之雄業務上横領事件）
一、請求書　一
二、同
三、四、五、六、七、八、領収書　各一
九、仕金請求書　一
一〇、出金伝票　一
○同領第一〇六三号（渡辺保雄窃盗事件）
二〇、二一、風呂敷　二
二二、ワイシャツ　一
二三、紺色合着　一
○同領第一一五五号（山下良男同）
一、開襟シャツ　一
二、丸首シャツ　一
○同領第一一八六号（田原茂同）
一、ソフト帽　一
二、皮製手袋　一
三、マフラー　一
○同領第一一九九号（熊田武夫詐欺事件）
一、保険料金取扱書　一
二、同
三、領収書　一
○同領第一二四〇号（田中一男窃盗事件）
一、手橇　一
○昭和二十六年領第三〇号（三浦キミ同）
一、子供用白靴下　二足
○同領第五四号（泉沢諭横領事件）
一、配給伝票　一
二、鮮魚売捌庭帳　一
○同領第六九号（西村重吉窃盗事件）
一、現金　二千円
二、名刺　一
○同領第八〇号（島重雄住居侵入事件）
一、現場写真　一
○同領第一九五号（石塚健一窃盗事件）
一、パス入　一
二、市電通勤券　二
三、市電乗車券　三
四、手帳　一
○同領第二三〇号（阿部由雄詐欺事件）
一、現金　四百七十円
○同領第二四〇号（長野シゲ窃盗事件）
一、質札　一
○同領第二四九号（井上繁雄遺失物横領事件）
一、懐中時計　一
○同領第三五六号（井内岩夫窃盗事件）
四、理科文庫
五、同
六、同
○同領第三五七号（林哲郎詐欺事件）
一、端切れ　五枚
二、同　六九枚
三、非常箱　一
四、反物切　五
○同領第四〇九号（川原田健次郎窃盗事件）
一、スキー帽　一
二、懐中電燈　一
○同領第四一〇号（中村好一同）
二、リヤカー　一
○同領第四一二号（木村秀夫同）
一、のし袋　一
二、入場券　一
三、現金　二百円
○同領第四一六号（木村弘同）
二、背広上衣　一
○同領第五四五号（亀山亀太郎同）
二、スパナ　一
三、同　一
○同領第五七二号（金海次郎同）
一、中古自転車　一
○昭和二十四年領第八八三号（三ッ谷武司臨時物資需給調整法違反事件）
一、領収書　一
二、小切手　一
○同領第八八五号（早坂留吉物価統制令違反事件）
一、契約書　一
二、領収書　一
○同領第九四四号（堅村貿易札幌出張所同）
一、衣料品　一
二、預金通帳　一
○同領第九六二号（竹内ヨシ外二名賭博事件）
一、現金　二百三十円
○昭和二十五年領第四四八号（矢口次郎外二名賭博事件）
一、毛布　一

物価号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○同領第六九四号（広崎マヨ外三名同）
一、現金　二千二百四十円
二、同　百七十円
○同領第七九八号（伊藤正保失火事件）
一、焼玩りラジオ　一
二、シューズ板　一
○同領第八四八号（村上よし食糧管理法違反事件）
一、換価金　九百二円
○同領第一〇七二号（山本カヨ同）
一、同　八百二十円
○昭和二十六年領第一七号（守内久子食糧管理法違反事件）
一、同　九百二円
○同領第一九号（北林重太郎同）
一、同　一千一百八十八円
○同領第三〇号（佐藤やえ同）
一、同　一千一百八十円
○同領第三九号（山田ミツ同）
一、同　一千二十四円
○同領第四四号（本間きく同）
一、同　一千二百五十円
○同領第四五号（滝内チヱ同）
一、同　一千一百六十八円
○同領第四六号（中津初枝同）
一、同　五百七十四円
○同領第四八号（斎藤智満子同）
一、同　七百九十一円
○同領第四九号（中島保三同）
一、同　一千一百六十八円
○同領第五五号（小柳正夫同）
一、同　一千一百六円
○同領第六八号（佐藤タケノ同）
一、同　八百八十五円二十銭
○同領第七一号（田中マツ同）
一、同　六百十五円
○同領第七四号（酒井トミ同）
一、同　一千一百四十七円
○同領第七七号（高野チサ同）
一、同　一千一百四十七円
○同領第八〇号（小泉政吉同）
一、同　一千三百三円
○同領第八一号（伊藤大輔同）
一、同　一千二百六十五円
○同領第八三号（山内ミヨ同）
一、同　一千四円
○同領第八四号（高橋ふさ同）
一、同　九百六円
○同領第八五号（山崎誠三郎外一名同）
一、小刀　一
○同領第一〇九号（中野淳一同）
一、換価金　一千四百五十五円
○同領第一一〇号（三好節子同）
一、同　一千三百四十円
○同領第一二九号（伊藤トヨ同）
一、同　三百六十九円

○同領第一三四号（石村アイ同）
一、同　六百十五円
○同領第一三五号（高橋まさ子同）
一、同　八百六十九円
○同領第一三六号（長谷川実同）
一、同　一千一百五十九円
○同領第一三八号（七田伝造同）
一、同　一千二百七十四円
○同領第一四一号（中野蘭吾同）
一、同　九百四十三円
○同領第一四二号（藤本広同）
一、同　八百八十九円
○同領第一六四号（大久保和子同）
一、同　一千二百九十一円
○同領第一九三号（山口チサ同）
一、同　一千一百八十八円四十二銭
○同領第二〇八号（黒川キヨ同）
一、同　二百八十六円八十五銭
○同領第二二〇号（福崎マサ同）
一、同　八百八十円
○同領第二三三号（吉田吉行同）
一、同　一千八十六円
○同領第二三四号（藤谷実同）
一、同　八百七十九円
○同領第二五七号（阿部正一同）
一、同　一千二百八十二円
○同領第二六二号（野川義雄同）
一、同　五百七十四円
○同領第二六五号（吉田節子同）
一、同　六百十五円
○同領第二六六号（佐藤金平同）
一、同　一千七百五十八円
○同領第二六八号（前堅源実同）
一、同　七百六十円
○同領第二八七号（原田清同）
一、同　八百二十円
○同領第二九三号（高田忠一郎同）
一、同　八百八十二円
○同領第三一七号（柴田四郎同）
一、同　六百十五円
○同領第三一八号（及川静同）
一、同　八百四十円
○同領第三一九号（三宅敏子同）
一、同　八百二十円
○同領第三二四号（米村元吉同）
一、同　五百七十四円
○同領第三二五号（橋本政雄同）
一、同　六百十五円
○同領第三四五号（羽根久子同）
一、同　一千一百六十一円
○同領第三四七号（木元友吉同）
一、同　一千一百八十八円
○同領第三五二号（福本フヂ同）
一、同　九百四十三円
○同領第三五七号（大村光雄同）
一、同　九百四十三円

○同領第三五九号（三島芳子同）
一、同　一千一百六円
○同領第三六〇号（児玉三郎同）
一、同　八百六十九円
○同領第三六三号（長谷川実同）
一、同　一千九十五円
○同領第三六四号（吉田貞吉同）
一、同　八百二十円
○同領第三六七号（吉田清同）
一、同　一千二百二十九円
○同領第三七二号（不詳同）
一、同　一千二百九十九円
○同領第三七五号（同）
一、同　一千一百六十一円
一、リックサック　一
二、木綿袋大　一
三、木綿袋小　一
四、風呂敷　一
五、換価金　一千二百十九円
○同領第三七六号（同）
一、リックサック　一
二、木綿袋大　一
三、木綿袋小　一
四、風呂敷　一
五、換価金　一千二百十九円
○同領第三七七号（同）
一、木綿袋　二
二、風呂敷大　一
三、風呂敷小　一
四、弁当箱　一
五、換価金　一千二百八十三円
○同領第三九三号（内藤正記同）
一、同　一万三千三百六十円
二、荷札　一
○同領第四〇一号（小林貞夫同）
一、換価金　一千二百二十二円三十銭
○同領第四一七号（川村トメ同）
一、同　八百六十一円
○同領第四二七号（山本広吉同）
一、同　七百八十八円
○同領第四三一号（内田キク同）
一、同　六百七十六円
○同領第四四六号（小林ノイ同）
一、同　六百五十六円
○同領第四六五号（山田耕三同）
一、同　八百二十円
○同領第四七五号（不詳同）
一、同　四千九十九円
○同領第四八五号（若倭某同）
一、同　六百九十七円
○同領第四八六号（沖田某同）
一、同　三百二十八円

○同領第四八七号（不詳同）
一、同　一千三百五十四円
○同領第四八八号（同）
一、大風呂敷　一
二、木綿袋　一
○同領第四八九号（同）
一、風呂敷　一
二、木綿袋　一
○同領第四九四号（北林重太郎同）
一、同　一千一百八十八円
○同領第四九五号（山形キク同）
一、同　一千十六円
○同領第五一一号（不詳同）
一、リックサック　一
二、南京袋　一
三、換価金　一千二百六十九円

長野地方検察庁諏訪支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押第二六二号（陳東麗窃盗被告事件）
一、ポストンバック　一
○同押第二七五号（洪哲佳酒税法違反被疑事件）
一、蒸溜機　一
二、冷却器　一
三、一斗瓶　一
四、換価金　五十八円

宇治区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押収第七一号（重田為弘窃盗事件）
一、粉篩器ホース先金　一本
二、丸棒（長さ二尺五寸位）　一本
○同押収第七六号（永谷厳同）
一、木綿白古布　一枚
二、人絹紫色縞模様風呂敷　一枚
○同押収第九六号（山岡公子食糧管理法違反事件）
一、袋　一枚
二、風呂敷　一枚
○同押収第一六〇号（井崎幸太郎窃盗事件）
一、白布袋　一枚
○同押収第一七〇号（李海珠食糧管理法違反事件）
一、白色木綿袋　一枚
二、ブリキ製一斗罐　一個
○同押収第一七二号（金歎寿同）
一、換価金　一千二百一円

○昭和二十六年押収第五号（真田ラク同）
一、同　四百八十円

大河原区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年処第二一号（庄司まつ食糧管理法違反事件）
一、布袋　三枚
○同領第三一〇号（庄司まつ同）
一、米　換価金　二千四百五十五円三十五銭
○同領第三一三号（佐藤昌作窃盗事件）
一、自転車　一台
○同領第三八〇号（馬場ますえ食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　一千六百七十五円
○同領第三八六号（半沢忠同）
一、同　二千七百七十五円七十六銭
○同領第三九一号（太田恒男同）
一、同　九百八十四円
○同領第四一七号（中山秀次酒税法違反事件）
一、樽　一ケ
二、焼酎　一斗六升
三、甕　一ケ
○同領第四四九号（不明食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　一万五千六百十四円二十九銭
○同領第四五〇号（同）
一、同　八千二百三十七円五十七銭
○同領第四五七号（同）
一、同　三千七百八十四円
○同領第四五八号（同）
一、同　一千百四十七円
○同領第四五九号（同）
一、同　四千四百八十二円
○同領第四六〇号（同）
一、同　九百七十九円
○同領第四六一号（同）
一、同　一千七百九十三円
○同領第四六六号（同）
一、同　三百九十八円七十五銭
○同領第四六七号（同）
一、同　百九十八円五十銭
○同領第四六九号（同）
一、同　四百四十四円三十七銭

定価　一部　三円（官報本紙読者には無料添付）
送料　実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁　電話九段五三一　振替東京一五〇〇　官報課